

## 予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

### 1 開会年月日

令和8年3月5日（木）

### 2 開会場所

第一委員会室

### 3 出席議員（16名）

委員長	山田	ひろこ
副委員長	岡崎	義 顕
理事	ほかり	吉 紀
理事	依田	翼
理事	高山	かずひろ
理事	浅川	のぼる
理事	田中	香 澄
理事	金子	てるよし
理事	上田	ゆきこ
理事	山本	一 仁
委員	松平	雄一郎
委員	千田	恵美子
委員	田中	としかね
委員	品田	ひでこ
委員	海津	敦 子
委員	関川	けさ子

### 4 欠席議員

委員	のぐち	けんたろう
----	-----	-------

### 5 委員外議員

議長	市村	やすとし
副議長	高山	泰 三

### 6 出席説明員

成澤 廣 修 区 長

佐藤正子	副区長
加藤裕一	副区長
丹羽恵玲奈	教育長
新名幸男	企画政策部長
竹田弘一	総務部長
榎戸研	防災危機管理室長
高橋征博	区民部長
長塚隆史	アカデミー推進部長
鈴木裕佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢島孝幸	地域包括ケア推進担当部長
多田栄一郎	子ども家庭部長
矢内真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜沼秀之	都市計画部長
小野光幸	土木部長
木幡光伸	資源環境部長
松永直樹	施設管理部長
宇民清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉田雄大	教育推進部長
渡邊了	監査事務局長
川崎慎一郎	企画課長
菊池日彦	政策研究担当課長
岡村健介	用地・施設マネジメント担当課長
進憲司	財政課長
横山尚人	広報戦略課長
野苺家貴之	情報政策課長
畑中貴史	総務課長
山田智	総務部副参事
熊倉智史	ダイバーシティ推進担当課長
中川景司	職員課長
木口正和	契約管財課長

増 田 密佳子	税務課長
齊 藤 嘉 之	防災危機管理課長
横 山 勲	安全対策推進担当課長
木 村 健	区民課長
内 宮 純 一	経済課長兼緊急経済対策担当課長
高 橋 肇	戸籍住民課長
吉 本 眞 二	アカデミー推進課長
阿 部 遼太郎	観光・都市交流担当課長
矢 部 裕 二	スポーツ振興課長
篠 原 秀 徳	福祉政策課長
瀬 尾 かおり	高齢福祉課長
鈴 木 仁 美	地域包括ケア推進担当課長
永 尾 真 一	障害福祉課長
坂 田 賢 司	生活福祉課長
佐々木 健 至	介護保険課長
佐 藤 祐 司	事業者支援担当課長
後 藤 容 子	国保年金課長兼高齢者医療担当課長
鈴 木 大 助	子育て支援課長
富 沢 勇 治	子ども施策推進担当課長
奥 田 光 広	幼児保育課長
足 立 和 也	子ども施設担当課長
大 戸 靖 彦	子ども家庭支援センター所長
佐 藤 武 大	児童相談所副所長（児童相談課長）
中 島 一 浩	生活衛生課長
大 武 保 昭	健康推進課長
小 島 絵 里	予防対策課長
市 川 健一郎	保健対策担当課長
大 塚 仁 雄	保健サービスセンター所長
真 下 聡	都市計画課長
前 田 直 哉	地域整備課長

村 田 博 章	住環境課長
川 西 宏 幸	建築指導課長
橋 本 淳 一	管理課長
村 岡 健 市	道路課長
高 橋 彬	みどり公園課長
武 藤 充 輝	環境政策課長
有 坂 和 彦	リサイクル清掃課長
石 川 浩 司	文京清掃事務所長
阿 部 英 幸	施設管理課長
寺 崎 寛	保全技術課長
大 畑 幸 代	整備技術課長
熱 田 直 道	教育総務課長
宮 原 直 務	学務課長
内 山 真 宏	教育推進部副参事
山 岸 健	教育指導課長
藤 咲 秀 修	教育施策推進担当課長
日比谷 光 輝	児童青少年課長
木 内 恵 美	教育センター所長
猪 岡 君 彦	真砂中央図書館長
宮 部 義 明	選挙管理委員会事務局長

## 7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査担当	平 尾 和 香

## 8 本日の付議事件

- (1) 予算審査
  - 1) 総括説明
  - 2) 総括質疑
- (2) 議案第67号 令和8年度一般会計予算

- ア 一般会計歳入
- ・ 1 款「特別区税」

---

午前 9時58分 開会

○山田委員長 それでは、皆様おそろいですので、定刻前ですけれども、ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

委員長の出席状況です。

委員等の出席状況は、のぐち委員は病気療養により欠席となります。

理事者の皆様におきましては、関係理事者に御出席をお願いしております。よろしくお願いいたします。

---

○山田委員長 まず、理事会の協議……、あ、次に、理事会の協議結果についてです。

委員会の円滑な運営を図るため、2月16日及び3月4日に理事会を開催し、委員会の運営方針等について協議を行いました。

事務局長から、理事会の協議結果を御説明いただきます。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、2月16日及び3月4日に開催されました理事会での協議結果について御報告いたします。

理事会においては、運営方針（案）」「審査日程（案）」「理事会の開催」「報道機関からの撮影・録音の申請」「修正案の取扱い」などについて、協議が行われました。

初めに、運営方針（案）について確認された内容を申し上げます。予算審査特別委員会フォルダ内の資料「1 委員会運営方針（案）」を御覧ください。

運営方針（案）は、基本的に前年と同様の内容でございますが、特に確認すべき事項を申し上げますさせていただきます。なお、今年度の決算審査特別委員会で多数の個人情報に関する発言があったことから、インターネット中継に関しては別に項目建てにしております。

まず初めに、5の「議事運営」(1)総括質疑についてです。総括質疑は、交渉会派の委員が行うものとされており、質問・答弁合わせて50分以内を目途に行い、超えた場合は款別質疑において各会派の持ち時間から差し引くこととされました。総括質疑の質問順序は、自由民主党、日本共産党、公明党、AGORA、区民が主役の順に行うこととされました。

(2)内容審査について、まず修正案の取扱いですが、日本共産党委員、区民が主役委員か

ら一般会計予算に対する修正案が提出され、提案会派の説明者は千田委員、依田委員とする申出を受けました。議案の審査順序等について、修正案の提案説明及び質疑は、一般会計原案の質疑終了後に行い、提案説明及び質問に対する答弁は、委員の自席で行うこととされました。態度表明は4会計全ての質疑が終了した後に行い、「一般会計修正案の態度表明」、次に「4会計全ての区長提出原案の態度表明」の順で行うこととされました。態度表明については、当初予算は1会派当たり6分以内を目途に行うこととされました。

次に、(3)の進行管理における時間配分についてです。委員長が、効率的な時間配分を提示する旨の記載がございます。今年度の委員会では、1人当たり96分、副委員長はその半分の48分の持ち時間が配分されることとなりました。

次に、(4)の会派の意見についてです。委員会報告に各会派の反対意見または賛成意見を載せることとされ、態度表明の際の発言と整合性のあるものを1,500文字以内でまとめ、3月13日、金曜日の17時30分までに、事務局にメールで提出していただくこととなりました。

次に6「質問・答弁」についてです。歳入審議の際、歳出に関する質疑は行わないこと、常任委員会・特別委員会において審議した内容と同一の質疑は避けること、インターネットで生中継していることを踏まえ、個人情報等が含まれる発言は行わないこととなりました。

次に、7「審査資料」の(1)についてです。資料は電子データを使用しますが、予算書については紙資料も併用といたします。

次に、9の「インターネット中継」についてです。こちらは、総括質疑及び款別質疑を行う3月5日木曜日から3月13日金曜日までの各日をインターネットで生中継し、発言取消し等の編集がなければ翌日の17時を目途に録画中継を公開する予定です。まず、生中継は一切編集ができませんので、個人情報等に該当する発言の取扱いには特に御留意いただく必要があります。運用については次のとおりとすることとされました。委員長は、個人情報等に該当する発言、法令等に違反し、または委員会の秩序を乱す行為があったと認める場合は、まず、是正を促す注意を行います。それでもなおその状態が続く場合は、委員長は必要に応じて生中継を一時停止し、または当日の中継を中止することができることとします。また、この場合の録画配信は、そのまま公開せず、必要に応じて公開を延期した上で、当該部分の削除、その他必要な編集等を行ってから公開することとします。なお、今年度の決算審査特別委員会での事例にもあるように、個別の削除が困難な場合には、当該範囲をまとめて削除いたします。最後に、これら前各号に関する対応について、必要に応じて議長に報告し、承認を得るものといたします。

最後に10の「その他」についてです。第一委員会室と第二委員会室を一体的に活用し、第二委員会室には第一委員会室の音声を配信することとされました。

次に、審査日程について申し上げます。資料「2 委員会審査日程（案）」を御覧ください。

審査日程は、前年と同様6日間となっており、全てインターネット中継で配信されます。日程区分は太い線で、質疑の区分は細い線が表示されており、備考欄に予算書の該当ページを記載しております。なお、「東京都平和の日」である3月10日の午後2時に、委員会審査を一時中断し、1分間の黙祷を行うこととされました。

次に、本会議での委員会報告書の協議について申し上げます。

委員会報告書については、定例議会最終日の3月17日火曜日、午前11時から、委員会を開会し、協議することとされました。委員会報告の内容は、これまで同様、総括質疑のやり取りをより簡潔な形で盛り込みつつ、委員会の中で出された意見、要望等を中心に取りまとめることとし、報告文全体としてのスリム化を図ることとされました。なお、この文案協議のための委員会には、理事者の出席は不要とされました。

次に、理事会の開催について申し上げます。

理事会は、委員会の審査状況を見ながら必要に応じ協議して開催し、委員会運営について協議することとされました。

次に、報道機関からの撮影・録音の申請について申し上げます。

読売新聞東京本社様、中日新聞東京本社様より、本日、15時30分から総括質疑に関する傍聴取材の申請があり、承認されました。

理事会での協議結果に関する報告は以上です。

○山田委員長 ただいまの事務局長の報告のとおり委員会を運営することとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 それでは、運営方針及び審査日程については、案が取れたものとさせていただきます。本日の委員会終了後、案が取れたデータにアップデートいたします。

---

○山田委員長 今後の理事会についてです。

先ほどの事務局長の説明のとおり、今後、理事会は必要に応じ協議して開催することといたします。

---

○山田委員長 次に、委員会記録についてです。

委員会記録につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 ありがとうございます。

---

○山田委員長 それでは、予算審査に入りたいと思います。

初めに、令和8年度各会計予算について総括説明を受けたいと思います。

新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 それでは、令和8年度の各会計予算の御審議をいただくに当たりまして、総括的な御説明を申し上げます。

令和8年度予算は、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の着実な解決に向け、バックキャストによる戦略的な事業展開を図りながら、質の高い区民サービスを提供し、区民の皆様が「住んでいてよかった」と心から実感していただくための予算案としております。

なお、本年度も、喫緊の課題に対応するため、実効性の高い事業を「重点施策」として選定しております。

また、本区は来年3月に区制80周年という大きな節目を迎えます。これを記念して様々な事業を通じて、区民の一体感を醸成し、区のさらなる発展の契機としてまいります。

それでは、初めに、当初予算の規模ですが、一般会計が、1,604億8,200万円となり、前年度当初予算と比較して、134億8,200万円、9.2%の増となっております。

次に、一般会計の歳入でございますが、特別区税は、課税所得水準の堅調な推移及び納税義務者数の増等により、前年度に比べ5.3%増の、457億1,519万5,000円を計上しました。

特別区交付金は、普通交付金、特別交付金、ともに増収が見込まれることから、前年度に比べ10.5%増の、306億円を計上しました。

財政調整基金繰入金は、歳入の不足額を補填するため、80億2,000万円を計上いたしました。

また、特別区債は総額70億円、内訳は、柳町小学校・柳町こどもの森等改築に21億円、本駒込二丁目土地取得に14億5,000万円等、7件の事業について計上しました。

そのほかの歳入につきましては、地方消費税交付金84億円、国庫支出金190億876万5,000円、都支出金153億502万円、などを計上しました。



次に、歳出でございます。

初めに、性質別の予算の内容ですが、人件費は、職員給与費の増等により、前年度と比較して、20億8,674万6,000円、7.4%増の、303億3,460万3,000円を計上しました。

扶助費は、児童手当の減等により、6億5,399万5,000円、2.0%減の、316億8,510万1,000円を計上しました。

公債費は、1,034万5,000円、1.0%増の、10億9,141万2,000円を計上しました。

投資的経費は、柳町小学校・柳町こどもの森等改築、及び小・中学校の特別教室改修の増等により、78億406万4,000円、33.0%増の、314億7,455万7,000円を計上しました。

次に、款別、いわゆる目的別の主な予算の内容ですが、総務費は、小石川地方合同庁舎整備負担金の減等により、前年度と比較して、6億9,348万1,000円、3.0%減の、221億4,699万7,000円を計上しました。

民生費は、文京白山の郷大規模改修工事の増等により、69億8,167万円、10.7%増の、7232,708万7,000円を計上しました。

教育費は、柳町小学校・柳町こどもの森等改築の増等により、52億273万1,000円、17.8%増の、344億1,889万7,000円を計上しました。

次に、特別会計でございますが、国民健康保険特別会計は、207億5,800万円で、国民健康保険事業費納付金の増等により、前年度と比較して、2億2,700万円、1.1%の増となっております。

介護保険特別会計は、176億8,000万円で、保険給付費の減等により、3億8,500万円、2.1%の減となっております。

後期高齢者医療特別会計は、68億5,400万円で、広域連合納付金の増等により、4億7,200万円、7.4%の増となっております。

なお、予算の内容につきましては、各款の審査に合わせ、財政課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○山田委員長 それでは、総括説明に対する質疑を行いたいと思います。

まず、初めに、自由民主党、田中としかね委員。

○田中（と）委員 それでは、自民党文京区議会の総括質問を行います。

令和8年2月8日に行われました衆議院選挙では、高市早苗総裁率いる自由民主党が、圧倒的に勝利を収めました。しかしながら、この結果を単なる政権選択や政党支持の問題として理解するならば、その本質を見誤るのではないかと思います。なぜならば、これは、日本

国民が「これからの時代を生き抜くための国家のかたち」を選び取った選挙の結果であると思うからであります。かつて、私たちは「世界は一つになる」と思っていました。安いものは海外から買えばいい。足りないものは、世界のどこかがつくってくれる。市場に任せておけば、全ては最適になる、それが新自由主義の時代でした。確かに、その時代は私たちにコンビニエントな生活をもたらしました。しかし同時に、私たちは気づかぬうちに、「自分たちの力で、自分たちの暮らしを支える力」を手放してきたとも言えるのです。今やこれまでの制度が、前提が、音を立てて崩れています。アメリカ合衆国と中華人民共和国には、もはや「市場の中の競争相手」ではありません。「国家としての力」をむき出しにして、技術を守り、資源を守り、自国の未来を守ろうとしています。パンデミックのとき、マスク1枚すら十分に手に入らなかった現実を、私たちは忘れてはいないはずです。あのとき私たちは、痛みとともに学びました。「国が自らを守る力を持たなければ、国民の暮らしも守れない」ということを。高市政権が掲げたのは、まさにその「守る力」を取り戻す国家でした。半導体を守る。技術を守る。産業を守る。そして何よりも、日本人の働く場所と、未来の選択肢を守る。それは、市場に全てを委ねる国家ではありません。国家が責任を持って、自らの基盤を支える国家です。今回の選挙で国民が下した決断は、明確でした。それは、「自分たちの未来を、自分たちの力で支える国家を持つ」という、静かで、しかし揺るぎない意思でした。世界が不安定になればなるほど、最後に頼れるのは、自分たちの国しかない。その現実を、国民は直感的に理解したのです。この勝利の意味は、一つです。日本は、流される国ではなくなった。日本は、選ぶ国になったのです。時代の変化におびえるのではなく、その変化を見据え、自ら進む道を決める国になったのです。今、私たちは、歴史の分岐点に立っています。ここで国家の基盤を立て直すことができるか。それとも、守る力を持たないまま、不安定な世界に委ね続けるのか。国民は既に答えを出しました。「守れる国家であれ」、それが、この選挙で示された、日本国民の明確な意思だったのです。ですから、今回の文京区令和8年度予算への質問では、この予算を単なる「行政需要への対応予算」としてではなく、文京区の未来を守るべく「都市戦略予算」として捉えるべきであるという観点から質問を行いたいと思います。

まずは予算編成の基本認識について伺います。

編成方針では、内閣府月例経済報告を引用し、「米国の通商政策の影響」、「物価上昇による消費者マインドの下振れ」、「金融資本市場の変動」など、我が国経済の先行きに下振れリスクが存在することを指摘されています。また、東京都財政についても、法人関係税収

の割合が高く、景気動向に左右されやすい不安定な構造にあると述べられています。さらに、文京区財政についても、特別区税は増加傾向にある一方で、「都区財政調整交付金は景気変動の影響を受けやすく」、「ふるさと納税による財源流出が拡大し」、「社会保障関係経費と公共施設整備経費は今後も増加する」と分析されています。これはすなわち、文京区財政が、歳入は不安定要因を内包し、歳出は構造的に増加圧力を受けているという、硬直した財政構造にあることを、示唆しているように思われます。そこで伺います。区は、現在の文京区財政を、単なる「当面は健全な財政」ではなく、中長期的に構造的リスクを内包した転換点にある財政であると認識しているのか、その現状認識と今後の見通しについての基本認識を明確にお示しください。

次に、バックキャスティングによる戦略的施策展開について伺います。

編成方針では、「文の京」総合戦略の推進に当たり、バックキャスティングによる戦略的な事業展開を図るとされています。バックキャスティングとは、現在の延長線上で未来を考えるのではなく、目指すべき未来像から現在の施策を構築する手法であり、これは単なる行政手法ではなく、区政運営の哲学そのものに関わる重要な方針転換であります。そこで伺います。区は、文京区の10年後、20年後の未来像から逆算して、令和8年度予算において特に重点的に位置づけた施策は何であるのか。バックキャスティングの具体的な実装内容についてお示しください。

次に、重点施策について伺います。

編成方針では、主要課題の解決につながる施策、区制80周年記念施策、持続可能な行財政運営の推進施策、その他の施策を重点施策として位置づけています。ここで重要なのは、重点施策とは単なる優先施策ではなく、限られた財源をどこに重点配分するのかという、区の政治判断そのものであるという点であります。そこで伺います。区は令和8年度予算において、文京区の将来を左右する最重要施策は何であると位置づけているのか。また、その施策に重点配分することが、財政構造、区民生活、都市の持続可能性にどのような効果をもたらすと考えているのか、明確にお示しください。

次に、「一般財源各部枠」について伺います。

令和7年度から導入されたこの仕組みは、従来の一律の枠配分ではなく、各部が特定財源の確保を含めて主体的に財政運営を担う仕組みであります。これは、各部を単なる執行部門から、財政運営の主体へと転換させる制度改革であります。そこで伺います。この「一般財源各部枠」の導入によって、各部の予算編成にどのような意識変革が生じたのか、財源確保

努力や事業見直しにどのような具体的成果があったのか、また、この制度を今後どのように発展させていくのか、見解を伺います。

次に、基金と特別区債の活用について伺います。

編成方針では、基金の適切な管理、特別区債の積極的活用、財政調整基金残高を標準財政規模の30%相当維持とされています。基金と起債は、いずれも重要な財政運営手段でありませんが、その本質は、現在と将来の世代間の負担配分を決定する手段であります。そこで伺います。区は、基金を活用すべき事業と、活用すべきではない事業を、どのような基準で判断しているのか、特別区債の活用について、どの水準までを適正範囲と考えているのか、また、将来世代への責任という観点から、基本方針をお示してください。

次に、事務事業の見直しについて伺います。

編成方針では、新規事業はスクラップ・アンド・ビルドを前提とすること、効果の希薄な事業は縮小・廃止することを明確に示しています。これは、持続可能な財政運営のために不可欠な方針であります。そこで伺います。区は、令和8年度予算編成において、具体的にどのような事業を見直し、どの程度の財源を重点施策へ再配分したのか。その成果と考え方を示してください。

次に、公共施設整備について伺います。

編成方針では、予防保全、長寿命化、財政負担の平準化を重視するとしています。文京区において、今後、学校施設、区民施設の更新需要が本格化することが見込まれています。そこで伺います。区は、これらの公共施設更新について、今後の財政負担のピークをどのように見通し、どのように平準化していく方針であるのか。また、そのための具体的戦略をお示してください。

次に、歳入確保について伺います。

編成方針では、特別区税徴収率の維持向上、国庫・都支出金の確保、未利用財産の活用などを挙げています。そこで伺います。区は、今後の文京区財政において、最も強化すべき歳入確保策は何であると認識しているのか。また、歳入構造の強靱化に向けた具体的戦略をお示してください。

最後に、組織と人員体制について伺います。

編成方針では、DX推進、組織的働き方の見直し、人員配置の適正化を掲げています。そこで伺います。区は、DX推進によって、どの業務が効率化され、どの分野に人的資源を重点配分していくのか。文京区組織の将来像について、明確にお示してください。

続いて、区政運営の基本認識について伺います。

区長は施政方針の冒頭において、猛暑・豪雨災害、相次ぐ大規模地震を挙げ、防災対策の重要性を強調されました。また、物価高騰、国の通商政策動向、ふるさと納税による財源流出など、区政を取り巻く環境は不確実性を増しているとの認識を示されています。このような状況において区は、「文の京」総合戦略の下、バックキャスティングによる戦略的事業展開を行うとされましたが、ここで問われるべきは、単なる個別施策の積み重ねではなく、文京区の将来をどのような都市として位置づけるのかという都市経営の明確な意思であります。改めて伺います。区は、人口減少社会の進行、首都直下地震リスク、財源流出の拡大という構造的課題の中で、今後10年の文京区を「どのような都市モデル」として確立していくお考えか、都市経営の基本ビジョンを明確にお示してください。

財政運営とふるさと納税問題について伺います。

施政方針では、令和8年度において、ふるさと納税による特別区民税の減収が40億円を超える見込みとされています。これは単なる税制の問題ではなく、学校改築、福祉施設整備、防災投資といった将来投資の余力を直接削る、重大な構造的課題です。区は制度見直しを国に要望するとともに、返礼品拡充を進めるとしてはいますが、本質は「都市部自治体の財政自立の確保」にあります。そこで伺います。ふるさと納税による財源流出が今後さらに拡大した場合、区の財政運営、とりわけ、公共施設改築、教育投資、福祉基盤整備にどのような影響が及ぶと分析しているのか、中長期財政見通しを含めて具体的にお示してください。また、制度是正を国に求めるだけでなく、文京区自身の歳入構造の強化策として、都市型ふるさと納税の戦略下、寄附文化の醸成、大学連携による寄附誘導などをどのような戦略で展開していくのか、区の方針を伺います。

こどもの権利条例と子育て施策について伺います。

本年4月、「文京区こどもの権利に関する条例」が施行されます。これは理念条例にとどまらず、行政運営の在り方そのものを転換する契機となるべきものであります。しかし、条例の実効性は、制度ではなく、運用によって決まります。そこで伺いたします。こどもの権利擁護委員の設置により、どのような権利侵害事例への対応が可能となるのか、行政施策の改善にどのように反映させるのか、制度の実効性確保の具体的仕組みをお示してください。また、区は「こどもみらいサポート拠点」を整備するとしています。これは極めて重要な施策ですが、成功の鍵は「孤立した拠点」ではなく、学校・福祉・地域を結ぶハブ機能にあります。この拠点を、単なる支援施設ではなく、不登校対策、貧困対策、ヤングケアラー支援

を統合する「包括支援拠点」として機能させるお考えがあるのか、区の見解を伺います。

教育環境整備と学校改築について伺います。

現在、文京区では、明化小学校、柳町小学校、小日向台町小学校、千駄木小学校など、大規模な学校改築が進められています。これは単なる老朽化対策ではなく、これからの教育の在り方を規定する重要な都市投資であり、そこで伺います。学校改築に当たり、少人数教育、インクルーシブ教育、地域開放機能など、これからの教育モデルをどのように施設設計に反映しているのか、区の見解を求めます。また、日本語指導、不登校対策も強化されています。不登校児童・生徒支援について、校内居場所とスクールソーシャルワーカー配置により、どのような改善効果を見込んでいるのか、具体的に示してください。

福祉施策と地域共生社会について伺います。

重層的支援体制整備事業「ぶんきょうチームでまるごと支援」は、縦割り行政を超える重要な取組です。しかし、その本質は、制度ではなく、支援の到達率にあります。そこで伺います。BUNKYOつながる相談窓口は、支援を必要とする区民のうち、どの程度の把握率を目標としているのか。また、支援から漏れる「制度の谷間」をどのように解消していくのか、具体策をお示してください。

都市政策と後楽二丁目再開発について伺います。

後楽二丁目南地区の再開発は、文京区の都市構造を大きく変える重要事業です。この事業の本質は、単なる建て替えではなく、都市の価値創造にあります。そこで伺います。本再開発を通じて、防災性、回遊性、都市ブランドをどのように向上させるのか、区が描く都市戦略としての位置づけを明確にお示してください。

防災DXと首都直下地震への備えについて伺います。

区は、衛星通信機器、AI人数解析、在宅避難推進など、防災DXを進めています。しかし、技術導入そのものは目的ではなく、区民の生存率を高めることが目的であります。そこで伺います。これらの防災DX施策により、初期対応、あ、初動対応時間、避難誘導精度がどの程度改善すると見込んでいるのか、具体的な効果を数値目標として示してください。

DX推進と行政改革について伺います。

区は「文京区DX推進プロジェクト」を掲げています。DXの本質は、単なるデジタル化ではなく、行政の再設計です。そこで伺います。DX推進により、行政手続時間、職員業務負担、区民満足度をどの程度改善することを目標としているのか、具体的なKPIを示してください。

区制80周年と都市アイデンティティーについて伺います。

文京区は来年、区制80周年を迎えます。しかし、真に問われるのは、過去を祝うことではなく、未来を示すことです。そこで最後に伺います。文京区は、教育のまち、文化のまち、住宅都市として発展してきました。しかし今、人口構造の変化、都市間競争の激化、財政制約の拡大という転換点にあります。そこでお伺いいたします。区は、これからの文京区を、単なる「住みやすいまち」にとどめるのか、それとも、日本を代表する「教育・文化・共生の先進都市」として進化させるのか。区長が目指す文京区の将来像と、その実現に向けた決意を、明確にお示してください。

ここまで私は、本年度予算の個別施策についてではなく、文京区という都市が、これからのどのような役割を担うべきか、そして、その役割を担う覚悟が、区政にあるのか、という点について、質問を重ねてまいりました。文京区には、教育があります。医療があります。研究があります。しかもそれは、日本有数の水準で集積しています。これは、他の自治体にはない、歴史が本区に託した使命であります。そして今、我が国は、科学技術の再興、先端医療の推進、次世代産業の育成という、国家の将来を左右する重要な局面に立っています。そのとき、文京区が、単に「研究機関が存在する地域」に留まるのか。それとも、それらの知的資源を結び、国と東京都と連携し、日本の未来を支える拠点都市として、自らその役割を引き受ける意思を示すのか。それは、歴史の中で、文京区がどのような都市であろうとするのか、という問いであります。国家戦略特区の活用は、その象徴的な選択となります。それは単なる制度の活用ではありません。文京区が、受動的な自治体であり続けるのか、それとも、国家の未来を支える拠点として、自ら道を切り開く自治体となるのか、その意思を示すことであります。文京区を、単なる行政区域として維持するために留めるのではなく、教育、医療、研究の集積を生かし、国及び東京都と連携しながら、日本の未来を支える「知の拠点都市」として、国家戦略の中に明確に位置づけていく。その意思はありますでしょうか。そして、その第一歩として、国家戦略特区の活用も含め、文京区の持つ可能性を、国と東京都に対して提起していく、その政治的意思はあるのかどうか。予算とは、単なる数字の積み上げではありません。それは、その都市が、どのような未来を選び取るのかという、意思の表明であります。文京区は、日本の近代において、知の中心であり続けてまいりました。そして今、再び、その役割を引き受けるべき時を迎えています。その歴史に対する責任ある答弁を求めます。

以上で、自民党文京区議会の総括質問を終了いたします。

○山田委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 田中としかね委員の御質問にお答えいたします。

初めに、区財政についてのお尋ねですが、委員御指摘のとおり、特別区は、ふるさと納税制度をはじめとする不合理な税制改正により、貴重な財源が他の自治体に流出する一方で、特別区財政調整交付金についても景気動向の影響を受けやすいという、歳入面における構造的な不安定要素を抱えております。

こうした状況の下、本区の当初予算規模は年々拡大しており、人件費や扶助費といった義務的経費の増加に加え、今後も公共施設整備等に係る多額の財政需要が見込まれ、これらを総合的に勘案すると、現在の動向は、単年度の要因にとどまらず、財政構造そのものに一定リスクが内在化しつつあるものと認識しております。

今後の見通しとしては、義務的経費の増加や公共施設整備に係る財政負担が、本区の財政運営における弾力性の確保や総基金残高に一定の影響を及ぼすことが想定されるため、施策の優先順位づけや、公共施設整備等に係る経費の平準化など、これまで以上に戦略的で中長期的な視点を持って財政運営に臨む必要があると考えております。

引き続き、景気動向や税制改正の影響を踏まえた的確な歳入見通しを立てるとともに、基金と区債の適切なマネジメントも図りながら、歳出事業における選択と集中を徹底し、健全で持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

次に、バックキャスティングによる戦略的な施策の展開についてのお尋ねですが、区では、「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に公共施設等の改築・改修を行っていくことを見据え、学校施設や保育園、高齢者施設の改築等の代替施設を確保するための用地取得に取り組んでいるところです。この施策が実施されることで、当該施設を利用する区民等の負担軽減を図るとともに、また、中長期的な見通しを踏まえると、工期短縮に伴う財源の圧縮に寄与するもので、未来への投資であると認識しております。

また、将来確実に到来する課題として、団塊ジュニア世代が高齢者に移行し、生産年齢人口の減少が見込まれる、2040年問題を見据えた「介護人材の確保・定着促進事業」や、2050年を目標とするゼロカーボンシティへの取組を進めるため、「住宅用宅配ボックスの設置費助成」等、将来の行政需要や社会環境の変化を見据えた事業を進めてまいります。

次に、重要施策についてのお尋ねですが、8年度予算は、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に邁進するため、現場の視点を重視し、職員の創意と工夫により、効率的・効果的で質の高い行政サービスを提供するための予算を編成しております。



その上で、54事業を重点施策としており、この全てが、重点的に推進すべき優先度の高いものと考えております。

委員御指摘の重点配分することの効果については、「子どもの権利擁護の一層の推進」をはじめとした、子ども・若者施策や、「眼科検診」など区民の健康で安心な生活基盤の整備に関する事業、「図書館におけるICT化の推進」や区制80周年記念事業等により、区民生活の質の向上や区に対する誇りや自治の意識を高めることにつながると認識しております。

また、暑さ対策、災害対策をはじめ、先ほど御答弁申し上げた、2050年を目標とするゼロカーボンシティへの取組等により、本区が環境負荷の少ない、誰もが快適で、安全・安心に暮らせる、持続可能なまちになると考えております。

さらに、大塚四丁目民有地など、土地や建物の新規取得といった、一時的に多額の財政負担を伴う事業においては、起債や基金の取崩しなどにより、中長期的な視点で財政構造を見通しつつ、全ての区民の皆様に「住んでいてよかった」、「これからも住み続けたい」と実感いただけるよう、今後とも、限られた経営資源を効率的・効果的に活用しつつ、「文の京」総合戦略の主要課題の解決に向けた取組を進めてまいります。

次に、予算編成手法についてのお尋ねですが、8年度当初予算編成においては、昨年度に引き続き、「一般財源各部枠」という手法を用い、現場の視点を重視しながら、各部の主体的・自律的な予算編成に取り組んだところです。

その結果、54の重点施策を中心に、主要課題の解決につながる施策や、区制80周年記念に関する事業などを力強く推進するための予算が編成できたと認識しております。

特に、今年度から新たに実施した職員に対する予算研修においては、財政運営の担い手としての視点や、「歳出事業」と「財源確保」を一体で考える姿勢が、徐々に庁内に広がってきていると捉えております。

また、各部ごとの一般財源の推移が見える化したことにより、既存事業の統合・見直しによる経費縮減や、新たな国や都の補助制度の積極的な活用提案が各部から示されるなど、これまで以上に、各部での予算編成に対する主体的な取組が全庁的に進んでいるものと認識しております。

今後も、研修の充実を図るとともに、好事例を庁内で共有し、より効率的・効果的な予算編成につながる取組を推進してまいります。

次に、基金の活用についてのお尋ねですが、本区の基金条例においては、特定目的基金について、それぞれの設置目的が定められており、その目的に沿った一定の事業に対し、財源

充当することとしております。

具体的には、毎年度の予算編成時に、歳入の状況等を勘案しながら個別に判断しておりますが、主なものとして、学校施設建設整備基金及び区民施設整備基金は、1億円以上の大規模な施設整備に対し、原則90%を目安に財源充当しております。

子ども宅食プロジェクト基金は、国庫補助金の対象となる経費を除いた事業費に財源充当しております。

森林環境基金は、法令の定める木材利用の促進や普及啓発等に係る事業費に財源充当しております。

森鷗外基金、石川啄木基金、樋口一葉基金については、それぞれの文人の顕彰事業に活用しており、直近では、令和4年度に森鷗外記念館の資料購入費に財源充当しております。

そのほか、教育研究奨励基金、国際交流基金、地域福祉基金は、果実活用型基金として、利子積立額と同額を取り崩して、それぞれの目的事業の経費に財源充当しております。

次に、特別区債の活用水準等についてのお尋ねですが、本区では、財政運営に対する特別区債の影響を的確に把握するため、「公債費負担比率」を財政の健全性を測る重要な判断指標の一つとして位置づけております。公債費負担比率は、一般的に15%が警戒ラインとされておりますが、本区の令和6年度決算における同指標は0.6%に留まっているため、十分な健全性が維持されているものと考えております。

なお、起債の適正範囲については、経済情勢や財政需要の動向にも影響を受けるものと考えているため、あらかじめ具体的な水準をお示しすることは困難ですが、今後の公共施設整備に係る更新需要や、近年の金利上昇の影響を踏まえると、「公債費負担比率」が将来的に上昇し、財政運営にどの程度影響を及ぼす可能性があるか、継続的かつ慎重に検証していく必要があると考えております。

そのため、発行額、償還額及び金利動向等を総合的に勘案しながら、中長期的な視点で、同指標が過度に上昇することのないよう計画的な特別区債の管理に取り組んでまいります。

次に、事業の見直し及び重点施策についてのお尋ねですが、一般会計の当初予算案は、過去最大の規模となり、54の重点施策に約219億円を予算計上し、主要課題の解決につながる施策や、区制80周年記念に関する施策などを力強く推進するための予算が編成できたと認識しております。

次年度予算において、大規模な廃止・休止といった事業はございませんが、これまで広報戦略課で実施してきた「メディアパートナー」については、「こどもの権利に関する条例」

の施行に合わせ、新たに「こどもメディアパートナー」として事業を再構築しております。

また、これまで東京商工会議所へ委託していた「中小企業セミナー」と、区が実施していた「リカレント教育・リスクリングセミナー」を終了し、来年度からは両事業を再編した「経営力向上セミナー」として実施いたします。具体的には、「GX・脱炭素」や「SDGs・Society5.0」、「リスクリング」など時流に即したテーマを取り入れ、事務の効率化を図りつつ、より中小企業の企業力向上につながるものにしてまいります。

引き続き、各部の主体的・自律的な予算編成をより一層推進するとともに、事務事業の選択と集中及び職員の創意工夫により、効率的・効果的で質の高い区政運営に取り組み、健全で持続可能な財政運営を図ってまいります。

次に、公共施設の整備の見通しについてのお尋ねですが、本区では、高度経済成長期の昭和40年代前後に、多くの施設が整備されました。これらの施設は、現在、更新時期を迎えており、対応を進めているところです。

これ以降も、平成の前半に整備された施設の更新も多く控えていることから、今後30年間は、施設の更新に向けた財政負担が続くことを見込んでおります。

公共施設の整備に当たっては、限られた財源を有効に活用しながら、中長期的な視点で計画的に進めることが重要であると認識しており、来年度から、施設の基礎情報や利用状況等を一元管理する公共施設マネジメントシステムを運用してまいります。

本システムに集約されたデータの分析を進めるとともに、各施設の所管部署へのヒアリング等を通じて運営状況等を正確に把握し、整備時期の具体化に向けた検討を進めることで、財政負担の平準化を図ってまいります。

次に、歳入の確保についてのお尋ねですが、8年度予算編成方針においては、特別区税について、高い徴収率の維持及び向上を図るとともに、国庫支出金や都支出金について、国や都の予算編成状況に細心の注意を払い、これまで以上に積極的な財源確保に取り組むことを明記しております。

その上で、特別区交付金については、本区の歳入を支える重要な財源であるため、都区財政調整協議においては、特別区の実態に見合った財政需要が普通交付金に適切に反映されるよう、算定項目の把握や決算データを活用した詳細な分析を行っております。

また、特別交付金についても、区独自の財政需要に対応する事業の把握を全庁的に行い、算定対象となり得る事業を漏れなく申請へ結びつけるため、今年度から新たに全職員を対象としたeラーニングを開始し、知識の向上や職員からのアイデアによる財源獲得に向けた取

組を積極的に進めているところです。

引き続き、財源の積極的な確保に取り組むとともに、職員の財政運営に対する担い手としての意識向上に取り組み、制度改正や景気変動の影響を受けやすい環境下にあっても、健全で持続可能な財政運営につながる歳入基盤の強化に取り組んでまいります。

次に、DX推進に伴う組織体制についてのお尋ねですが、区ではこれまで、「文京区DX推進プロジェクト」を推進し、行政手続のオンライン化をはじめとした、区民サービスの利便性向上やデジタルを活用した業務効率化に取り組んできたところです。

来年度においては、職員の業務効率化に向けては、児童虐待対応を中心とする業務へのICTツールの導入のほか、汎用性の高い分野での文章の作成や校正などで生成AI活用の幅を広げてまいります。

また、区民サービス利便性向上及び業務効率化のため、転入関連手続において書かない窓口から一歩進んだ、「待たない・迷わない窓口」の実現をはじめとしたフロントヤード改革を一層進めてまいります。

こうした取組により、利用者目線での利便性向上を目指すとともに、職員の業務量や労働時間の削減を実現してまいります。DX推進により効率化された業務で得られた人的資源は、新規事業の検討や行政サービスの改善、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の着実な解決及び多様化する区民ニーズや国等の制度改正への迅速かつ的確な対応のため、適切に配分してまいります。

次に、区政運営の基本認識についてのお尋ねですが、本区の基本構想において、将来都市像を「歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち『文の京』」としております。

委員御指摘のとおり、本区を取り巻く社会状況は、大きく変化しており、当面の人口増に対応する一方、少子高齢化の進行を見据えた施策に取り組む必要があります。また、近年の震災や風水害・暑さなどの気候変動、不合理な税制改正による財源流出等に対しても、しっかりと対応できる組織体制が必要であると認識しております。

社会環境の変化が加速度的に進み、行政需要がさらに複雑化・多様化する中であっても、将来に向けて持続可能な行財政運営を推進し、今後も、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、着実に歩みを進めてまいります。

次に、ふるさと納税による財源流出の影響についてのお尋ねですが、委員御指摘のとおり、本来、区民サービスに充てられるべき財源が、毎年度、ふるさと納税制度の影響により他自治体へ流出しており、8年度においては、特別区民税で40億円を超える減収を見込んでおり

ます。

今後の中長期的にこうした減収の状況が続いた場合、教育分野や福祉分野等における施策に必要な財源の確保に大きな影響を及ぼすことになると考えております。

また、この規模の減収が3年間続いた場合、小学校1校分の改築に相当する額となります。補完的手段として特定目的基金や特別区債を活用いたしますが、これらに依存する割合が増えると、結果として、一定の財政運営の硬直化を招く可能性があるため、さらなる歳入の確保や施策の優先順位づけも含めた財政運営が必要不可欠であると認識しております。

○山田委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 次に、区のふるさと納税の今後の方針についてのお尋ねですが、区では、令和5年11月より新たな返礼品の提供を開始し、6年度からは取組のさらなる強化を図るため、区内事業者等から返礼品の公募を開始しました。

本年度は、さらなる取組として、区内協定大学への寄附を拡充し、この募集に対して約3,800万円の寄附が寄せられました。

加えて、新たなふるさと納税を活用した財源確保の仕組みとして、遺贈寄附文化醸成事業への寄附を開始し、この募集に対して、220万円の寄附が寄せられました。

ふるさと納税制度は、人気のある地場産品の有無などの違いから、自治体間での受入額の格差が顕著となっているほか、返礼品の調達費用や仲介サイト委託料など多額の経費が生じており、実際に区が活用できる額は、寄附受入額の5割程度にとどまるなど、様々な課題があると認識しております。

これらの課題を踏まえ、返礼品の拡充に加えて、先ほど御答弁申し上げた、返礼品を目的とせず、本区の施策に共感し、賛同いただいた方に向けたふるさと納税の仕組みも積極的に展開してきているところです。

今後も、寄附者が本区を応援したいという気持ちのより一層の醸成につながるよう、区の地域や産業の魅力を発信するための地域資源を活かした返礼品の拡充や施策の展開等を行ってまいります。

○山田委員長 多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 次に、こどもの権利擁護委員についてのお尋ねですが、区では、本年4月に施行する「こどもの権利に関する条例」において、虐待、体罰、いじめ等を含む子どもの権利の侵害からの適切かつ迅速な救済を図るため、区長の附属機関として、こどもの権利擁護委員を設置することとしております。

また、権利擁護委員は、子どもやその関係者からの相談を受け、必要な助言や支援を行い、調査及び調整を行うほか、関係者に必要な要請や意見の表明を行うことができ、区等は、調査に協力するとともに、要請または意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとしております。これにより施策の改善や制度の実効性の確保につながっていくものと認識しております。

次に、こどもみらいサポート拠点についてのお尋ねですが、本拠点は、学校生活や家庭環境に課題を抱える子どもが、安心して過ごせる居場所であり、学校・福祉・地域の支援へつながる「入り口」として整備していくものです。

この拠点のうち、多機能型については、不登校や貧困、ヤングケアラー等の背景も含めて状況を丁寧に把握し、要保護児童対策地域協議会や地域団体等との連携を通じて、一体的かつ包括的な支援につなげてまいります。

○山田委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 次に、学校改築の設計についてのお尋ねですが、学校を改築するに当たっては、他自治体の取組事例も参考に、これまでも、国の学校施設整備指針等に基づき、少人数指導やインクルーシブ教育の推進などを含め、多様な学習内容、学習形態に弾力的に対応し、また、地域と学校が連携・協働できるような学校施設の整備を行ってまいりました。

今後とも、新しい時代の学びを実現する学校施設の環境整備が行えるよう適切に設計を行ってまいります。

次に、不登校対策についてのお尋ねですが、不登校に至る過程や背景は様々であり、本区では、「未然防止」、「早期支援」、「長期化への対応」の各段階に応じ、学校・家庭・関係機関が連携して多様な支援を実施しております。

この中で、校内居場所対応指導員の配置の成果としては、児童・生徒が自分のペースで登校しやすくなり、学校とのつながりを維持できるだけでなく、校内居場所の利用から学級に復帰できるようになるなど、不登校の未然防止及び早期対応に一定の効果があるものと捉えております。

また、スクールソーシャルワーカーは、福祉の専門家として、児童・生徒や保護者への面接、家庭訪問、関係機関との連携を通じて、児童・生徒を取り巻く環境の改善を支援しています。

国が示すCOCOLOプランに基づき、学校に登校することのほか、学びたいと思ったときに学べる場があり、社会的自立に向けて連続した学習ができることを目指し、学校・教育委員

会・NPOやフリースクール等との連携強化に取り組んでまいります。

なお、「指導の結果登校できるようになった児童・生徒の数」や「学校内外の関係機関及び教職員から相談・指導を受けていない人数」などのモニタリングも含め、支援の充実に努めてまいります。

○山田委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 次に、重層的支援体制整備事業についてのお尋ねですが、

「BUNKYOつながる相談窓口」は、支援分野や制度の枠にとらわれず、まずは丸ごと受け止め、関係機関が組織横断的に連携して支援につなげていく重層的支援体制の中核として位置づけております。

本事業では、対象者を限定して把握することよりも、全ての方が孤立せず、地域の中でつながり続けられる地域共生社会の実現を目指すことが基本的な考えとして、国から示されております。

本区においても、支援を必要とする方を数値で把握することを目標とするのではなく、相談支援、参加支援、地域づくり支援を組み合わせ、本人の状況や意向に応じた支援につなげていくことを重視しております。

複合的な課題を抱える方の中には、自ら相談することが難しい場合もあることから、関係機関や地域と連携し、気づきや情報を共有しながら、必要な支援につなげる取組を進めております。

また、制度の狭間にある課題については、多機関協働事業等を通じて事例を共有し、支援に当たっての工夫や留意点を整理するとともに、ネットワークの構築や支援手法の検討を行い、孤立している方を取り残さない支援体制の強化に努めております。

今後も、地域住民や関係機関への普及啓発を図りながら、分野を超えた連携を進め、全ての区民が地域の中でつながり、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制の推進に取り組んでまいります。

○山田委員長 鶉沼都市計画部長。

○鶉沼都市計画部長 次に、後楽二丁目南地区の再開発についてのお尋ねですが、本地区は、都市マスタープラン等において、歩行者デッキの整備による飯田橋駅へのアクセスの向上・バリアフリー化や、市街地再開発事業による土地の高度利用や防災機能を担う広場の整備、業務・商業機能の誘導を図り、文京区の南西の玄関口にふさわしい拠点を形成することに加え、大学が集積する本区の特性を生かしたビジネスイノベーションを促すこととしておりま

す。

本事業は、単なる建て替えにとどまらず、こうした上位計画に示されたまちの将来像を実現し、地域課題を解決するため、駅と周辺市街地をつなぐバリアフリーの歩行者ネットワークを整備するほか、一時滞在施設や水害にも対応した広場を整備するなど、防災性、回遊性、利便性の向上を図ることとしています。

さらには、高度な業務活動が行えるオフィス機能の誘導やベンチャー支援拠点の整備、エリアマネジメント体制の構築により、持続的な地域の発展と交流を促進し、地域全体の価値向上を図ってまいります。

○山田委員長 榎戸防災危機管理室長。

○榎戸防災危機管理室長 次に、防災DXによる効果についてのお尋ねですが、区では、ICT技術等を活用した災害対応業務の最適化を地域防災計画の重点項目の一つに位置づけ、防災DXの推進に取り組んでおります。

来年度は、地域活動センターに衛星通信機器を配備することで、災害時における情報通信連絡体制の冗長化を図り、地上の通信環境が途絶した場合でも、災害対策本部と地域拠点との通信体制を確保いたします。

また、AIシステムを導入し、災害情報システムに報告された画像を基に、駅前滞留者や避難所避難者の人数を解析することで、帰宅困難者一時滞在施設や二次的な避難所の開設の必要性等について、速やかに判断することが可能となります。

発災する時間帯等により被害状況や区の人員体制が異なるため、これらの取組による効果を、具体的な数値目標としてお示しすることは困難ですが、帰宅困難者一時滞在施設の開設等、文京区職員防災行動マニュアルに定めている災害対応業務における開始目標時間の達成に一定の効果があるものと認識しております。

今後とも、防災DXを活用し、効率的・効果的な災害対応を図ってまいります。

○山田委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、DX推進と行政改革についてのお尋ねですが、区では、「文の京」総合戦略の行財政運営に掲げる、「区民サービスの更なる向上」を実現するため、令和5年度から「文京区DX推進プロジェクト」として、デジタル技術を活用した区民サービスの向上や職員の事務の効率化・負担軽減に取り組んでおります。

来年度は、本プロジェクトで掲げる「フロントヤード改革」の一環として、転入届に関連する複数の課にまたがる一連の手続をより効率的に進めるため、「窓口DXシステム」の導



入を予定しております。

このシステムを導入することにより、一連の手續に要する時間を約3割削減するほか、職員による住民情報系基幹システムへの入力作業の負担やミスを大幅に軽減することを目指しております。

また、転入関連手續を済ませた区民に対し、定期的にサービス満足度調査を行い、5段階評価で、「満足」及び「おおむね満足」の割合が8割程度になることを目標といたします。

そのほかの取組として、行財政運営点検シートにおいて、「年間取扱件数が500件以上ある行政手續のオンライン化率」を9年度までに80%とすることをK P Iとして設定しており、6年度実績では48.4%となっております。

今後とも、こうした目標の達成に向け、D Xによる行政改革を推進してまいります。

最後に、区の将来像と方向性についてのお尋ねですが、本区は、伝統ある大学や多くの学校のある文教の地であり、また、江戸の面影を残す史跡や文化資産が多く残るなど歴史的なまちとしても知られております。

さらに、区では、「文の京」総合戦略において、基本構想を貫く理念として「だれもがいきいきと暮らせるまち」を掲げ、様々な人たちの人権を尊重し、一人一人が個性豊かに暮らせるまちを目指す立場を明確にしております。

これらの魅力や区の取組などにより、令和5年には人口が23万人を超え、「選ばれる自治体」として発展を続けております。

また、区内にある19の大学は、本区の特徴の一つであると考えており、地域の「知の拠点」として地域社会の発展に寄与しているものと認識しております。

さらに、医療機器関連産業をはじめとする区内地場産業に加え、A I等の最新技術を有するスタートアップ企業の知見が集約する地域であると考えております。

これらの地域資源を最大限に活用し、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、区を自立した都市として発展させていくとともに、働く人・学ぶ人にも「選ばれる自治体」としてさらに発展できるよう、引き続き国や都との連携を図り、各施策に取り組んでまいります。

○山田委員長 続きまして、日本共産党、金子委員。

○金子委員 2026年度予算案への日本共産党の総括質問を行います。

一般会計の規模は1,604億円で前年から9.2%増ですが、性質別で見ると義務的経費631億円は2.3%増、その他経費658億円は6.9%増と全体の増加率を下回ります。一方、投資的経費314億円は33%増と増加率は3倍を超えます。ところが、区は投資的経費の増加について

昨年度と同様、学校施設についてしか言及しません。

そこで、教育費に占める投資的経費について前年対比の額と一般会計に対する構成比を示すとともに、以下について内訳をそれぞれ同様に示してください。まず、改築関連費を学校ごとに、次いで快適化改修、校舎各種整備、LED化の各総額と対象学校数及び平均額、小学校教室増対策、外壁改修、給食室整備、屋上防水についても同様に伺います。

投資的経費の増加率は2025年度の当初の17.5%から2倍に迫るのに、それについても予算プレス資料や区長の施政方針での説明は一切ありません。その理由を述べた上で、シビックに係る投資的経費について前年からの増減額と構成比をお答えください。

義務的経費を構成する三つの費目のうち、扶助費だけは6.5億円、2%減り、その理由は当初の児童手当が63億円から49億円へ14億円減ったと説明しています。つまり、扶助費を構成する児童手当を除く事業全体で7.5億円増えたこととなります。そこで、扶助費に分類される主な事業について、増えた事業と減った事業の各事業名と額、構成比、及び前年対比の率を示してください。

扶助費は社会保障の一環として住民福祉を支える経費で、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など法律に基づくものと自治体が住民福祉の増進のために独自の施策として支出するものとで構成されます。自治体独自の施策として支出する扶助費は、国や都の社会保障施策を補完し、時に先導するものとして重要な役割を果たしていますが、その認識と扶助費316億円のうち国や都の支出金を活用していない区独自の主な施策と金額及び一般会計に対する構成比を伺います。

繰越金は20億円ですが、2025年度の決算剰余金と実質収支比率、清算還付への充当額の見込みを伺います。

決算剰余や財調基金の積立て、繰入金を上振れするのは、当初の歳入の過小評価とともに2月補正後にも特別区民税や特別区交付金の上振れからです。したがって、財調基金を標準財政規模の3割必要との説明は改めて、上振れ分含め、量出制入の見地で暮らしや地域経済支援施策を抜本的に拡充すべきです、伺います。

財調基金繰入は2025年度が当初額76億円の6割超える48億円が2月補正で抑制されますが、26年度も当初額80億円が同規模で抑制されることを認めるべきです、伺います。

また、負担の平準化を図るため区債発行が続きますが、金利上昇や手数料負担のリスクに区財政をさらすだけでなく、財政投融资を自治体のインフラ整備に振り向けさせるべきです。財務大臣も昨年5月、小池晃参議院議員に対し「住民に密着した社会資本整備のニーズに対

応するため地方公共団体への財投を適切に供給すべく努力したい」と言っています。タワマン建設のファンドや対米投資に向けられている財投運用の改善と自治体のインフラ整備にこそ財投を優先活用できるよう国に求めるべきで伺います。

必要なことは自民党政治による社会保障削減攻撃から自治体が福祉の心を取り戻し暮らしを守る予算編成が必要で、以下7点の答弁を求めます。

一つ、補聴器購入補助は「30万円を越す見積りで購入をやめた」との声があります。都に補助上限額14万4,900円を所得制限するのはやめるよう求め補助額を倍にすること。

二つ、千代田区に続き品川区でも放課後等デイサービス負担ゼロが始まることに学んで、文京でも実施すること。

三つ、子育てや教育の無償化が追求される時代に、育成室を受益者負担の観点で捉える姿勢を反省し改めて、育成室を無償にすること。

四つ、5か所に減った公衆浴場を区の責任で増やし、生活保護利用者に入浴券配付をすること。

五つ、若者の61%が高い家賃に困り、子育て世代の人口減が起きる実態にきちんと向き合い、家賃補助など新たな居住支援の実施を。

六つ、「生活保護基準引下げ」取消訴訟は、憲法25条を巡る裁判で憲政史上初の原告勝利となったことを踏まえ、追加給付2.49%の水準は、訴訟で判明した国の物価偽装による物価下落幅4.78%の約半分であること、追加給付と特別給付の決定通知をする際に不服請求できることを分かりやすく丁寧に伝えるチラシをつくり説明すること。

七、シビック改修について一回も区民説明会をせず、建設資材高騰の中で継続することは無責任のそしりは免れません。白山や千駄木交流館の建て替えなど区民施設優先に加え、暮らし支援の福祉事業を優先することを区政の柱と明言して、シビック改修の抜本見直しをすること。

それぞれ答弁を求めます。

地域経済支援に関しては、中小企業への固定費支援を求めると、区長は原材料費など、電力・ガスへの助成を行っており、補助、新たな補助実施の考えはないと答弁されていますが、区内店舗支援事業は今年度の2億690万円から17%、3,700万円を減らし、新年度は1億7,000万円にとどまっています。増額が必要なきになぜ減額なのか、お答えください。なお、今年度、補助対象とした消費者還元サービス、原材料等、電気・ガス、社会的課題に対する取組経費の実績について利用店舗数と補助総額をそれぞれ伺います。

今年度の区内店舗支援について、「助かった」という声も聞きました。しかし、補助条件を緩和し容易にし、合理的配慮や社会的課題への取組は補助上乗せの要件とし改善を図るべきで、伺います。さらに、物価高騰が止まらないのですから、区が指定する猛暑の7から9月に加え、秋や年末などに事業者が選択できるオプション期間も加えて拡充するべきです。なお、利用した店舗からどんな反応・要望があったのか、伺います。

新年度、今の借換資金融資とは別に、「現下の経済変動に対応するための特別融資」として借換資金が創設されますが、どう差別化するのか、本人負担0%にする検討をしたのか。また、いわゆるゼロゼロ融資で信用保証料30万円補助をしましたが、新たな借換資金に対応するのかそれぞれ伺い、また、信用保証料補助5,020万円はどの融資に適用するのか内訳をお答えください。なお、中小事業者への賃上げ支援は、先端設備取得などに加え、賃上げ実績だけでも支援する制度へ拡充するべきです。お答えください。

公契約条例が昨年4月から施行されています。1月末までの予定価格1億円以上の工事・製造、予定価格1,000万円以上の請負・業務委託の各適用件数と合計額、またそれぞれ区の発注の何%を占めているのか、お答えください。

受注者は、履行開始後、定められた提出時期に労働条件に関する報告書の提出が義務づけられているが、その前の契約時に労働報酬下限が守られているかのチェックを行うのか、また、事業者から労働報酬の報告書が提出されていないのは何件、何%あるのか、提出していない事業者にはどう対応しているのか併せて伺います。

公契約条例を労働者へ周知することが最も重要です。労務費が確実に労働者に渡っているのか、下請事業者等への調査を行っているのか、実効性が保持される仕組みを伺います。

来年度の工事または製造以外の労働報酬下限額が、昨年11月26日、1,480円と公表されています。今年度、13区で労働報酬下限額を設定している区の中で、文京区は最低の1,295円でしたが、来年度の文京区の順位、最高・最低の区の自治体の金額をお示しください。

労働報酬下限額の設定は適正な金額で発注し、業務の質を担保することにあります。下限額算定のベースとなる指標は何か、物価高騰が止まらず、特に文京区は地価上昇が続き、生活費も増大し、これらを加味した金額となったのか、伺います。

東京地評の生活実態調査では、最低生計費は時間1,600円から1,700円とされており、労働報酬下限額をそれに近づく金額となるようさらなる引上げを要求します。お答えください。

東京博善が火葬料金の度重なる値上げを行った末に、区民葬儀をやめると表明しています。これを受け、特別区は4月から、区民葬儀利用者で民間火葬場を使う方に、最大で大人2万

7,000円、小人1万5,000円を補助します。一方、同じ都内でも多摩地区の公営火葬場の火葬料金は軒並み0円か1万円であり、さらなる助成額の引上げが必要ではありませんか、伺います。

新たな助成制度は「区民葬儀」の利用が前提のため、この助成制度を使える葬儀事業者は限られており、区民が自らのニーズに合った葬儀社を選ぶ権利を保障するために、全ての葬儀で補助を使えるようにするべきです、伺います。

唯一23区内にある都立瑞江葬儀所の火葬料は、自公が支えた石原都政が受益者負担を掲げて値上げを続け、2002年の7,200円から20年たった今は5万9,600円へと8倍に値上げされてしまいました。東京博善はこの瑞江葬儀所の都外料金を根拠に火葬料を値上げしました。しかし、一生に必ず通る火葬の性格からして、受益者負担の考え方は全くなじみません。都に瑞江葬儀所の都民の火葬料金は0円にするよう求めるべきで、伺います。

現行の墓地埋葬法に、民間の火葬料について指導する規定はありませんが、国は民間事業者が火葬場を営営することを法で認めているのですから、指導に必要な法整備は国の責任で行うべきで、区として国に法改正するよう求めるべきで伺います。

区は2027年度に入学する小学生に1人5万円、中学生に1人10万円の支給する教育費保護者負担軽減事業として3億5,000万円を計上しましたが、この支給額は保護者が入学時に購入する何の品目を想定したのか、金額と負担軽減率の想定も併せて伺います。なお、実施時期は予算委員会に同時補正を提案し、今年4月の新入生へ遡及適用も実施すべきで伺います。

2026年に23区で初めて区立中学校の制服無償化をする品川区は、既に学用品を無償化しており、義務教育の主要な費用は区が全て負担することになります。また、荒川区も修学旅行の無償化と併せて小学校6年間で平均16万円、中学校では平均で約25万円の保護者負担が軽減される見込みです。区長は学用品の無償化について、就学援助で一定の経済的な負担の軽減が図られているとしていますが、ある方は夫の給与が不安定で就学援助を受けようと何回も思ったが戸惑いがあり、ついに就学援助を利用できなかったと振り返ります。申請主義の就学援助に付きまとうスティグマについて認識を伺います。なお、区立小・中学校での就学援助の利用率も伺います。

文科省の試算で、公立小学校6年間で約63万円、公立中学校3年間で約51万円にもなることが、明らかになっています。区が行うとしている入学準備金相当への給付だけでは物価高騰と格闘する子育て世代の要求には応えられません。文京区のこども権利条例にもある教育を受ける権利を保障するため、入学準備金にとどまらず教育無償化に踏み出すよう求めて伺

います。

昨年2月の本会議で、普通教室・特別教室にある、設置後20年以上たつ空調機の台数は、小学校で135台、中学校で28台、強風でスポーツに不向きな体育館設置のスポットエアコンの台数は、小学校28台、中学校28台とのことでしたが、今それぞれ何台残っているのか、伺います。

都民の運動と、福手ゆう子都議ら日本共産党都議団の論戦で、東京都は来年度、普通教室にある15年経過した空調の更新や、カーテン、フィルム、スクリーンなどを使った断熱化に対して、区の負担が2分の1となるよう補助します。直ちに活用して、古いエアコンは一掃し普通教室の断熱化も一気にやるべきで伺います。

特別教室の改修工事は24年度から27年度までに10小学校、6中学校の93教室を行うとしましたが、今年度完了見込みの学校名と教室数を伺います。さらに全区立小・中学校のトイレの洋式化率と残存する和便器数を学校名ごとに伺います。

新年度から実施する「朝の児童ひろば」を担っている住民ボランティアの方に都の補助を使い謝礼を支払う検討が進み始めましたが、現在、実施している学校名ごとに見守りへの参加人数を伺います。

朝の子どもの学校での見守りは、保護者がやむを得ず始業前に出勤した後の子どもの生活の場を保障するものとして位置づけるべきで認識を伺います。

そのためには雨や雪、猛暑の早朝もあるのですから、校庭だけでなく、品川区が委託で人員を配置し食事の提供も行い、豊島区は学校用務員が教室などで見守り体制をつくっているのに学んで、区の責任で人員を確保し全学校で実施し、体育館も空調をつけて活用すべきです。伺います。

また、こどもの権利に関する条例が「遊び、学び及び休むこと」の権利を明記しているのですから、子どもの大切な遊び場である児童館の日曜開館をすべきで、伺います。

文京区のいじめ件数は年々増えています。令和6年度は小学校245件、中学校61件、また、不登校は小学校215件、中学校230件です。不登校やいじめ対策の一つは、一人一人に目が行き届く少人数学級です。東京都中学校校長会は35人学級が実現していない中2、中3への35人学級の前倒しの実施を要望されています。この校長会からの要望は切実で、当然の要望への、この校長会からの切実で当然の要望への認識と、区としての加配を行い実現するよう求めて伺います。

また、国や都に30人学級実現を要望して、区独自に30人学級に踏み出すよう求めて、併せ

て伺います。

いじめや不登校に対して、子どもの心の傷への理解と休息・回復の保障が必要であり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職員がいつでも継続して対応できる体制が必要です。スクールカウンセラーの相談延べ件数は小学校2万6,486件、中学校9,735件で、スクールソーシャルワーカーの相談件数は、小・中合わせて158件でいずれも増えているからです。こうした中、文科省はスクールカウンセラーを常時配置し、学校に長時間配置するほど不登校好転率が高いという調査結果を示しています。そこで、全小・中学校にスクールカウンセラーを常勤配置し、スクールソーシャルワーカーは会計年度任用職員から常勤にして相談・支援体制の強化を求め、併せて伺います。

不登校の子どもの居場所となる学びの架け橋事業は、新年度に5校で増えますが、現在、小・中学校20校で果たしている役割と実績、課題を伺い、ここまでの取組で検証し配置する支援員は教員などの有資格者にして全校へ広げていくよう求め、伺います。

新年度からの「誰でも通園制度」に認可園で働く保育士さんから「毎日違う子が来て、泣きっぱなしで帰ることになるのではないかと心配で、やめほしい」という声が寄せられています。誰でも通園で通常保育に支障が出るのではとの懸念もあります。現場の不安と保護者の多様な保育保障を求める願いに対して、誰でも通園を認可する区の責任は重大ですが、受け止めに伺います。

本来、児童福祉法24条1項は、区は「保育を必要とする」児童を「保育しなければならない」とし、自治体の保育実施義務を明確にしています。保育所への入所希望に応え、利用調整、入所決定や保育料徴収も区の責任で行いますが、誰でも通園制度は児童福祉法24条1項が定める保育実施義務が適用されるのか、伺います。

国の調べでは2024年に保育施設などでの重篤事故は10年で5倍に増えて3,190件あり、死亡事故も3件発生しています。誰でも通園で仮に事故や死亡事故などの重大事故が発生したら誰が責任を負うのか、私立認可園での誰でも通園も区が認可する以上、責任は区にあるのではないかと併せて伺います。

誰でも通園への不安を語った保育士さんは「まずは保育士を増やしてほしい」とも言っています。子どもの成長・発達を保障するために、この声にこそ応えるべきです。2年前に保育士1人が保育する子どもの人数を減らして4・5歳児は25人、3歳児は15人とし保育条件は向上したのに、当分の間は前の前の基準での運営を認めています。経過措置をやめて拡充した配置基準どおりりにすべきで、伺います。

1歳児は6人から5人にする場合、処遇改善等加算の取得率、ICT活用率、職員の平均経験年数10年以上の三つの要件を国が課す加算方式にとどまっています。加算方式はやめて配置基準を5人にするよう国に求めるべきで伺います。なお、この3要件を全て満たす保育所等の数とその割合を示してください。

新年度の保育園の申込みは1歳児が680人で昨年度の576人から104人増ですが、1・2歳の保育利用率についての今後の見込みを伺います。

保育無償化も踏まえ保育の利用増が見込まれます。その一方、運営会社の資金不足を理由に撤退する認可園もあり、改築予定の藍染や汐見保育園など区立園で1・2歳児の定員を増やす計画を立てて、区立園も含め認可園増設を進めるべきで、伺います。なお、スキマバイトアプリで保育士確保する園数を過去5年分示し、スキマバイトアプリ活用しないよう指導すべきで伺います。

昨年夏の「東京における都市計画道路の整備方針」中間のまとめへのパブリックコメント922件のうち文京区と書かれた意見は何通か、また個別路線の要望368件のうちに環三の廃止・見直しについて文京区から出されたのは何件で、その内容の全てを把握し、どう受け止めるのか伺います。

意見には道路計画の廃止・見直しが百二十数件あり、優先整備路線にならなかった路線は必要性を再評価し、計画廃止の検討対象とすべきであります。自然環境や地域コミュニティに影響を与える路線は優先整備路線に含めないこと、また反対多数の道路は廃止するよう求める意見が多数ありました。1月30日締切りの整備方針案への文京区民意見についても、件数・内容について明らかにするとともに、それに対する区の受け止めを伺います。

環三廃止の区民・議会の意思は46年前から明確です。整備方針決定の前に都に対し廃止路線とするよう求めるべきです。お答えください。

介護報酬が2024年度に2から3%引き下げられて、訪問介護等の経営が困難になり、報酬改定を求めよとの指摘に区長は昨年11月、「安定的な事業運営が可能となる報酬とするよう」区長会から要望していると答弁しました。国は2027年度の改定を待たず、新年度に2.03%の引上げをしますが処遇改善などにとどまり、これでは不十分との認識はありますね、伺います。

訪問介護報酬の削減への対応として、都内で自治体独自の財政支援の事例を紹介すると区長は昨年11月、「自治体の動向を注視する」と答弁しました。その間に世田谷、品川に続き新年度に向け杉並、豊島区も訪問介護事業所への独自支援を実施すると公表しています。と



ころが、過去最高の1,604億円もの財政規模を持つ文京では訪問介護事業所へ減収分への独自支援はありません。同時補正して支援すべきで、伺います。

国は軍事費の増大を加速させる一方、2027年度の介護保険報酬改定では、介護保険の利用に重大な困難もたらす利用料の2割負担の拡大、ケアプランの有料化、要介護1・2の保険給付外しの三大改悪を狙っており、やめるよう国に要求すべきで、伺います。

ほかの産業と比べて賃金が8万3,000円も低い介護従事者の賃上げへ、介護報酬の抜本的な引上げとともに、利用者の負担にならないよう、国庫負担割合の引上げを国に求めるべきで、併せて伺います。

区が生活保護世帯や低所得世帯に対しエアコンを購入する場合、都が最大10万円の補助をする制度を新年度から始められます。都が実施している65歳以上の高齢者と障害者のエアコン購入や買替え促進のための8万円分のポイント支援は、2026年度末まで1年間延長され、併用可能です。しかし、省エネエアコンは普通1台20万円かかり、設置工事費は3万円ほどかかります。区長も昨年2月に高齢者の熱中症対策について「丁寧な支援が必要」と答弁しているのですから、区が上乘せする補助を実施すべきで、伺います。

東京都後期高齢者医療広域連合は1月29日の広域連合議会で、26・27年度の1人当たり保険料を14%も上げ、1万6,044円もの負担増を決めました。これだけの大幅値上げとなったのは、高齢者の保険料の負担割合を2年ごとに見直し、引き上げる改悪の結果、制度開始当初の10%から現在は12.67%にされ、新年度は13.27%へと大幅に引き上げられたことが大きな要因です。これら負担増に異を唱えたことはあるのですか、また、大幅な負担増で高齢者に受診抑制や暮らしを切り詰める事態に陥らせているとの心配の気持ちはないのですか、それぞれ伺います。

そして、後期高齢者医療の制度そのものの見直しを国に求め、負担抑制の特別対策のさらなる拡充も行うよう広域連合へ求めるべきです。伺います。

以上です。

○山田委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 金子委員の御質問にお答えします。

初めに、教育費に占める投資的経費についてのお尋ねですが、令和8年度当初予算における教育費のうち、投資的経費は131億6,668万1,000円、前年度比30億1,265万5,000円の増で、一般会計に占める構成比は8.2%となっております。

○山田委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 次に、学校ごとの改築関連費等についてのお尋ねですが、まず、各学校等の改築関連費として、明化小学校等改築に要する経費が、前年度比28億4,516万4,000円の減となる2億8,965万6,000円で、一般会計に対する構成比は0.18%、柳町小学校・柳町こども森等改築に要する経費が、前年度比38億4,394万9,000円の増となる47億5,899万5,000円で、一般会計に対する構成比は2.97%、小日向台町小学校等改築に要する経費が、前年度比7,760万4,000円の増となる7億1,207万6,000円で、一般会計に対する構成比は0.44%、大塚四丁目仮校舎整備に要する経費が、前年度比で皆増となる1億6,422万7,000円で、一般会計に対する構成比は0.1%を、それぞれ計上しております。

次に、学校施設快適性向上に要する経費については、設計を含め16校を対象に、前年度比5億3,828万円の増となる36億3,442万6,000円、1校当たりの平均額として2億2,715万2,000円を計上しており、一般会計に対する構成比は2.26%、校舎等各種整備費については、全40施設を対象に、3億7,817万円の減となる15億1,391万円、1施設当たりの平均額として3,784万8,000円を計上しており、一般会計に対する構成比は0.94%、学校施設照明器具LED化工事に要する経費については、29施設を対象に、前年度比で皆増となる6億8,677万3,000円、1施設当たりの平均額として2,368万2,000円を計上しており、一般会計に対する構成比は0.43%、小学校教室等増設に要する経費については、7校を対象に、前年度比1億4,955万1,000円の増となる9億1,083万2,000円、1校当たりの平均額として1億3,011万9,000円を計上しており、一般会計に対する構成比は0.57%、外壁改修に要する経費については、設計を含め3校を対象に、前年度比1億4,135万7,000円の減となる5億3,458万円、1校当たりの平均額として1億7,819万3,000円を計上しており、一般会計に対する構成比は0.33%、給食室設備の整備に要する経費については、設計を含め3校を対象に、前年度比3億8,174万3,000円の増となる3億8,636万8,000円、1校当たりの平均額として1億2,878万9,000円を計上しており、一般会計に対する構成比は0.24%、屋上防水改修に要する経費については、設計を含め3校を対象に、前年度比9,958万8,000円の増となる1億391万円、1校当たりの平均額として3,463万7,000円を計上しており、一般会計に対する構成比は0.06%となっております。

○山田委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、投資的経費についてのお尋ねですが、8年度当初予算のプレス資料においては、人件費や扶助費といった義務的経費と併せ、投資的経費についても、予算額及び前年度比の増減額や増減率を明示し、その動向を客観的にお示ししております。

その上で、投資的経費の増加に大きく影響した土地取得については、取得した物件の情報や活用用途などを具体的に記載した資料を作成するとともに、併せて、各部の主要事業を一覧化するなど、区民に分かりやすい情報発信に努めているところです。

また、施政方針においても、区政運営の基本的な方向性や重点分野を示す中で、予算全体の特徴や重点施策を体系的に説明するとともに、投資的経費に伴う取組内容を具体的に盛り込んでおります。

次に、シビックセンターに係る投資的経費についてのお尋ねですが、8年度当初予算のシビックセンターに係る投資的経費は、36億1,496万2,000円、前年度比14億3,351万9,000円の増となっており、また、一般会計に占める構成比は、2.3%となっております。

次に、扶助費の増減についてのお尋ねですが、増額幅が大きい主な事業は、「障害福祉サービス費」が8年度当初予算額が26億5,809万4,000円で、前年度比8.5%の増、扶助費における構成比は8.4%となっており、以下同様に、「障害児通所支援等事業費」が6億417万6,000円で、31.9%の増、扶助費における構成比は1.9%となっております。また、減額幅が大きい主な事業としては、「児童手当」を除き、「児童入所施設措置費等」が1億3,790万2,000円で、前年度比27.9%の減、扶助費における構成比は0.4%、「お茶の水女子大学こども園運営経費」が2億1,456万7,000円で、7.4%の減、扶助費における構成比は0.7%となっております。

次に、区独自の扶助費についてのお尋ねですが、扶助費は、社会保障制度の理念を地域の実情に即して具体化し、支援を必要とする方々の生活を直接的に支えるために支出される経費であるとともに、国や都の制度に基づく事業に限らず、自治体が独自に実施する施策についても、その性質に応じて扶助費として計上され、重要な役割を果たす経費である認識しております。

その上で、8年度当初予算において、国や都の支出金を活用していない事業における扶助費の総額は約17億円となっており、一般会計総額に対する構成比は約1.1%となっております。

なお、主な経費としては、児童育成手当が1億9,505万6,000円、重度心身障害者（児）等福祉タクシーが5,871万6,000円、地域生活支援事業が4,365万円となっております。

次に、7年度の決算剰余金などについてのお尋ねですが、6年度の標準財政規模を基に、7年度決算における実質収支比率を8.0%と仮定し、実質収支比率の算定式から、7年度の決算剰余金を約60億円と算出しております。

なお、過去実績などを勘案し、清算還付に係る経費は、概ね10億円程度を見込んでおります。

次に、財政調整基金についてのお尋ねですが、災害対策に備えた基金を設置していない本区においては、大規模災害や感染症対応など不測の事態が発生した場合には、財政調整基金を財源として機動的に対応する必要があると考えております。

その上で、「文の京」総合戦略に掲げる「標準財政規模の30%相当の年度末残高を維持する」との方針は、財政運営の弾力性を確保し、不測の事態に備えるための重要な財政規律であると認識しており、これを改める考えはございません。

なお、区民の暮らしや地域経済への支援については、これまでも物価高騰対策をはじめ、様々な施策をスピード感をもって実施してきており、引き続き、地域の実情や区民の生活実態の把握に努めながら、さらなる支援策の充実・強化に取り組んでまいります。

なお、毎年度の2月補正における財政調整基金の繰入れ抑制の額は、歳出における減額補正の状況等を踏まえ判断しているため、現時点において具体的な額を見込むことはできません。

次に、財政投融资についてのお尋ねですが、令和8年度における国の財政投融资計画額は約19兆円となっており、このうち地方公共団体向けの財政融資資金は約9兆4,700億円、前年度比約3,800億円、4.2%の増となっているものと認識しております。

地方公共団体への財政融資資金は、住民生活に密着した社会資本整備や災害復旧・防災対策などを支える重要な財源であり、その供給規模や条件については、国において財政状況や地方の資金需要を総合的に勘案し、適切に判断されるべきものと考えております。

そのため、本区として意見を申し上げる考えはございませんが、引き続き国の動向を注視してまいります。

○山田委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 次に、補聴器購入費用助成の増額についてのお尋ねですが、本区では、本年度より、助成限度額を引き上げるとともに、対象者の非課税要件を撤廃するなど、制度を拡充しており、補助要件について都に要望することや助成限度額のさらなる増額は考えておりません。

○山田委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 次に、放課後等デイサービスの利用者負担についてのお尋ねですが、放課後等デイサービスについては、世帯の所得に応じた月額上限の範囲で、原則として利用者が1

割を負担することとなっていることから、利用者負担は、一定程度軽減されているものと認識しております。

利用者負担の無償化については、国の制度設計に関わる課題であることから、区独自の利用者負担の軽減について実施する予定はありませんが、国や都、他自治体の動向を注視してまいります。

○山田委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 次に、育成室の無償化についてのお尋ねですが、育成室の保育料は、児童の安全確保を第一とした指導員の適切な配置や、良好な育成環境の維持に要する経費を勘案し、「受益者負担の原則」に基づき設定しており、無償化する考えはありませんが、所得区分等に応じた減免制度を設けております。

○山田委員長 矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 次に、区による公衆浴場の整備についてのお尋ねですが、令和4年度に実施した「文京区健康に関するニーズ調査」によれば、「住居にお風呂がある」と回答した人が93.6%でした。また、「公衆浴場を利用したことがない」と「最近1年以上利用していない」を合わせて90.7%でした。公衆浴場を利用する目的は、「広々としてリラックスできるから」が69.2%、「銭湯の雰囲気が好きだから」が53.3%でした。これらのことから、区設の公衆浴場を整備する考えはございませんが、現在の5か所の公衆浴場は、それぞれの特徴を生かし、地域コミュニティの一翼を担っていることから、施設整備費、燃料費等の補助をはじめ、需要対策など様々な側面で支援を行い、地域において経営を続けていただけるよう、努めてまいります。

○山田委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 次に、生活保護受給世帯への入浴券配付についてのお尋ねですが、本事業は、平成15年度で廃止していることから、区内公衆浴場を対象とする入浴券について実施する考えはありません。

○山田委員長 多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 次に、子育て世代等への家賃補助についてのお尋ねですが、若者全数調査において、居住費や住まいに関する不安等が多いということは承知しております。

一方、区では、文京すまいるプロジェクトなど、若者を含め住宅の確保に特に配慮が必要な方への支援を行っているところであり、定住促進を目的とした新たな家賃補助等の創設については、人口の回復や住宅ストックの増加等を踏まえ、実施する考えはございません。

今後は、都が今年度から着手しているアフォーダブル住宅など、子育て世帯の住宅確保に資する施策の動向を注視するとともに、既存の住宅施策の活用や情報提供等を通じて、子育て世帯の暮らしを支えてまいります。

○山田委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 次に、最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付についてのお尋ねですが、周知につきましては、国の責任において相談センターを立ち上げるほか、各種広告媒体、ポスターやチラシ等を活用し、対応すると聞いております。

区としても、追加給付の内容について、ホームページや区報等を活用して分かりやすい周知に努めるとともに、御理解いただけるよう丁寧に説明してまいります。

なお、審査請求について、別途チラシやポスターを作成する考えはございません。

○山田委員長 松永施設管理部長。

○松永施設管理部長 次に、シビックセンター改修についてのお尋ねですが、本改修は、予防保全の観点から必要なものであり、今回改定する改修基本計画に基づき、進めてまいります。

また、区有施設は、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に大規模改修や更新等を進めており、「文の京」総合戦略の主要課題の解決に向け、福祉事業を含めた各施策について、着実に推進してまいります。

○山田委員長 高橋区民部長。

○高橋区民部長 次に、区内店舗支援事業についてのお尋ねですが、7年度は、利用店舗が520店舗、補助総額は約1億1,780万円となっております。

なお、補助の内訳でございますが、消費者還元サービスは、520店舗、約7,100万円。電力・ガス経費を含む原材料費は、506店舗、約4,000万円。社会的課題に対する取組経費は、225店舗、約600万円となっております。

なお、当該事業の実績は、5年度は653店舗、6年度は571店舗、7年度は520店舗となっております。

令和8年度は、今年度と同じ補助内容を予定しているものの、補助件数実績の減少傾向を考慮し、申請想定件数を今年度の750件から600件と見込んだため、予算としては減少したものでございます。

次に、区内店舗支援事業における補助要件についてのお尋ねですが、現在、補助要件の一つとなっている「社会的課題に対する取組」は、エンカル消費や合理的配慮等の周知・理解促進に向けた取組であり、そのハードルは低く設定をしております。

まずは「社会的課題に対する取組」を店舗に知ってもらい、各店舗が一步踏み出して、行動変容につなげ、さらに魅力ある店舗となっていくことも、物価高騰対策と併せて支援・促進していく枠組みと考えているため、当該要件を補助上乗せの要件とする考えはございません。

次に、区内店舗支援事業における実施期間についてのお尋ねですが、当該事業は、7月から9月の期間の中で、任意の一、二か月程度で各店舗に実施いただいているものです。

御提案の内容について、現時点では実施期間の拡充は考えておりませんが、その有効性を含め、引き続き、区内店舗の利用促進に資する施策となるよう検討してまいります。

次に、区内店舗支援事業における利用店舗からの声についてのお尋ねですが、各店舗からは、申請受付当初の段階で、消費者還元サービス、原材料費等の補助要件についてのお問合せを多くいただくとともに、合理的配慮の取組の敷居が高いと思われ、参加をちゅうちょす反応も一部ございました。

一方で、社会的課題に係る取組の例示や説明を丁寧に行う中で、最終的には事業に参加いただき、「初めてキャンペーンの存在を知ったが、お客様にも喜ばれるし、経費を補助してもらえるので、良い事業だと思った」、「合理的配慮という言葉が今まで知らなかったが、今回のキャンペーンが考えるきっかけとなった」との声が寄せられております。

次に、中小企業向け融資あっせん制度における借換資金についてのお尋ねですが、現下の経済変動に対応するための借換資金は、従前の「新型コロナウイルス対策特別融資」及び「現下の経済変動に対応するための特別融資」の利用者を対象として、複数債務の一本化や月々の返済額の軽減により、中小企業の資金繰りの円滑化を目的に新たに創設するものでございます。

通常の借換資金は、融資メニューの種類にかかわらず御利用いただけるのに対して、本資金は、従前の特別融資に限定した借換えメニューとして、それらの借入れにおける返済計画の再構築に特化した支援として、制度の趣旨を明確に区分しております。

また、新たな借換資金の本人負担率の設定に当たっては、従前の特別融資の利用者に対する継続的な支援の必要性と、特別の借換えメニューとしての利用しやすさの観点から検討いたしました。

既存資金の借換えは、当初の借入期間を延長し、月々の返済負担を軽減することを目的としており、借換えの実施そのものが事業者に対する支援となることから、従前の特別融資のように全額の利子補給を行う取扱いとは異なるものと考え、一定の本人負担が必要と考えて

おります。

一方で、コロナ禍以降、特別融資を利用した企業が相当数あることを鑑み、特別な借換資金として利用しやすいメニューとなるよう、利子補給率を本人負担率が1%を切る水準に設定し、事業者の負担を最小限に抑制する設計としております。

次に、新たな借換資金に係る保証料補助についてのお尋ねですが、特別融資に係る保証料補助は、従前の「新型コロナウイルス対策特別融資」及び「現下の経済変動に対応するための特別融資」において実施した特例的な措置でございます。

新たな借換資金につきましては、制度の活用とその利子補給により、事業者への支援が可能であることから、現時点で新たな借換資金に係る保証料補助を実施する考えはございません。

なお、令和8年度当初予算に計上している約5,000万円については、当初、今年度末までの申請期限としていた「現下の経済変動に対応するための特別融資」等に係る保証料補助の経費であり、当該信用保証料補助の未申請企業が200弱あることから、その期限を次年度1年間に限り延長するものでございます。

次に、賃上げ実績による中小企業への支援についてのお尋ねですが、区では、令和8年度、中小企業の賃上げに係る支援として、先端設備等の導入経費の一部補助を行う「持続可能性向上支援補助」において、申請企業が従業員の給与総額を3%以上増加させる表明を行った場合に、補助率と補助上限額の引上げを実施いたします。

なお、原材料費や労務費等が上昇する中では、生産性の向上や経営基盤を強化し、賃上げの原資を確保できるよう支援することが重要と認識しておりますので、賃上げ実績だけをもって補助金等による支援を行う考えはございません。

○山田委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 次に、公契約条例の適用件数と金額についてのお尋ねですが、工事または製造の請負契約に関しては、1月末までの適用件数は32件で全体の4%、契約締結時の金額は約79億円で全体の67%を占めております。

また、工事または製造以外の請負契約及び業務委託契約に関しては、適用件数は114件で全体の3%、契約締結時の金額は約47億円で全体の21%を占めております。

次に、受注者が提出する労働条件に関する事項の報告書についてのお尋ねですが、契約締結時には、労働報酬下限額が守られているかの確認は行っておりませんが、報告書の提出については、履行開始後、労働報酬を最初に支払った月の翌月10日までに1回目の提出を行う



ことと定めており、この報告書により、労働報酬下限額以上の報酬の支払いが適切に行われているかを確認しております。

また、報告書の提出状況については、提出時期が到来しているにもかかわらず、未提出となっている案件は現時点ではございません。

次に、公契約条例の実効性についてのお尋ねですが、受注者は、対象業務に従事する労働者に対し、公契約条例の対象案件であることを周知しなければならないこととし、区ではそのための様式やチラシを作成しているところです。

労働者への周知状況については、受注者から提出される報告書により確認するほか、一部の現場については、区職員が訪問して、周知状況の確認を行っております。

また、支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、労働者は区や受注者等に申し出ることができることとしており、区は、その状況を確認するため、受注者等に対し必要な報告を求めたり、事業所等に立入調査を行ったりすることが可能としております。

このような取組や受注者への丁寧な説明を行いながら、公契約条例の実効性に確保に努めております。

次に、労働報酬下限額のお尋ねですが、他区の令和8年度労働報酬下限額については、現時点で、未決定の区があるため、労働報酬下限額の最高額・最低額や本区の順位についてお答えすることができません。

また、労働報酬下限額を決定するに当たりましては、公契約審議会において、東京都区部の消費者物価指数のほか、公共工事設計労務単価、東京都の最低賃金、他区の労働報酬下限額などの事情を勘案して、審議が行われております。

本年度も、全3回にわたり公契約審議会が開催され、活発な審議を重ね、答申がまとめられました。区としては、この答申を尊重するとともに、適正な金額と判断し、決定いたしましたので、さらに引き上げる予定はございません。

○山田委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 次に、特別区区民葬儀の新たな助成制度についてのお尋ねですが、助成限度額については、特別区区民葬儀取扱業者である民間火葬場の一般料金の平均額と、特別区区民葬儀の火葬料金5万9,600円との差額を算出根拠とし、区長会において決定したものであり、区として助成額の引上げを提案する考えはございません。

また、新たな助成制度は、特別区区民葬儀取扱業者のうち1社が取扱いを取りやめることを公表したことを受け、昨今の物価高により葬儀全般にかかる費用が増加していること及び、

火葬場が区民生活にとって不可欠なものであり、公共的な施設でもあること等を踏まえて、23区共通の助成制度として開始するものです。

このため、特別区区民葬儀利用者の経済的負担を軽減する観点から実施するものであり、全東京葬祭業協同組合連合会に加盟する特別区区民葬儀取扱業者以外への対象拡大について、提案する考えはございません。

○山田委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、都営の葬儀所についてのお尋ねですが、瑞江葬儀所については、都において適切に運営していると認識しており、火葬料金について都に意見を申し上げる考えはございません。

なお、特別区の区域における、民間による火葬場の経営・管理については、ここ数年、火葬料が高騰していることが特別区全体の大きな課題となっていることは認識しており、都と連携し、区長会において検討してまいります。

○山田委員長 矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 次に、墓地埋葬法改正の国への要望についてのお尋ねですが、昨年8月に区長会から、11月には都知事及び特別区長会会長連名で、民間火葬場の料金高騰に対応するため、火葬料金を含む経営管理に関する事業者の責務と、監督官庁の指導権限を明確化すること等について、国に対し法改正を要望しております。

区として改めて国に要望を行う考えはございませんが、国及び都の動向に注視してまいります。

○山田委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 次に、入学準備金についてのお尋ねですが、入学時に購入する品目については、小学校のランドセルや中学校の標準服など、学校生活で新たに必要となるものを想定しております。

負担軽減率については、各家庭において購入する学用品等が異なるため、お示しすることはできません。

なお、本事業は入学準備の一時的な保護者負担軽減を目的に給付するものであり、本年4月の新入生への遡及支給については考えておりません。

次に、就学援助等についてのお尋ねですが、就学援助の申請書や案内については、学校を通じて年度当初に全ての家庭に配付しております。また、区報やホームページにおいて内容の周知を行い、申請書をダウンロードすることにより、郵送での申請も可能となっております。

す。

そのため、就学援助を受給している御家庭の情報は、関係者以外に知られることはありません。援助を必要としている御家庭が自ら申請することは、限られた公費の適切な支出につながるものと認識しております。

なお、区立小・中学校の就学援助の利用率は、令和7年5月時点で6.6%となっております。

区では、様々な子育て支援メニューを用意し、広く支援を行っております。教育費の無償化については、子育て世帯への支援全体の枠組の中で検討すべき課題であり、現状においては、就学援助制度により、支援が必要な世帯に対して、一定の経済的な負担の軽減が図られているものと認識しております。

次に、空調機器等の更新についてのお尋ねですが、普通教室、特別教室に設置し20年以上が経過している空調機の台数は、小学校81台、中学校24台、体育館に設置してあるスポットエアコンの台数は、小学校24台、中学校4台です。

次に、普通教室の断熱化についてのお尋ねですが、空調機器の耐用年数は、メンテナンスの状況や使用時間によって異なるため、十分に機能する機器を設置年数だけを基準に更新する予定はございません。

また、空調の更新は、特別教室や外壁の改修など、ほかの工事とできるだけ合わせて行うことで、工事の無駄を省き、学校運営に影響が少ないよう計画的に進めていることから、直ちに一斉に行う考えはございません。

普通教室の断熱化については、各校で外壁・サッシの改修を計画的に進めており、本年度は最上階の廊下部分を含む天井に断熱材を設置する工事を行っております。カーテンやフィルム、スクリーンなどを活用した、さらなる断熱化については、他自治体の事例も参考にしながら研究してまいります。

なお、補助金の活用については、これまでも適宜、協議を行っているところであり、今後とも、情報収集を行いながら、適切に対応してまいります。

次に、特別教室改修についてのお尋ねですが、今年度完了見込みの学校名と教室数は、礪川小学校2教室、金富小学校2教室、駕籠町小学校2教室、林町小学校2教室、大塚小学校2教室、湯島小学校1教室、第一中学校3教室、第三中学校5教室、第八中学校4教室、第九中学校4教室となっております。

次に、トイレの洋式化等についてのお尋ねですが、区立小・中学校におけるトイレの洋式

化率は令和7年4月1日時点で95.9%であり、プールの横など、使用頻度が低いトイレを除いては、洋式化をほぼ完了しております。

和式のある学校名と便器数は、礪川小学校2基、指ヶ谷小学校1基、林町小学校1基、青柳小学校4基、金富小学校3基、駒本小学校7基、駕籠町小学校2基、第一中学校8基、第三中学校6基、第八中学校7基、第九中学校2基、文林中学校5基、本郷台中学校5基、音羽中学校3基となっております。

次に、「朝の児童ひろば」についてのお尋ねですが、現在、各小学校の自主的な活動として朝の子どもの見守りをしてくださっている方々の人数は、実施日により異なります。昭和小学校で3人から4人程度、林町小学校で3人から6人程度、窪町小学校で1人から2人程度と把握しております。

次に、来年度から実施する「朝の児童ひろば」事業の位置づけですが、地域ボランティアの見守りの下、児童の体力向上や遊び場の確保を目的として、朝の児童の安全な居場所を提供することとしており、生活の場を保障する取組については、子育て世帯の働き方を社会全体の課題として捉えることが必要であると認識しております。

実施校の拡充や体育館の活用につきましては、今後、学校や地域の実情等を把握しながら検討してまいります。

次に、児童館の日曜開館についてですが、職員の適正な配置や、持続可能な勤務体制の構築など、運営面における課題があり、現時点では考えておりません。

次に、東京都中学校校長会の要望についてのお尋ねですが、要望については認識しておりますが、既に35人学級については、来年度より中学校においても実施することが決定しており、区として、国や都に対して要望する考えはございません。

次に教員の加配についてのお尋ねですが、教員のさらなる加配について、国や都に要望を行う考えはございません。

次に30人学級についてのお尋ねですが、教員や教室の確保等が必要であり、区独自に30人学級を導入する検討はしておりません。

次に、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの常勤配置についてのお尋ねですが、スクールカウンセラーの区立小・中学校全校への週3日配置に加え、スクールソーシャルワーカーを全校に週1日配置することにより、早期に気になる子どもの様子を教員と共有し、「チーム学校」として個々に必要な支援を行っております。

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの常勤配置については予定しており

ませんが、引き続き、研修やOJTによる育成を図るとともに、関係機関との連携強化などを通じて、不登校児童・生徒一人一人に寄り添った着実な支援に取り組んでまいります。

次に、校内居場所についてのお尋ねですが、令和7年12月末時点では、小・中学校20校で199名の児童・生徒が利用しております。

成果としては、校内に児童・生徒が安心して過ごすことのできる環境を設けることにより、児童・生徒が自分のペースで登校しやすくなり、学校とのつながりを維持できるだけでなく、校内居場所の利用から学級に復帰できるようになるなど、不登校の未然防止及び早期対応に一定の効果があつたものにとらえております。

課題としては、児童・生徒により状況が異なるため、一人一人が校内居場所でより安心して過ごせるための工夫等、さらなる支援体制の充実が必要であると考えております。

なお、校内居場所対応指導員を有資格者に限定することは考えておりませんが、指導員同士の情報共有や学びの機会を充実させ、専門性の向上に努めてまいります。

○山田委員長 多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 次に、「こども誰でも通園制度」についてのお尋ねですが、本事業の実施に当たっては、令和5年度から実施している「未就園児の定期的な預かり事業」における成果を踏まえ、利用のたびにお子様が変わる柔軟利用ではなく、週1回の定期利用を基本とするスキームとしております。これにより、お子様が新しい環境に慣れやすくなるとともに、現場においても継続的な関わりの中で、より円滑に受入れを行うことができるものと考えております。

また、人員体制については、通常の保育で必要な保育士に加え、新たに2名の保育士の配置を補助要件とするなど、その強化にも取り組んでいるところです。

本事業の実施に向け、保護者のニーズや現場の状況を注視しながら、安全・安心な環境の整備に努めてまいります。

次に、法的位置づけについてのお尋ねですが、児童福祉法第24条は、保護者の労働または疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童について保育を義務づけるものであり、本事業について同条の規定が直接適用されるものではないと認識しております。

次に、私立認可保育所において、本事業の実施に際し、事故が発生した場合の責任主体についてのお尋ねですが、当該事業の実施に係る事故について、第一次的な責任は事業者が負うものと認識しておりますが、区もまた事業者を認可・指導・監査する立場として、事業者

において事業が安全に運営されるよう適切に指導等を行う責務があるものと考えております。

事業開始に当たり、各施設における安全管理体制の整備を徹底させるとともに、事故報告の義務づけや実地検査などを通じて、事業運営の適正化を図ってまいります。

○山田委員長 御答弁の途中ですけれども、ただいま正午となりましたので、ここで一旦お昼の休憩とさせていただきます。また、再開は13時からということにさせていただきます。

午後 0時00分 閉会

午前 1時00分 開会

○山田委員長 それでは、おそろいですので、午前中の多田子ども家庭部長の御答弁の続きから始めたいと思います。

多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 次に、保育士の年齢別配置基準に係る経過措置についてのお尋ねですが、現時点で、3歳児の年齢別配置基準は、国において、令和9年度末をもって経過措置を終了することが示されておりますが、4歳児、5歳児の年齢別配置基準の終期は示されておられません。

区としては、今後の国の改正に合わせ、速やかに対応していくとともに、配置基準の改正に当たっては、保育士の確保が大きな課題となることから、人材確保に向けた取組を進め、充実した職員体制による質の高い保育の実施につなげてまいります。

次に、1歳児における配置改善加算及び配置基準についてのお尋ねですが、まず、公定価格上の加算項目については、国の責任において検討されるべきものであり、改めて国に対して見直しを求める考えはありません。

また、保育士配置基準については、国の「こども未来戦略」において、1歳児の配置基準の改善の方針が既に示されていることから、国に改正を求める考えはなく、区としては、今後の制度改正に合わせ、速やかに対応してまいります。

なお、この加算の適用条件となる「3要件」を満たす認可保育施設の現状ですが、認可保育園77園のうち、3要件を満たす施設は25園で全体の約32%、小規模保育所及び事業所内保育所では17園中11園で全体の約65%となっております。

次に1・2歳の保育利用率についてのお尋ねですが、令和7年4月1日時点における、人口に対する認可保育施設の利用率は、1歳は64.7%、2歳は71.5%となっており、3年前と比較して1歳は5.0ポイント、2歳は7.0ポイント増加しております。

利用率については、保育料の無償化の影響等により、今後も増えることが見込まれます。

次に、改築予定の区立園における1・2歳児クラスの定員についてのお尋ねですが、認可保育園等の利用率や利用者数等の推移を注視して、適切な定員について検討してまいります。

また、認可保育園等の増設につきましては、保育所の利用率は増えることが見込まれる一方で、0歳から5歳の人口減少も見受けられることから、現状、新たに整備する予定はございませんが、今後の待機児童数や各園の入所実績等を注視し、整備の必要性について検討してまいります。

なお、これまでも待機児童対策は私立認可保育園の整備を中心に進めてきたことから、区立保育園を新たに整備する予定はございません。

次に、保育所におけるスポットワークの利用についてのお尋ねですが、令和2年度から5年度までについては調査等を行っておらず、園数をお示しすることは困難ですが、6年度、7年度ともに6園の私立認可保育所等が利用していることを確認しております。

このような雇用は、国通知にもあるとおり、長期かつ継続的に繰り返すことは、保育所等の運営に当たって望ましいとは言えず、また、保育所の業務の性質上、従事できる内容に限度があると考えており、職員体制等を確認した上で、巡回指導等の中で適切に指導してまいります。

○山田委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 次に、東京における都市計画道路の整備方針についてのお尋ねですが、中間のまとめのパブリックコメントについて、文京区と書かれた意見は139件、そのうち環状三号線の廃止・見直しや懸念を示す意見は82件ありました。

また、整備方針案へのパブリックコメントについては、現在、都において精査中ではありますが、環状三号線の廃止や見直しを求めるものや、不忍通りの整備促進を求める意見などがあると情報提供を受けております。

環状三号線については、これら中間のまとめや整備方針案における意見を踏まえ、本区への影響も極めて大きいことから、地域と区民の理解が得られる計画としていくよう、都に強く申し入れているところであり、区として慎重に対応すべきものとの考えは変わりありません。

○山田委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 次に、介護報酬改定等についてのお尋ねですが、介護分野の職員の処遇改善については、これまでも国による検討や様々な対策が講じられてきているところですが、このたびの改定は、国の社会保障審議会等での議論を踏まえ、令和9年度介

介護報酬改定を待たずに、計画期間中の8年度に臨時的に改定を実施するものであり、他職種と遜色のない処遇のさらなる改善に向けた取組が進められたものと認識しております。

この改定においては、訪問介護を含めた処遇加算の拡充や訪問看護や居宅介護支援等への対象拡大などが予定されていることから、区独自に減収分の補填を行うことは考えておりませんが、本区においては、これまでも介護職員向けの家賃補助や研修費用補助などの独自の支援策を実施しており、時勢を捉えた支援策を引き続き実施してまいります。

なお、介護報酬や利用者負担割合、また、公費負担割合等、制度の根幹となることについては、国において議論がなされるべきものであり、区として個別に意見を申し上げる考えはありませんが、引き続き、人材確保に向けた介護報酬への対応等については、区長会等を通じて国へ要望してまいります。

今後も、国や他自治体の動向を注視し、介護サービス事業者への適切な支援を行うなど、介護保険制度の安定的な運営に努めてまいります。

○山田委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 次に、エアコン購入支援についてのお尋ねですが、高齢者の熱中症対策には、エアコンの適正利用が重要であることから、それぞれの方の心身の状態や生活の状況に応じて、必要となる支援を丁寧に行っているところです。

なお、都が公表した「低所得世帯向けエアコン設置区市町村等緊急支援事業」については、今後、当該事業の実施が決定次第、活用について判断してまいります。

最後に、後期高齢者医療制度についてのお尋ねですが、保険料は、保険者である東京都後期高齢者医療広域連合が、法令に則り算定し、議会に諮り決定しているものであり、区として異を唱える考えはございません。

また、保険料改定により特段の受診抑制が生じている認識はありませんが、低所得世帯に属する被保険者に過重な負担をかけないように、特別対策について都広域連合との協議に応じてきたところです。

また、特別対策は、一般財源の投入により現役世代の負担増につながるものであることから、さらなる拡充を求める考えはありませんが、令和8・9年度の保険料算定においては、制度改正等による保険料の増額を踏まえ、都広域連合において特別対策の継続を予定しております。

なお、本制度については、持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう、国の財政支援の拡充などを、保険者である都広域連合より国に要望していることから、区として要望



する考えはございません。

○山田委員長 ありがとうございます。

続きまして、公明党、田中香澄委員。

○田中（香）委員 公明党文京区議団を代表し令和8年度予算案について総括質疑を行います。

令和7年度は長引く物価高騰やエネルギー価格の上昇が、区民の家計を圧迫し、特に高齢者世帯や子育て世代の生活に深刻な影響をもたらしました。エネルギー高騰が事業者に追い打ちをかけ、価格転嫁や事業継続、物価高に見合った賃金上昇もまだまだ道半ばです。こうした先行きの見えない不安が広がるときだからこそ、区民の切実な声を届けることが重要です。全国の公明党地方議員が国へ状況を届けた結果、子ども応援手当の2万円給付や追加の緊急経済対策も決まり、文京区も1人5,000円支給が現在始まっています。また、本予算案に、昨年9月、私たち公明党文京区議団が手渡しました区長要望が随所に盛り込まれたことは高く評価するものです。

さて、このたびの8年度予算は1,604億円超という過去最大の予算となりました。初めに本予算案のコンセプトをお伺いいたします。

次に、財政に対する方向性について確認いたします。国が示す責任ある積極財政の方針をさきの選挙で多くの国民が支持しました。私もこれを反対するものではありません。どこまでも責任と積極の比重を最適化するという挑戦は続くからであります。文京区に置き換えて考えると「将来への備え」と「現在の住民サービスの充実」のバランスをどのようにするべきか、区の見解をお伺いいたします。

一方で危惧しているのは、国全体に広がるナショナリズムやポピュリズム、右傾化や排外主義といった分断や対立をあおる風潮が表面化していることです。それは文京区が取り組んできた流れに逆行するものです。対立ではなく対話、分断ではなく包摂、納得と共感であたたかく包み込む区政の実現をと心から願うものです。区の見解をお伺いいたします。

それでは本題に入ります。

初めに、予算編成についてお伺いいたします。本区予算案における歳入構造に目を向けますと、一般財源が約1,003億円、62.5%、特定財源が約601億円、37.5%となっています。特に特定財源については、国・都補助金の確保や特別区債の積極的な活用により、前年度から3.8ポイント上昇して約38.4%を確保した2025年度の流れをくみ、着実に措置されているものと評価いたします。

中でも特別区交付金306億、前年度比10.5%という大幅増は、文京区が抱える課題、例え

ば老朽化対策や福祉ニーズの増大などに対して、当局が現場の課題を全庁的に的確に把握し、財源確保に向けて粘り強く交渉・申請を行った「実務的な努力」の賜物といえます。改めてこれまでの取組と成果についてお伺いいたします。

特別区債を前年度比27.3%増の70億計上したことも、将来世代との負担の公平性を図りつつ、柳町小学校の改築などの大規模投資を停滞させないとの財政運営の証左と評価しています。財源の確保や基金の繰入れ、区債の計上の割合について、今後どのように進めていくべきだと考えているか、区の見解をお伺いいたします。

また、歳入不足を調整する財政調整基金からの繰入金を令和7年度から4億円増やし80億2,000万円繰入を行う計画となっています。基金の活用は安定的な財政運営のための財源と理解しますが、改めて活用方針をお伺いいたします。

一方で、特定目的基金も120億規模で投入されています。区が考える「これ以上取り崩すと区政運営に支障を来す」という基金残高のデッドラインを数値としてどう設定しているのかお伺いいたします。

また、万が一その水準を下回ることがあっても、今後、どの公共施設整備を優先的に進めていくのか、お伺いいたします。

総基金残高の減少傾向については、さきの松丸質問でも指摘をいたしました。多額の費用を要する公共施設整備等を計画的に進めるために必要性や効率性を見極めると答弁されました。現在、区にはこれらを決定していく会議体はあるのでしょうか、お伺いいたします。

また、具体的に誰が最終決定をするのかも伺いいたします。

また、極めて複雑かつ多額の予算を伴う本事業において、外部専門家の知見を導入するなど、より客観的で透明性の高い決定プロセスも必要と考えますが、区の見解をお伺いいたします。

歳入不足の一因であるふるさと納税の流出額についてお伺いいたします。令和8年度の見込額は約44.9億と推計されます。これは一般財源の約4%超に相当し、学校の改築や大規模な公園改修ができるほどの金額です。令和7年度の区税流出を抑制する取組について成果と今後の課題、取組についてお伺いいたします。

編成方針についてお伺いいたします。

区は、令和7年度に続き8年度予算においても「一般財源各部枠」という概念を設け、各部局の裁量を広げる取組を行っていますが、導入2年目を経た具体的な「成果」と「現場の変化」をどのように認識しているか、率直にお伺いいたします。

一方で、機動的な予算措置を行う「追加重点」という手法については、選定された54事業のプロセスの透明性は重要です。全体最適の観点から、「なぜその事業が選ばれたのか」という客観的なエビデンスは何か、またそれをどう活用し、透明性を確保したのか。現在の実施状況と、今後の課題についても伺いたします。

歳出では物件費増の要因と事業の精査（スクラップ・アンド・ビルド）について伺います。

物件費の増大については、詳細な検証が必要不可欠です。内訳については、委託費、コンサル料、システム費などが負担増と推測されますが、その背景にある根本的な理由と、改善に向けた具体的な処方箋をお伺いいたします。

特に「スクラップ（廃止・縮小）」には強い決断力が求められます。新年度における「廃止・縮小した事業」と「新規事業」の具体的な内容について伺いいたします。

また、こうした改革を断行した所管や事業を積極的に評価し、庁内全体でスクラップ・アンド・ビルドを推奨・称賛するような機運を醸成すべきと考えますが、区の見解をお伺いいたします。

次に組織改正について伺いいたします。

いよいよ若者を冠した「こども若者政策課」、「こども若者支援課」が設置されます。部名も「こども未来部」という名称に変更され刷新感が出ました。私自身も若者会議や美化活動を通し、若者が主役のまち文京区にしたいと取り組んでまいりましたので、今はワクワクする気持ちでいっぱいです。

3月策定される若者計画の初年度の取組と、特に若者の居場所事業について、どう取り組まれるかお伺いいたします。

また改めて新たな組織改正や名称変更の意義とこども若者政策課、こども若者支援課それぞれの役割についても伺います。

次に主要事業について伺いいたします。

初めに物価高対策の強化について伺いいたします。

1月の臨時議会で成立した文京区食料品等物価高騰対応給付金は1人当たり5,000円の給付と非課税世帯・均等割世帯に追加で5,000円上乘せしたことは、区長要望で訴えた低所得層への支援強化につながり評価しています。

また「教育費」にも手当てが必要と要望してきました。制服、カバン、体操着など原材料費の高騰で値上がりし、また体験活動や修学旅行費においてもバス代や宿泊費の値上がりにより費用負担が増えています。

文科省の最新の統計では、公立小学校約6.6万円、公立中学校約13.2万円の教育費がかかると記載をされておりますので、文京区が始める入学準備金の金額、小学校5万円、中学校10万円は妥当と考えています。教育費の負担軽減に準備金が決定するに至った区の考え方やその効果、改めてお伺いをいたします。

また負担軽減策はほかにもあると考えます。その一例に備品化が挙げられます。特定の学年でしか使わない教材やICT関連の周辺機器などを学校の備品として整備し、無償貸与の範囲を広げることは、保護者の直接的な支出を抑える有効な手段と考えますが、可能なものから備品化することを検討しているか、区の見解をお伺いいたします。

地域経済の活性化策も予算が増額され評価しています。区内商店の販売促進を図るため、我が会派は「デジタル商品券発行事業」を提案し、好評のうち完売しました。その一方で高齢者などデジタル弱者の活用に至らなかったなど課題があります。改善策を伺います。

また、中小企業の企業力向上に向けた新規事業やリスクリング、DX推進などを充実していただきたいです。区の見解をお伺いいたします。

防災対策についてお伺いいたします。

在宅避難の推進をしてまいりましたが、8年度の優先的な取組についてお伺いいたします。災害対応業務の最適化についてはAIシステムを導入しDX化を図るとしていますが、重要な取組です。その効果をお伺いいたします。また、トイレ対策の充実や七、八割が居住する中高層マンション対策は喫緊の課題です。スピード感を持って取り組んでいただきたいですが、区の見解をお伺いいたします。

区政80周年記念事業の一環で、町会物品事業や加入促進事業で地域の絆の強化が図られることを評価します。どんな成果を期待しているのか、お伺いをいたします。

情報インフラ整備についてはどこの町会も課題と捉えています。掲示板や回覧板の代わりに町会公式LINEアカウントを活用し運用している町会が複数ありますが、発信するほど費用負担が重くなるのが難点です。文京区公式LINEの運用の傘下に入れるなどコスト削減の支援を検討していただけないか、区の見解をお伺いいたします。

小学生の朝の居場所づくりについては、ニーズがあると認識しています。見守りのボランティアに謝金が出るなど必要な居場所づくりが進み、増設されることを期待しています。実施する学校はどこか、併せて課題についてもお伺いいたします。

「みらい応援パッケージ」と銘打ち、子どもの権利の保障、権利擁護委員による相談事業、若者の居場所の設置など幅広く展開する取組に期待しています。不登校傾向にある子や、ヤ

ングケアラー、外国にルーツを持つ子など、多様な背景を持つ子どもたちの意見も大切にしていきたいです。多様な意見をどのようにすい上げ、施策に反映させるのか、区の見解をお伺いいたします。

設置予定の（仮称）文京区こどもの権利擁護委員については、どの程度の独立性と調査権限を持つのかも伺います。

学校になじめない児童・生徒の校内居場所の拡充や学びの継続については課題があります。区の見解をお伺いいたします。

また、中学生の進路相談や学習、運動、芸術などの多様な体験活動についてもどのように取り組むのかお伺いいたします。

猛暑対策となる全天候型の子どもの屋内居場所について要望してまいりました。まだ先ですが、建て替えの後の湯島総合センターは、どのような遊び場になるのか、建替事業の進捗状況とスケジュール、その間の子どもの居場所、屋内居場所づくりの取組についてもお伺いいたします。

文京区全体を包摂するあたたかい共生社会の実現の取組についてお伺いいたします。

海外から転入された方が安心して暮らす環境づくりは、区民にとっても安心につながる施策です。学校・地域生活オリエンテーション事業は、海外からの転入生、保護者を対象として、日本の生活習慣や地域のルール等を外国人講師から母国語で伝える事業です。開始直後ですが、現時点での成果、また課題をお伺いいたします。

また、文の京くらしのミニガイドの発行も、転入後、文京区での暮らしに安心を与えるものと評価しています。どの窓口で配付するのか、どんな内容を掲載するのか、その効果についてもお伺いをいたします。

併せて、文京区のDX推進計画において「書かない・待たない・迷わない」との指針がありますが、窓口業務の理想形といえると思います。8年度は非来庁型区役所に近づけるために、どのような取組を進めるのかお伺いをいたします。

また、情報発信についても8年度は若者計画がスタートするので、それに合わせてSNSやYouTubeショート動画など若者に届く手法を積極的に取り入れ、本気の情報発信をしていただきたいです。区の見解をお伺いいたします。

認知症事業についてですが、「新しい認知症観」の周知と理解を広げるため、どのような取組をするのかお伺いいたします。

また認知症検診は、指定医療機関での個別受診へ移行しましたが、成果と課題をお伺い

たします。

介護現場で働く従事者の負担軽減やハラスメントの撲滅は喫緊の課題です。重点施策に挙げられた「ケアプランデータ連携システム」は現場の事務負担を減らす可能性がある一方で、デジタル化の対応力が事務所によって差があるので支援が必要と考えます。区の見解をお伺いいたします。

交通安全対策についてお伺いいたします。文京区内の事故は「自転車と歩行者」や「自転車単独」、例えば転倒などは横ばい、または増加傾向にあると伺いました。自転車ショート動画による安全な自転車利用啓発事業は現役世代に届きやすい手法と考えます。こういった動画を作成するのか、この事業の成果指標は何かをお伺いいたします。

要望してきた暑さ対策が進み、公園の樹木剪定の見直しやミスト設置などに予算が増額しました。取組と効果についてお伺いをいたします。

温室効果ガスの削減に向け省エネ機器の設置費助成が人気です。拡充を願う声がありますが、これまでの成果、要望してきた宅配ボックスの設置費助成を含めた取組や見込まれる効果についてもお伺いいたします。

在宅医療推進強化事業は、在宅での看取りを支える上で最大の壁である、24時間の医療体制が強化させる事業で期待が大きいです。新規で785万予算計上されていますが、具体的な内容と体制についてお伺いいたします。

出産後のママを身体的な回復と心理的な安定を促進する産後ケアの充実は、母子両方のケアにつながる大事な事業です。量的な確保が課題と感じています。これまでの課題と8年度 of 取組についてお伺いいたします。

また、産後鬱予防の観点で、産後2週間、産後1か月の出産間もない大変な時期の産婦が受診できるよう費用の助成事業がよいよ始まります。その取組の内容についてお伺いをいたします。

また、重層的支援体制整備事業については、要望していた窓口が設置されました。「つながる窓口」の成果をお伺いいたします。

また、かねてから応援団である助産師の皆さんに、妊娠・出産支援に御尽力いただいています。その成果についてもお伺いいたします。

併せて、障害者総合支援事業における精神障害者の社会復帰への取組についても伺います。

乳幼児健康診査では、要望していた1か月健診と5歳児健診が新規で始まり期待をされております。効果と支援体制などについて区 of 取組をお伺いいたします。

最後に、がん検診の拡充と外見ケアについてお伺いいたします。

乳がん検診を促す取組の充実を引き続き要望いたします。検診率向上の取組や成果についてもお伺いいたします。また、利用者から喜ばれている外見ケアの実績と成果についてもお伺いいたします。

前立腺がんで亡くなった方の御家族から、5がん検診に前立腺がんを加えてほしいと切実な声を伺いました。近隣区が独自で予算を組み取り組んでおります。早期発見・早期治療につながっているようなので、本区の検討を要望します。区の見解をお伺いいたします。

以上で総括質疑を終了します。御清聴ありがとうございました。

○山田委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 田中香澄委員の御質問にお答えします。

初めに、本区における「将来への備え」と「現在の住民サービスの充実」とのバランスについてのお尋ねですが、8年度当初予算として、過去最大となる約1,604億円の予算を編成し、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に取り組むとともに、昨年末の国の補正予算成立を受け、物価高騰の影響から区民の暮らしや地域経済を守るため、自主財源や国の重点支援地方交付金を活用した「食料品等物価高騰対応給付金」の実施に取り組んでいるところ です。

一方で、今般の2月補正予算においては、多額の財政負担を伴う公共施設整備を見据え、学校施設建設整備基金に約33億円、区民施設整備基金に約26億円の新規積立て等を行い、将来の行政需要に備えた財源確保に取り組んでおり、「区民サービスの充実」と「将来に備えた財政基盤の確保」は、ともに区政運営の根幹を成すものであり、その双方を踏まえたバランスある財政運営が重要であると考えております。

今後とも、予算の執行に当たっては、入札による競争性の確保や、事業手法の工夫などにより、さらなる経費の縮減に努めるとともに、国や都の予算編成の動向を把握しながら積極的な財源の確保に努め、健全で持続可能な財政運営の取組を進めてまいります。

次に、対立や分断をあおる風潮に対する区の姿勢についてのお尋ねですが、区ではこれまでも、地域社会を構成する様々な人たちが人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動するとともに、社会のあらゆる分野へ参画することによって、一人一人が個性豊かにいきいきと暮らせるまちを目指してまいりました。今後とも、あらゆる人の人権が尊重され、多様性が受け入れられる社会にするため、無意識の偏見や理解不足による差別の解消に向けて情報発信に努めるとともに、理解促進に向けた普及啓発活動に取り組んでまいります。

次に、特別区交付金についてのお尋ねですが、普通交付金については、前年度比1.5%、4億円増となる266億円、特別交付金については、前年度比166.7%、25億円増の40億円を見込み、合計で前年度比10.5%、29億円増となる306億円を8年度予算として見込んでおります。このうち、特別交付金については、基準財政需要額の算定方法によって捕捉されなかった特別の財政需要について、各区が申請し、都との協議・審査を経て交付額が決定されるため、本区においても、当該年度に生じる特別の財政需要を漏れなく申請することが重要であると考えております。そのため、新たに本年度から職員を対象としたeラーニングを開始し、都区財政調整制度への理解を深めながら、全庁的な特別交付金へ申請する事業を検討することで、より積極的な申請につながったものと認識しております。

7年度における実際の歳入額は、今後、都から改めて示されることとなりますが、引き続き、次年度においても、特別な需要を漏れなく申請につなげるとともに、本区特有の特別な事情等を丁寧に説明することで、より多くの事業が算定されるよう取り組んでまいります。

次に、特別区債と基金の活用についてのお尋ねですが、委員御指摘のとおり、8年度予算編成においては、特別区債を前年度比27.3%増となる70億円計上しております。

多額の費用を要する公共施設整備等については、世代間の負担の公平性の確保や、財政負担の平準化を図る観点から、特別区債を効果的に活用することとしており、その発行額については、毎年の予算編成において、基金残高や発行利率などの状況を勘案して決定してまいります。

また、財政調整基金は、財政運営の弾力性を維持しつつ、不測の事態などに対応する備えとして、必要不可欠なものであると認識しているため、「文の京」総合戦略に掲げるとおり、毎年度末における残高が「標準財政規模の30%相当」となるよう取り組んでまいります。

併せて、特定目的基金は、学校施設や区民施設の整備をはじめ、特定の事業の財源として活用するものですが、将来的に必要となる工事費等の金額は、設計に基づいて算出されるため、残高の下限を数値としてお示しすることは難しいと考えております。しかしながら、学校施設等の計画的な改築・改修、また、公共施設の老朽化への対応など、多額の経費を要する事業に計画的に取り組んでいくためには、公共施設等総合管理計画による試算も参考にしつつ、学校施設建設整備基金及び区民施設整備基金の残高を一定確保していく必要があるため、引き続き、特定財源の確保や、効率的で効果的な歳出予算の執行に取り組んでまいります。

次に、公共施設の整備についてのお尋ねですが、公共施設の整備に当たっては、現在、施



設の基礎情報や利用状況等を一元管理する公共施設マネジメントシステムの構築に取り組んでおります。

今後は、本システムに集約されたデータの分析を進めるとともに、各施設の所管部署へのヒアリング等を通じて運営状況等を正確に把握し、基金残高等の財政状況を考慮しながら、整備時期の具体化に向けた検討を進めてまいります。

公共施設等総合管理計画の推進に当たっては、庁内に「検討委員会」及び「検討部会」を設け、公共施設マネジメントに関する検討を進めており、さらに、個別の案件については、適宜「分科会」も設けながら、活発な議論を行っているところです。

これらの検討過程を経た上で、庁内の意思決定の後、適時適切に区議会へ御報告してまいります。

これらの検討は、専門的知見を有する事業者の支援を得て、他自治体の事例も踏まえながら進めていることから、現在のところ、外部専門家を意思決定プロセスに組み込む予定はございませんが、システムを活用したデータの分析に基づき、客観的で透明性の高い整備計画を検討してまいります。

○山田委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 次に、ふるさと納税についてのお尋ねですが、区では、令和5年11月より新たな返礼品の提供を開始し、6年度からは取組のさらなる強化を図るため、区内事業者等から返礼品の公募を開始しました。本年度は、さらなる取組として、区内協定大学への寄附を拡充し、この募集に対して約3,800万円の寄附が寄せられました。加えて、新たなふるさと納税を活用した財源確保の仕組みとして、遺贈寄附文化醸成事業への寄附を開始し、この募集に対して、220万円の寄附が寄せられました。ふるさと納税制度は、人気のある地場製品の有無などの違いから、自治体間での受入額の格差が顕著となっているほか、返礼品の調達費用や仲介サイト委託料など多額の経費が生じており、実際に区が活用できる額は、寄附受入額の5割程度にとどまっているなど、様々な課題があると認識しております。

これらの課題を踏まえ、返礼品の拡充に加えて、先ほど御答弁申し上げた、返礼品を目的とせず、本区の施策に共感し、賛同いただいた方に向けたふるさと納税の仕組みも積極的に展開してきているところです。

今後も、寄附者が本区を応援したいという気持ちのより一層の醸成につながるよう、区の地域や産業の魅力を発信するための地域資源を生かした返礼品の拡充や施策の展開等を行ってまいります。

○山田委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、予算編成手法についてのお尋ねですが、8年度当初予算編成においては、昨年度に引き続き、「一般財源各部枠」という手法を用い、現場の視点を重視しながら、各部の主体的・自律的な予算編成に取り組んだところです。

その結果、54の重点施策を中心に、主要課題の解決につながる施策や、区制80周年記念に関する事業などを力強く推進するための予算が編成できたと認識しております。

特に、今年度から新たに実施した職員に対する予算研修においては、財政運営の担い手としての視点や、「歳出事業」と「財源確保」を一体で考える姿勢が、徐々に庁内に広がってきていると捉えております。

また、各部ごとの一般財源の推移が見える化したことにより、既存事業の統合・見直しによる経費縮減や、新たな国や都の補助制度の積極的な活用提案が各部から示されるなど、これまで以上に、各部での予算編成に対する主体的な取組が全庁的に進んでいるものと認識しております。

今後も、研修の充実を図るとともに、好事例を庁内で共有し、より効率的・効果的な予算編成につながる取組を推進してまいります。

次に、重点施策についてのお尋ねですが、重点施策は、予算編成過程の透明性を高めることなどを目的に、当初予算に先立ち、施策の検討や公表を行っております。

毎年度、各部より挙げられた案を基に、区として重点的に推進すべき優先度の高い施策を重点施策として選定しており、本年度は「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決につながる施策、区制80周年記念に関する施策、持続可能な行財政運営を推進する施策等を選定項目としております。これらの案に対して、これまでの計画事業の実績や社会状況等の変化を「戦略シート」等の進行管理により点検・分析し、より効果的かつ効率的な施策の展開等を検討した上で、事業の内容や効果等を踏まえ、46事業を選定いたしました。

さらに、当初予算の編成過程の中でも、各部より予算要求のあった事業の内容や効果等を踏まえ、区として重点的に推進すべき優先度の高い施策を追加で重点施策として選定しており、本年度は、8事業を選定しております。

また、予算編成においては透明性の確保が重要であると認識しており、査定状況をホームページに公開するなど、プロセスの透明化に取り組んでいるところです。

なお、限られた財源や人材などの経営資源を有効に活用することは重要な課題であると認識していることから、今後とも透明性を確保しながら、複雑化・多様化する行政課題に効率

的かつ効果的に対応できる事業の実施に取り組んでまいります。

次に、物件費についてのお尋ねですが、令和8年度当初予算における物件費は約401億円となっており、5年前と比較して約132億円の増となっております。

増加の背景には、近年の行政需要の拡大に加え、委託業務に係る人件費単価や資材価格の高騰及びデジタル化の推進に伴うシステム関連経費の増などがその要因になっていると分析しております。

行政課題が高度化・複雑化する中で、一定の委託やコンサルタントの活用は必要不可欠であると認識する一方、その在り方については、不断の見直しが必要であると考えております。

今後の予算編成においても、業務の必要性や費用対効果を精査し、真に専門性を要する分野に限定するとともに、入札の競争性の確保や仕様の精緻化によるコスト縮減、さらには、システム経費についても、専門機関の支援を受けながら、仕様書の精査や調達手法の適正化を図ることにより、さらなるコストの抑制と品質確保に努めてまいります。

次に、新年度における新規事業等についてのお尋ねですが、8年度予算編成では、主な新規・レベルアップ事業として、教育に係る保護者の費用負担軽減を目的とした入学準備金の支給や、公園や児童遊園における木陰の創出及び簡易ミストの設置による暑熱環境の改善対策、さらには画像解析AIを活用した災害対策本部の機能強化や、公立図書館では全国初となるインターネット上での「3D書架」の環境構築により、区民の利便性向上などに取り組むこととしております。

なお、次年度予算においては、大規模な廃止・休止といった事業はございませんが、これまで広報戦略課で実施してきた「メディアパートナー」については、新たに「こどもメディアパートナー」として、「こどもの権利に関する条例」の施行に合わせ、事業を再構築しております。

また、これまで東京商工会議所へ委託していた「中小企業セミナー」と、区が実施していた「リカレント教育・リスクリングセミナー」を終了し、8年度からは両事業を再編した「経営力向上セミナー」として実施し、具体的には、「GX・脱炭素」や「SDGs・Society5.0」、「リスクリング」など時流に即したテーマを取り入れ、事務の効率化を図りつつ、より中小企業の企業力向上につながるものを実施してまいります。

次に、事業のスクラップ・アンド・ビルドについてのお尋ねですが、毎年度、重点施策においては、スクラップ・アンド・ビルドの観点を踏まえた既存事業の見直しや再構築の視点を重視し、事業の立案や選定を行っているところです。

さらに、毎年度、「文の京」総合戦略の進行管理において、主要課題ごとの戦略点検シートに基づき、計画事業の実績や進捗状況を点検・分析することで、適宜事業の見直しを行っております。

今後とも、これらの取組を庁内全体に一層浸透させ、より効果的な施策の展開を図ることができるよう、スクラップ・アンド・ビルドに取り組む機運をさらに高めてまいります。

○山田委員長 多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 次に、若者計画及び若者の居場所事業についてのお尋ねですが、区では、令和8年度から、計画に掲げる「充実したライフデザインの支援」、「社会的自立への援助」、「自己実現の機会づくり」の三つの主要項目に沿って、81の計画事業を着実に実施してまいります。

この計画事業の一つとして、若者全数調査等の意見を踏まえ、若者だけが利用することのできる「Bunkyo Night Youth Lounge」を開設いたします。

本事業は、若者にとって、家庭でも職場や学校でもない「第三の居場所」として、自己実現の機会の提供や若者同士の緩やかなつながりを創出するとともに、孤立の未然防止を図り、必要に応じて適切な支援につなげていく入り口を整えるものです。

初年度は、安全・安心に利用できる運営体制の構築を最優先とし、利用ルールや対応手順を整備するとともに、委託事業者と緊密に連携しながら利用者の声を丁寧に向い、必要な改善を重ねてまいります。

次に、組織改正についてのお尋ねですが、こども未来部への名称変更は、子どもとその未来を中心に置き、若者期までを見据えて取組を進めていくという区の姿勢を、より明確にお示しするものです。

今後は、部内の連携を一層強化し、子育て支援計画や若者計画等に基づく各施策を、着実に推進してまいります。

また、新設する二つの課は、単なる分担ではなく、政策と支援が迅速に連動できる体制を目指すものです。

こども若者政策課は、若者全数調査等で把握した実態や多様なニーズを踏まえた上で、各種計画等に基づく施策の方向性ののっとり、適切に進行管理を行うとともに、関係部署との連携を通じて、施策を着実に前へ進めてまいります。

一方、こども若者支援課は、各種給付事業や居場所事業など、子どもや若者の直接的な支援を担い、一人一人の状況に応じた、より実効性の高い施策を実施してまいります。

これにより、施策の企画・推進と具体的な支援を有機的に連携させ、よりきめ細かな施策を展開するとともに、両課が情報を常に共有し、現場の状況を施策の点検・改善に反映させることで、切れ目のない支援体制を構築してまいります。

○山田委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 次に、入学準備金についてのお尋ねですが、本事業は、昨年6月に文部科学省から発出された、学用品等に係る保護者負担軽減についての通知を受け、区立以外の学校に通学する小・中学生が多いという本区の地域特性を踏まえ、各家庭の個別のニーズに対応できる施策となるよう検討し、入学準備金事業としたものです。

区立学校だけでなく、区立以外に進学する児童・生徒の保護者も対象とした事業を実施することにより、区内に在住している多くの保護者負担の軽減につながるものと認識しております。

また、学校で管理できる教材については、備品化しているところです。新たな教材の備品化は、補充や衛生面の管理など教職員の負担増や、保管場所の確保等の課題があるため、現在のところ、予定しておりませんが、引き続き、他自治体の事例について研究してまいります。なお、ICT機器については周辺機器を含め必要なものは区で用意しております。

○山田委員長 高橋区民部長。

○高橋区民部長 次に、「文京区共通デジタル商品券発行事業」におけるデジタルデバイス対応についてのお尋ねですが、7年度の共通デジタル商品券事業の実施に当たっては、スマホ教室、サポートブース及び個別相談窓口の取組により、延べ700名以上の方に御参加・御相談をいただきました。

なお、本デジタル商品券の購入者における年代別構成比を見ると、60代が13.7%、70代以上が7.1%となっており、昨年度のキャッシュレス決済ポイント還元事業よりも全体に占める高齢者の利用割合は、若干増加している状況でございます。

しかしながら、当該事業における高齢者の利用率は、他の年代と比較してまだ低い状況でございます。

動画による分かりやすい周知・御案内や、文京区シルバー人材センターや民間事業者と連携し、高齢者がスマートフォンの操作やキャッシュレス決済の利用方法を学べる機会等を提供し、デジタル社会の恩恵を十分に享受できる環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

次に、中小企業の企業力向上についてのお尋ねですが、中小企業は、エネルギー価格や原材料費の高騰等により、依然として厳しい経営環境に置かれており、増加するコストに対応

するための生産性向上や業務効率化、人への投資による経営基盤の強化が求められております。

区では、これまでも、企業がDXの実現や事業活動の拡大等を目的として、自社の従業員を対象としたリスキリングに取り組む場合に、講座等の受講や資格取得に係る経費の一部を補助する「中小企業人材強化支援事業補助金」を実施してまいりました。

本年度からは、資格取得を伴わない講座等の受講料を新たに補助対象に加え、実施しているところですが、令和8年度からは、さらに、事業者からの声を受け、従業員に限らず、代表者や役員がリスキリングに取り組む場合についても新たに補助対象に加え、区内中小企業の人への投資を一層促進してまいります。

併せて、先端設備等の導入経費の一部補助を行う「持続可能性向上支援補助」においても、補助件数の拡充に加え、申請企業が従業員の給与総額を3%以上増加させる旨の表明を行った場合に、補助率と補助上限額の引上げを実施いたします。

これらの企業力向上に向けた取組により、引き続き、価格転嫁や賃上げに不可欠となる経営基盤の強化を図り、持続的な成長へとつなげてまいります。

○山田委員長 榎戸防災危機管理室長。

○榎戸防災危機管理室長 次に、在宅避難の推進についてのお尋ねですが、区では、震災時の避難行動として在宅避難を推進しており、家具転倒防止器具設置費助成や防災用品あっせん事業のほか、VRコンテンツや防災アドバイザー派遣事業等により、周知啓発に取り組んでおります。

また、昨年度の防災用品配付事業のアンケート結果では、在宅避難の認知度と比較して、取り組んでいる具体的な対策が低い割合であったため、来年度は、防災ガイドの内容を見直し、家具転倒防止対策等、在宅避難のために各家庭でできる対策について、周知啓発の強化を図ってまいります。

次に、AIシステムの導入効果についてのお尋ねですが、区では、ICT技術等を活用した災害対応業務の最適化を地域防災計画の重点項目の一つと位置づけ、防災DXの推進に取り組んでおります。

来年度は、AIシステムを導入し、災害情報システムに報告された画像を基に、駅前滞留者や避難所避難者の人数を解析することで、帰宅困難者一時滞在施設や二次的な避難所の開設の必要性等について、速やかに判断することが可能となります。

これにより、帰宅困難者一時滞在施設の開設等、文京区職員防災行動マニュアルに定めて

いる災害対応業務における開始目標時間の達成に一定の効果があるものと認識しております。

今後とも、防災DXを活用し、効率的・効果的な災害対応を図ってまいります。

次に、トイレ対策等についてのお尋ねですが、大規模災害時のトイレの確保は、被災者の命と健康を守る上で、重要な課題と捉えており、区では、避難所への携帯トイレの備蓄や公園等へのマンホールトイレの整備など、災害用トイレの確保に取り組んでいるところです。

来年度は「災害時トイレ確保・管理計画」を策定し、在宅避難者等も含む避難者別の需要数に基づき、災害用トイレの備蓄・整備を推進するとともに、新たに、避難所外避難者に対する3日分の携帯トイレを、段階的に備蓄してまいります。

また、中高層マンションの防災対策については、防災訓練の実施や備蓄品の購入、エレベーター閉じ込め対策に要する費用の助成を行うほか、防災アドバイザー派遣事業等により、マンション住民による主体的な防災活動を支援しております。

さらに、能登半島地震をきっかけに、マンションのトイレ対策セミナーを実施するなど、中高層マンションの防災対策を喫緊の課題と捉え、対策の充実を図っており、今後も、これらの事業の利用促進を図り、中高層マンションの防災対策の充実に努めてまいります。

○山田委員長 高橋区民部長。

○高橋区民部長 次に、区制80周年記念町会・自治会物品整備支援事業等についてのお尋ねですが、令和8年度から9年度にかけて、各町会・自治会の意見・要望に基づき、物品整備支援事業を実施いたします。当事業により、各町会・自治会が地域特性や課題を踏まえ、必要となる物品を選択、購入することができ、物品を活用した幅広い事業展開が可能となることで、町会活動の活性化と地域コミュニティのさらなる促進を図ってまいります。

また、加入促進・担い手確保支援事業については、加入促進事業補助金や文京区町会連合会の加入促進パンフレット刷新への支援に加え、地域活動団体との連携事業に対する追加補助や地域活動センター公式LINEを通じた情報発信支援など、複数の事業を展開することで、町会・自治会の加入促進と活動の担い手確保につなげてまいります。

次に、町会・自治会のLINE公式アカウントについてのお尋ねですが、区ではこれまで、町会・自治会向けのSNS活用講座や地域活動センター公式LINEを通じた町会・自治会のイベント情報の配信を行うことで、町会・自治会の情報発信を支援してまいりました。

町会・自治会のLINE公式アカウントに係る費用については、都が実施する「町会・自治会デジタル化推進助成金」において助成対象となっており、当助成金の活用について、区から各町会・自治会へ周知しております。

町会・自治会の公式LINEを地域活動センター公式LINEに組み入れる考えはございませんが、引き続き町会運営のデジタル化につながる講座や地域活動センター公式LINEを通じた情報発信支援を行うとともに、都の事業内容を注視しながら、区においても適切な支援を検討してまいります。

○山田委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 次に、小学生の朝の居場所づくりについてのお尋ねですが、地域ボランティアの見守りの下、児童の体力向上や遊び場の確保を目的として、朝の児童の安全な居場所を提供する「朝の児童ひろば」事業を、令和8年度より昭和小学校と林町小学校で実施する予定としております。

課題としては、実施時間が学校始業前の早朝のため、見守りに参加できる人材確保が難しいことが挙げられます。

新たな事業実施により、児童の安全な朝の居場所となるよう、取り組んでまいります。

○山田委員長 多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 次に、多様な背景を持つ子どもたちへの対応についてのお尋ねですが、本年4月に施行する「こどもの権利に関する条例」では、子どもの権利として「自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されること」を掲げるほか、区は、子どもの意見等を表明する機会の確保とその反映に努めると規定しています。

これらを踏まえて、区では、各事業や計画の策定を行う場合は、それぞれの分野での内容や子どもの関わる度合い等に応じて、多様な背景を持つ子どもの意見を聞く取組を行い、施策への反映を図ってまいります。

次に、こどもの権利擁護委員についてのお尋ねですが、区では、条例において、子どもの権利の侵害からの適切かつ迅速な救済を図るため、区長の附属機関として、こどもの権利擁護委員を設置することとしております。

権利擁護委員は、区から独立した立場で、子どもの意見等を聞き、尊重するとともに、子どもにとって最もよいと考えられる支援を行ってまいります。

また、権利擁護委員は、子どもやその子どもに関係のある人からの相談を受け、必要な助言や支援を行い、調査及び調整を行うほか、関係者に必要な要請や意見の表明を行うことができ、区等は、調査等に協力するとともに、要請または意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとしております。

○山田委員長 吉田教育推進部長。



○吉田教育推進部長 次に、学校になじめない児童・生徒への支援についてのお尋ねですが、令和7年12月末時点では、小・中学校20校で199名の児童・生徒が校内居場所を利用しています。学校とのつながりを維持しながら自分のペースで登校することができるなど、不登校の未然防止及び早期対応に一定の効果があったものと捉えております。

課題としては、児童・生徒により状況が異なるため、一人一人が校内居場所でもより安心して過ごせるための工夫等、さらなる支援体制の充実が必要であると考えております。

次に、中学生の進路相談については、不登校児童・生徒の保護者支援に係る取組として、進路説明会を年2回開催しております。今年度は、「保護者のための学びの場・不登校と進路」というテーマで講座とグループ対話を行い、好評でした。

また、教育支援センター（ふれあい教室）では、民間事業者による少人数学習指導のほか、卒業生を招いた高校進学に関する交流会、総合体育館でのスポーツ活動、和楽器の専門家による音楽活動など様々な取組を行っています。

学校になじめない児童・生徒が多様な体験活動を通じて、自身の持つ可能性や長所を伸ばしていくことは重要であると認識しており、今後も各行事の充実を図ってまいります。

○山田委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、子どもの屋内の居場所についてのお尋ねですが、湯島総合センターの建て替え事業として、本施設に整備を予定している屋内遊び場については、本年度、「屋内遊び場のコンセプト及び基本的な機能」の案を取りまとめ、子どもたちが活発に体を動かし、創意工夫しながら遊ぶことができる、安全で居心地のよい場所とすることを目指しております。

また、本事業は、整備方針に基づき、施設の一体的な管理運営に配慮した施設計画を実現するため、統括的なマネジメントを担う運営事業者を事前に公募し、施設の設計段階から参画する事業手法について検討してまいりました。

来年度に、「管理・運営計画策定支援事業者」及び「設計者」の公募・選定を進めていく予定であり、現在進めているサウンディング型市場調査の結果も踏まえながら、令和9年度からの「管理・運営計画」等の策定に向け、事業手法を整理してまいります。

なお、区では、これまでも、様々な事業を実施し、子どもたちが屋内で遊べる場所の確保に努めており、湯島総合センターの整備期間中においても、区民ニーズ等を考慮しながら、子どもたちの屋内の居場所の確保に取り組んでまいります。

○山田委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 次に、学校・地域生活オリエンテーション事業についてのお尋ねですが、本事業は、外国籍児童の保護者を対象に令和7年9月に誠之小学校で実施し、2日間で約20名の方に御参加いただきました。

参加者からは、アンケートを通じて「日本文化を理解しそれになじむことや日本人とコミュニケーションをとり、日本語を上達させることが大切と感じた」、「非常に重要な機会だった」などの声がありました。

区としても、外国籍児童保護者の実際の悩みや考えについての理解が深まり、また、学校や地域生活で生じがちなトラブルや留意点について、直接情報共有する機会を得ることができ、共生社会の実現に向けた一歩となる、非常に有意義な事業であったと認識しております。

一方で、他の地域や学校現場においても、価値観や言語、文化・日常生活習慣の違いなどによる、相互理解の不足する事例が散見されていることは課題として認識しており、今回の成果を踏まえて、今後、地域の実情に合わせた実施方法を検討しながら、他地域への展開を図ってまいります。

○山田委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、文の京くらしのミニガイドについてのお尋ねですが、文の京くらしのミニガイドは、区の様々な部署で作成している冊子やアプリなどを紹介するほか、各種相談窓口等を取りまとめて掲載することで、転入された方などが、区の主な行政情報を一元的に把握することができる案内用の冊子となります。

配付に当たっては、転入者に戸籍住民課で配付するほか、希望する方には各地域活動センターや行政情報センター等で配付いたします。また、多言語に対応できるよう、くらしのミニガイドを多言語ユニバーサル情報配信ツールの「カタログポケット」に掲載し、外国人の転入世帯に対して、案内チラシを配付してまいります。

また、掲載するそれぞれの情報には二次元コードを貼り付け、ホームページ等につなぐことで、必要とする情報を詳しく、常に最新に更新された状態で、かつ多言語で入手できるようになるものと考えております。

次に、非来庁型区役所の実現に向けた取組についてのお尋ねですが、区では、区民の利便性向上と職員の事務の効率化を図るため、各種行政手続のオンライン化やキャッシュレス決済をはじめ、住民票の写しや印鑑登録証明書等のコンビニ交付サービスなど、来庁しなくても手続を完了することができる環境整備を進めてまいりました。

来年度は、行政手続のオンライン化等を推進するだけでなく、AIチャットロボットによる

「ごみ分別案内サービス」の機能を拡充するほか、インターネット上で蔵書の背表紙を見ながら、時間や場所に縛られずに、実際の本棚に近い感覚で本を選ぶことができる「3D書架」サービスを開始する予定です。

今後とも、誰もが時間や場所に制約されることなく、必要なサービスを受けることができるよう、非来庁型区役所の推進に向けて取り組んでまいります。

○山田委員長 多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 次に、若者への情報発信についてのお尋ねですが、区では、若者計画の策定に当たり、YouTubeやInstagramを活用し、若者に対象を絞った動画広告を行うなどの取組を実施してまいりました。

動画視聴回数は8万回を超えたほか、若者全数調査の自由意見では、この新たな取組に対し、概ね好意的な意見が寄せられたところです。

今後とも、若者にとって真に必要な情報が一人一人に確実に届くよう、SNS等を中心とした効果的な広報を展開し、全ての若者が充実した生活を送ることのできる社会の実現を目指してまいります。

○山田委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 次に、認知症施策についてのお尋ねですが、「新しい認知症観」の周知と理解を広げる取組については、令和8年度重点施策として、「ぶんきょう認知症ひろがるみらい展」を実施いたします。従来の「認PAKU」（認知症博覧会）を拡充し、当事者の自筆の手紙やいきいきと日常を過ごす写真の紹介、認知症希望大使による講演会や映画の上映等を予定しており、当事者を起点とした内容をさらに充実させてまいります。

そのほか、認知症サポーター養成講座やチームオレンジお助け隊事業等を通じて、当事者の視点に立った啓発や社会参加の機会を創出し、地域での共生をさらに推進してまいります。

また、認知症検診事業の成果と課題については、指定医療機関での個別検診へ移行したことで、受診機会が拡大され、身近な地域の医療機関でより気軽に受診しやすくなったものと考えております。

一方で、受診に対する抵抗感や負担感の軽減が課題であると考えており、次年度は、案内の内容、見やすさ等の改良や、未受診者への勧奨はがきの送付等、周知に工夫を凝らすとともに、地区医師会や高齢者あんしん相談センター等とも連携し、受診を後押ししてまいります。

次に、「ケアプランデータ連携システム」の導入支援についてのお尋ねですが、本事業は、

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で毎月やり取りされるケアプランに関する文書事務の負担軽減に資するものであり、導入事業所の割合が効果につながる一方、導入初期における一時的な負担の増が想定されるため、積極的な支援が必要なものと考えております。

具体的には、個別の直接伴走支援として、システム導入から手続のセットアップ、周辺機器環境の確認・利用のサポート、現在、使用している介護ソフトとの連携設定、システム活用方法までを、小規模な事業所も含めた介護サービス事業所ごとの状況に合わせて一体的に支援をまいります。

○山田委員長 小野土木部長。

○小野土木部長 次に、交通安全対策についてのお尋ねですが、ショート動画による安全な自転車利用啓発事業では、区内の変則的な交差点の通行方法や、区内で見られる交通ルール違反などに関する動画に加え、地域の方々との連携によるクイズ形式の動画など、区の特性を踏まえたオリジナリティある啓発動画を制作してまいります。

また、事業の成果指標につきましては、動画の視聴回数や、視聴促進に向けた広報活動の実施状況などに基づく総合的な指標の設定を予定してまいります。最終的には多くの方々に動画を視聴いただき、交通ルールの遵守とマナーの向上を図ることで、区内の自転車に関連する事故の減少という成果につなげていきたいと考えております。

次に、公園の暑さ対策についてのお尋ねですが、公園樹木は、これまで経済性や効率性等を考慮し、3年ごとに剪定を行ってききましたが、夏の厳しい日差しを和らげるため、来年度より、個々の樹木の状況に応じた剪定頻度にし、木陰を確保するためのよりきめ細かな維持管理を行ってまいります。

また、今年度、暑さ対策の一環として、新花公園、大塚公園、神明都電車庫跡公園に簡易ミストを試験的に設置し、利用者の方々から大変御好評を得たところです。今後、他の公園等にも設置を進め、木陰とともに利用者の方々にも少しでも涼しさを実感していただける空間の提供に努めてまいります。

○山田委員長 木幡資源環境部長。

○木幡資源環境部長 次に、新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成についてのお尋ねですが、令和5年度は336件、6年度は592件の助成決定をし、本年度については744件の申請を受けております。

本年度から始めた集合住宅共用部分等のLED照明器具等への交換については、45件の申請をいただき、民生家庭部門における再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー設備への

切替えが進み、暮らしにおける環境配慮行動が着実に広まったものと捉えております。

また、次年度からは住宅用宅配ボックス設置費の助成を開始し、宅配ドライバーの負担軽減と再配達に伴う二酸化炭素排出量の削減を図ってまいります。

引き続き、新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成事業については、限られた財源の中で、区民ニーズを踏まえながら、省エネ効果や二酸化炭素排出削減に効果的な設備を助成対象として選定し、2050年「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、本区の特性に合った事業を展開してまいります。

○山田委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 次に、在宅医療推進強化事業についてのお尋ねですが、本事業は、在宅療養支援診療所等に従事する主治医が患者の診療を行うことが困難な場合でも、往診代行を利用できるようにするもので、これまで都が地区医師会を直接支援して実施してまいりましたが、来年度より、都の補助事業として、区が実施主体となるものです。

区が実施主体となることで、進捗評価を行う運営会議の設置等を想定しており、より実効性の高い事業展開を図ってまいります。

今後も、引き続き地区医師会と連携しながら、区民が住み慣れた自宅で最期まで療養を続けられるよう、地域における24時間切れ目のない医療提供体制の構築を推進してまいります。

○山田委員長 矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 次に、産後ケアの課題と令和8年度の取組についてのお尋ねですが、区は、出産1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができるよう支援する産後ケア事業について、必要な人が利用できる施設数の確保や、安全管理、利用者負担の軽減に取り組んでまいりました。

今年度は、短期入所型施設を3か所追加するとともに、利用者負担を3割から1割へと引き下げました。

また、6年度に「産後ケア安全管理マニュアル」を策定し、施設に周知して安全管理の推進を図っております。

令和7年10月からは、産後ケアアプリの運用を開始して利便性の向上を図り、また、アンケートによる利用者の声を事業改善に活用しています。

8年度には、デイサービス型サロンを1施設追加するとともに、需要が急増している外来型母乳相談を2施設追加いたします。

今後も、産後ケア事業の充実を通して、出産・子育てに伴う不安の軽減を図り、各家庭の

ニーズに応じた切れ目のない支援を進めてまいります。

次に、産婦健康診査についてのお尋ねですが、本年10月から、産後鬱の予防や新生児への虐待予防などを図ることを目的に、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、身体的機能の回復、授乳状況、精神状態の把握などを行う産婦健康診査を、都内共通受診券方式で実施いたします。

健康診査では、医療機関において、産婦の精神状況に応じて、エジンバラ産後うつ病質問票等を用いて客観的なアセスメントを行うとともに、精神疾患の既往歴や服薬歴等、表情や言動等について総合的に評価し、必要な保健指導を行います。

区は、早急な支援が必要とされた場合には、医療機関と連携し、本人への訪問や相談を行い、精神科医療機関への受診につなげるなど、必要な支援を実施いたします。

里帰り出産等で、契約医療機関以外で産婦健康診査を受診した場合は、償還払いにより助成を行います。また、本年4月から9月に出産した方については、同一年度内の公平性を確保するため、区独自に費用助成を行います。

今後、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から育児期にわたる切れ目のない支援を実施してまいります。

○山田委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 次に、重層的支援体制整備事業についてのお尋ねですが、「BUNKYOつながる相談窓口」は、支援分野や制度の枠にとらわれることなく、まずは相談を丸ごと受け止め、関係機関が組織横断的に連携して支援につなげていく重層的支援体制の中核として位置づけております。

各支援機関による「つながる相談窓口」の共通ルールを定め、「つなぐシート」等を活用し、多機関とのスムーズな連携を図るとともに、支援機関のみで対応が難しいケースについては、区の事務局がコーディネート役となり、「支援会議」を開催しているところです。

現時点では、本人の同意に基づく「重層的支援会議」の対象となる事例はありませんが、関係機関で構成された「支援会議」には、2月末までに12件の事例が提出されており、関係機関が連携した支援を進め、個別の状況に応じた支援につなげております。

引き続き、地域住民や関係機関への普及啓発を図りながら、分野を超えた連携を進め、全ての区民が地域の中でつながり、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制の推進に取り組んでまいります。

○山田委員長 矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 次に、助産師による妊娠出産支援の成果についてのお尋ねですが、区は、助産師会や助産所、助産師と連携し、妊娠から出産、産後から子育てまで切れ目のない支援を実施しています。

助産師は、ネウボラ面接やネウボラ相談、乳児家庭全戸訪問、母乳・沐浴相談等に従事し、きめ細やかに対応するとともに、訪問時の様子や相談内容を地区担当保健師と情報共有し、必要な支援につなげています。

助産師会と八千代助産院には、産後ケア事業等を委託し、お母さんと赤ちゃんのケア、育児のサポート体制を充実させています。

助産師の勤務環境について、昨年度、乳児家庭全戸訪問時に使用する携帯電話通話料金の負担や委託単価を見直し、来年度は、委託単価をさらに引き上げる予定です。

今後も「妊産婦の応援団」である助産師と連携し、より身近に相談できる切れ目のない支援体制を充実してまいります。

次に、精神障害者の社会復帰への取組についてのお尋ねですが、区は、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、関係機関と連携し、相談支援体制の充実や、地域生活の支援、精神障害についての理解を進める普及啓発等に取り組んでいます。

措置入院等、支援の必要性が高い方については、退院後支援計画を作成し、関係機関の顔の見える連携による相談支援体制を構築し、治療継続と障害福祉サービスの利用等による円滑な社会復帰、地域生活の定着を支援しています。

また、区民の理解促進に向けて、心のサポーター養成研修やピアサポーター交流会を開催しています。

さらに、今年度は長期入院患者実態調査を、対象を都外施設にも拡大して実施しました。

今後も、地域生活への移行、定着に向けて障害福祉サービス等を活用した個別支援を進めるとともに、関係機関の連携による支援体制の強化を図ってまいります。

次に、1か月児健診と5歳児健診の効果と支援体制など区の取組についてのお尋ねですが、1か月児健診は、出生直後には診断することが困難な身体疾患の症状が出現する時期に健康診査を行い、疾病や異常を早期発見し、適切な指導、治療を行い、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、保護者に育児に関する助言を行い、乳児の健康の保持、増進を図ることを目的に実施するものです。

健診は、本年10月より、生後27日から6週までの乳児を対象として、都内共通受診券方式により医療機関で実施し、本年4月から9月までに出生した乳児については、区独自に償還

払いにより費用助成を実施します。

健診結果は、医療機関と情報共有し、精密検査や治療、養育環境等に支援が必要な場合は、連携して継続的に支援を実施してまいります。

5歳児健診は、幼児期において言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期である5歳児に対して健康診査を行い、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に実施するものです。

健診は、年度内に5歳になる幼児を対象として、保健所で2段階方式により実施し、多職種による評価を実施し必要な支援へとつなげてまいります。

具体的には、保健サービスセンターでの心理相談や経過観察のほか、子育て支援事業や障害福祉サービスの利用、児童発達支援センターでの療育、専門医療機関の受診につなげる等、継続的に支援を実施してまいります。

次に、乳がん検診の充実、検診受診率の向上の取組や成果についてのお尋ねですが、区は、9月のがん征圧月間や10月のピンクリボン月間、区内大学祭及び女性の健康週間イベント等の機会を捉えて、乳がんについての正しい情報や乳がん検診の重要性、ブレスト・アウェアネス等について、普及啓発を行っております。

また20歳の全区民に配付する小冊子では、30代からは乳がんに関心を持つことを呼びかけております。

がん検診については、対象者にその年度に受けられる検診の案内はがきを送付するとともに、乳がん検診については受診券を個別送付し、年度内に受診勧奨はがきも送付しております。

乳がん検診の受診率は、令和2年度は35.9%、3年度は37.7%、4年度は39.1%、5年度は38.6%、6年度は40.4%と増加傾向にあります。

今後も、乳がん検診についての周知啓発と、検診受診率向上に取り組んでまいります。

次に、ウィッグ購入費用等助成の実績と成果についてですが、区は、がん治療に伴う外見の変化に悩むがん患者のアピアランスケアとして、ウィッグや胸部補正具等の購入費用について、10万円を上限に2回まで助成しております。

今年度からは、複数商品を合算して申請できるようにするとともに、医療用ウィッグに加えて帽子も助成対象といたしました。

区民からは、「外出場所によってウィッグと帽子を使い分けることができ助かってい



る」、「合算できるので、ウィッグの他に洗い替え用の胸部補整下着も併せて申請できるようになってよかった」などの声をいただいております。

助成件数は、令和6年度は156件、今年度は本年2月末の時点で167件です。来年度は、がん以外の疾病や外傷によりアピアランスケアを必要とする方にも対象を拡大し、外見の変化に悩みを抱える方の療養生活の質の向上と、社会参加を支援してまいります。

最後に、前立腺がん検診についてのお尋ねですが、区は、国の指針に基づき、死亡率減少効果に科学的根拠がある五つのがん検診を実施しており、前立腺がんは国の指針に含まれておりません。

がん検診の評価とあり方に関する研究班による、平成22年度「有効性評価に基づく前立腺がん検診ガイドライン ERSPC・PLCOに関する更新ステートメント」では、PSA検査を用いた前立腺がん検診について、欧米で進行中であった2件の無作為化比較対象試験の中間結果を踏まえて、「死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは薦められない」とされております。

その後、ERSPCの長期追跡の評価が報告されたことや、泌尿器科学会が新たに前立腺がん検診ガイドラインを発行したことなど、研究が進展していることは認識しております。

現時点で、前立腺がん検診を実施する考えはありませんが、今後も、国や学会等の動向を注視してまいります。

○山田委員長 ありがとうございます。

続きまして、AGORA、品田委員。

○品田委員 政策チームAGORAを代表して、令和8年度予算、総括質問をいたします。

令和8年度文京区の一般会計の予算規模は1,604億8,200万円、前年比134億8,200万円、9.2%増と過去最大規模を更新しています。

政策チームAGORAがこれまで予算要望してきた事業や政策提案してきた項目のうち、令和8年度予算において、「文京区こどもの権利に関する条例」に伴う事業展開、「5歳児健診」、「眼科検診」、「住宅用宅配ボックス設置費用助成」、「槐の会」障害者施設整備、教育費保護者負担の軽減、育成室「待機児童対策加速化プラン」の推進、認知症施策の拡大、「図書館のICT化」の推進、学校改築やGIGAスクール等の教育環境整備・ICT支援員の強化、地域防災力の強化、商店街振興策など、多くの事業、助成制度や対策が予算化され、実現されることを高く評価します。

新年度予算の効果的な執行により、区民の暮らしと福祉の向上、そして、さらなる課題解

決につながることを期待します。

それでは、予算編成方針から質問いたします。

文京区公共施設等総合管理計画。

「文京区公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、「将来の財政負担を考慮しながら計画的に実施していく」との方針、また、多額の費用を要する公共施設整備等に「基金」や「特別区債」の活用による財源確保を積極的に行うとの方針としています。

8年度は、「公共施設マネジメント」を着実に推進するため、「（仮称）一般建物個別施設計画」を策定するとともに、「公共施設マネジメントシステム」を運用するとしています。

231ある建物の築年数、老朽化、維持管理状況、地域や利用者のニーズ量、地域偏在などの項目や要素を考慮して順位、優先順位をつけていくという大変な作業と推察します。

また、工事費や人件費の高騰で、近年、補正予算を組むことが度々あり、コストの適切な見積りや縮減が求められます。

これらを総合的に考慮し、「文京区公共施設等総合管理計画」を基に「公共施設マネジメントシステム」の稼働をするわけですが、8年度は具体的にどのように進められるか伺います。

次に、一般財源各部枠。

7年度から「一般財源各部枠」を設けて各部署に事業と予算を工夫するように促しました。主要課題の確実な解決に向け、財源確保を織り込んだ効果的な政策づくりとして採用されました。

「一般財源各部枠」を設けたことにより、各部署に財源確保の考え方に变革を起こせたのか、その成果をどのように、どの点に見られたのか伺います。

さらに、7年度の実績から、8年度に向けて、「一般財源各部枠」の改良点やブラッシュアップした策はあるのか伺います。

続いて、費用対効果、スクラップ・アンド・ビルド。

新年度の予算編成過程で、事業執行の際の費用対効果や経費の見積りの精査が重要なポイントで、各部の適切、的確なマネジメントが問われます。

現在、区の財政が豊かなのが理由か、次々に新規事業が打ち出されていることに私は少し心配をしています。行政の守備範囲がどんどん広がり、本当に「スクラップ・アンド・ビルド」がされているのか、明確に見えません。新年度で「スクラップ・アンド・ビルド」した事業例をお伺いします。

次に、行政のDX化。

区長は、「施政方針」において、国のデジタル社会の実現に向けた様々な取組が進められている中、本区においても、「文京区DX推進プロジェクト」として、フロントヤード改革、業務改革の取組、DX推進に必要な環境仕組みづくり、DX人材の育成・活用を掲げ、行政手続等のデジタル化を一層推進してまいりますと述べられています。積極的、「積極的なデジタル化による質の高い行政サービスと区民の利便性」、「効率的な業務執行とする」5年度から始まった「文京区DX推進プロジェクト」の目標は7年度末で何%ぐらい達成できるのか。さらに、8年度で「一層の推進」と表明されていますが、どの業務や行政サービスでDX化が推進され、目標達成に近づくのか伺います。

次に、歳入について。

特別区民税。

課税所得水準の堅調な推移並びに納税義務者数2,900人増により、前年度比5.4%の増、445億6,000万円と好調に伸びています。税務概要によりますと、納税義務者数と人口比、令和2年度13万4,000人、6年度13万9,000人、8年度14万3,913人で、人口比60.7%と見込んでいます。確かに納税義務者数は増えています。人口の6割が納税者です。

7年以降の所得税について、「基礎控除」と「給与所得控除」が引き上げられ、所得に応じて基礎控除が上乘せされるほか、大学生年代の子どもがいる親への新しい控除、特定親族特別控除が創設され、「103万円の壁」問題の緩和が図られました。いわゆる「年収103万円の壁」が「160万円の壁」になりました。

令和7年度税制改正の「年収の壁」による影響額は幾らと見込んで、8年度の「特別区民税」約445億6,000万円を積算したのか伺います。

もう一つ、6年度の課税標準額を、税務概要によりますと、見ますと、200万円以下の層が納税者の35.7%、200から700万円の層が44.8%、700から1,000万円の層が7.8%、1,000万円の層が、1,000万以上の層が11.7%、この層が税収の48.9%、約5割近くを担っています。階層別動きを経年的に見ていますが、文京区は所得の二極化、所得格差は顕著です。この状況を鑑みて、区政運営を行う上での、どの点を留意して執行するのが望ましいのか。

低所得者には経済的・福祉的・教育的支援を厚く行うことが区の責務です。一方、高所得者には、文京区で暮らす満足感を実感していただく必要があります。各所得階層へバランスよく配分していく区政運営の考え方を改めて伺います。

次に、特別区債。

文京区にとって貴重な土地、大塚四丁目、本駒込二丁目、根津二丁目の国有地や民間の土地の取得が進められています。「特別区債」の8年度末残高は373億5,620万円とされています。さらに8年度、「特別区債」は前年より15億円増やして70億円が計上されました。「総合戦略」を見ると、8年度の「特別区債」は207億円と推計され、乖離が生じています。

土地の取得は、「特別区債」を増額し、将来の財政運営に影響があると考えます。しかし、この状況にあっても、なぜ前倒しをして土地購入に踏み切ったのか。判断の理由を伺います。

次に、財政調整基金。

8年度当初予算の歳入不足により、財調基金から80億2,000万円を取り崩して補填しました。8年度末総基金残高は329億1,889万円、特目基金の学校施設整備基金から76億4,000万円、区民施設整備基金から42億9,000万円などから120億1,800万円繰り入れ、整備の財源としました。「総合戦略」の8年度の総基金残高は414億円と推計され、ここでも乖離があります。

「財政調整基金については、標準財政規模の30%相当の年度末残高を維持するよう努める」との方針ですが、「総合戦略」の期間半ばにして目標が達成できない状況をどう受け止めているか伺います。

次に、ふるさと納税。

ふるさと納税による調定額の影響の推移は、2年度18.4億円、3年度21.4億円、4年度29億円、5年度35.3億円、6年度39.5億円、7年度10月実績で44.9億円、8年度は7年度と同額44.9億円と予想。特別区民税の減収を見込んで、これは大変深刻です。

影響額を何とか抑えたいとする区の姿勢は理解できますが、入りについては、5年度10月から3,200万円、6年度は1億8,800万円、7年度12月末で4億1,600万円、8年度も同程度の見込みです。

国からの「ふるさと納税の指定基準の見直し」でポイントを付与するポータルサイト等を通じた寄附募集を禁止するなどが示され、7年度中の駆け込み寄附があったと聞いていますが、状況を伺います。

さらに、文京区は返礼品の充実を一層進めています。残念なことに、返礼品の経費等が5割、つまり、歳入は寄附額の半額になるとのことです。こうした状況でも、区は寄附募集を継続されると思いますが、8年度、さらに魅力的な寄附を増やすアイデアはあるのか伺います。

次に、森林環境税、森林環境基金。

6年度から住民税の均等割として住民1人年1,000円の森林環境税が課せられています。8年度の歳入予算では、森林環境贈与税は2,600万円、基金は8年度末で約3,300万円の見込み。森林環境贈与税の使い道として、区は、当初は熊本県から、現在は五木村が販売するカーボンオフセット・クレジットの購入、区有施設整備での木材の利用、森林環境学習等が行われていますが、まだ活用は十分とは言えません。また、公共施設の新築や、改築時にZEB化を目指すことに併せて、「文京区公共建築物等における木材利用推進方針」を定め、内装の木質化など、「国産木材の利用を進める」としています。

森林環境贈与税の使途については、「森林環境基金」への積立てを増やすことなく、カーボンオフセット・クレジットの購入や、国産木材の活用、森林環境学習等を拡充していただきたいかがでしょうか。

また、「木材利用推進方針」を定め、公共施設の木材利用を進めるにとどまらず、積極的に区民や区内の民間建築物に対しても木材利用を促進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、歳出について。

区制80周年記念事業。

区制80周年記念事業は、8年度は式典ほか15事業が計画され、約1億9,000万円が計上されました。区制80周年記念事業が区民参加型で行われ、区の発展と平和を願い、区民の一体感が醸成される記念の事業となるよう望みます。改めて区制80周年記念事業の趣旨と目的を伺い、区民への働きかけについて伺います。

次に、小・中学校入学する児童・生徒の保護者に準備金を支給。

昨今の物価高対策として、令和9年度4月以降、入学に係る費用の負担軽減として、小学校5万円、中学校10万円、支給開始するとしました。私たち会派は、これまで「保護者の教育費負担軽減」を「教材費等の無償化」として提案してきました。今回、区は「保護者の負担軽減策」を「入学準備金支給」という形で8年度の新規事業としたこと、これは会派要望の趣旨に合致し、結果として「全ての子どもの保護者に公平に負担軽減する策」となり、会派として理解いたしました。

なぜ、小・中学校入学する児童・生徒の保護者に準備金支給を8年度予算で決定したのか、教育的効果をどう見たのか、新規事業決定までの議論や考え方を伺います。

次に、子どもの権利、文京区こどもの権利に関する条例、文京区若者計画。

新年度、「こども未来部」と大きく組織改正され、子どもの権利への理解と「区全体のこ

どもの権利を大切に守っていくまちの実現」を目指す事業展開がされ、区の積極的に取り組む姿勢は大変評価できます。

文京区こどもの権利に関する条例の目的実現に、「こどもみらい☆応援パッケージ」という施策をパッケージで取り組まれますが、その趣旨と目的を伺います。

さらに、事業の成果を数値化するなど、成果をどのように判断するのも伺います。

次に、5歳児健診。

かねてから、私や会派要望の「5歳児健診」が新年度に実施されること、感謝します。親も子ども就学前の大事な時期に特性を早期に気づく、特性を早期に気づき、適切な支援につなげることは極めて大事なことです。

医療機関、教育・保育施設との協議や受入体制はしっかり整ったのでしょうか。実施方法、支援が必要なお子さんにはどのような支援で臨むのか、具体的に伺います。

続いて、眼科検診。

AGORA上田議員の要望で、「眼科検診」が新年度で実施できることになり、大変評価します。私自身は眼科検診で自分の目の特性を知り、表から分からない自覚症状のない病気の予防ができました。ですから、検診の重要性を自らも確認し、早期発見・早期治療の大切さを区民の皆さんに知っていただきたいです。

今回、「眼科検診」について、医療機関との協議で40歳、50歳以上は5年刻みの節目検診、対象者数2万人ですが、対象年齢でなくても希望者に検診ができるよう、柔軟な対応をお願いしたいと思います。いかがでしょう。

次に、物価高対策、文京区共通デジタル商品券発行事業の継続。

これまで2017年、NTTドコモdポイント決済、2020年、LINE Pay決済、2021年、PayPay決済が本格的スタート、2025年、共通デジタル商品券、そして、8年度も続けるとのことですが、やっと覚えたと思うと、二、三年で変わる制度に区民は振り回されていますね。2020年以降の食料・エネルギーの高騰と円安による物価上昇の負担が家計にしわ寄せされ、そのツケが今も景気の足腰を弱めているようです。一方、日々の暮らしがある限り買物は続きますし、買物を楽しくすべきです。「良い買物をする」と、人生の質が上がると言われています。

区内において「共通デジタル商品券」を活用して買物をするだけでなく、暮らしを楽しくする買物を日常的にさせていただく、あるいはお店で楽しいお食事ができる、いただくために、さらなる努力が必要と考えますが、8年度の新たな戦略を伺います。

次に、住宅用宅配ボックスの設置費用助成。

宅配便取扱い個数は5年度で50億733万個と過去最高水準、EC市場の拡大でさらに右肩上がり、毎年50億個台と予想されています。この状況から、再配達を削減し、ドライバー不足や負担軽減とCO2削減が求められます。この間、私が強く要望してきた「宅配ボックス設置費用助成」が新年度で実現されること、大変うれしいです。既に私のところに、早速設置したいと問合せが来ています。

事業開始時期や助成要件はどのような内容になるのかお示してください。

なお予算額が700万円と少ない気がします。好評で、予算がなくなり次第終了とならないように、申請が多い場合は補正予算を組むなど、要望にお応えしていただけるか伺います。続いて、地球温暖化対策。

8年度、目白台運動公園管理棟の屋根に太陽光パネルを設置で、施設内での使用電力を電気をCO2排出量実質ゼロの電気に切り替える予定とのこと。 「区役所ゼロカーボンオフィス実行計画」の下、「ゼロカーボンシティ」を目指す文京区、「創エネ」は有益な取組です。

もう一步進めて、私がかねてより提案しています次世代型再生可能エネルギー「ペロブスカイト太陽電池」を、例えば「新たな青少年プラザ」や学校改修の際に設置できれば、環境教育にもなり、効果的と考えます。早期の導入を要望しますが、状況はいかがでしょうか。

続いて、障害者施設の整備費用補助。

旧アカデミー向丘跡地を活用した「槐の会」運営の新規障害者施設の「整備費及び開設費用の補助」を行うことで、併設される「障害者グループホーム」整備及び「放課後デイサービス」の家賃補助、駐車場代補助を充実することで、開設初年度の運営確保と事業の安定的運営に期待できます。

障害者団体の運営だけでは限界があるので、開設初年度だけでなく、運営確保と事業の安定運営に今後も東京都や文京区の支援が欠かせないことを御理解いただき、区の継続的な支援を強く要望しますが、いかがでしょうか。

次に、障害者文化芸術活動推進事業。

前回の代表質問で、「アカデミー推進計画」の見直し策定に当たって、「障がい者アートの発掘、アート作品の発表の場、展示の拡大等」を提案しました。現在、区内の施設に通う障害のある方のアート作品を、「街なかアートプロジェクト」事業で、調剤薬局や飲食店等13店舗の御協力で既に作品展示が行われています。また、「がんばるお店応援キャンペー

ン」事業でも展開していることは承知しています。

世界的になった企業「ヘラルボニー」、障がい者アートの作品を大々的に募集し、優秀作品を選んで、そのデザインを商品化しているクリエイティブカンパニーを以前紹介しました。

文京区は8年度、障がい者アートの作品募集を区内全体に広げ、優秀な作家や作品を発掘し、アート作品の発表の場や展示の拡大を要望します。そして、優れたデザインを商品化して、作者が収入を得るまで区はサポートしていただき、「障害者文化芸術推進事業」の新たな展開を求めますが、いかがでしょうか。

最後に、特別会計、介護保険特別会計。

令和8年6月に予定されている介護報酬の臨時改定について伺います。

本改定は、当初予算には反映されておらず、処遇改善加算の充実等が検討されていると聞いていますが、区として現在把握している改定内容をお示しいただき、併せて給付費の増額見込みや特別会計への影響、補正予算での対応の考え方について伺います。

最後に、認知症施策総合推進事業。

認知症施策については、「初期集中支援推進事業」、「ものわすれ医療相談」、「認知症カフェ」などが実施されていますが、今、重要なのは、「認知症になっても、軽度であれば働き続けられる」、「住み慣れた地域で共に暮らし続けられる」という新しい認知症観を社会に浸透させることだと考えます。

令和7年度重点施策として開始された「チームオレンジBunkyo」サポーターによる認知症に優しいまちづくり事業では、シルバー人材センターの「チームオレンジお助け隊」が実施主体となり、認知症当事者の就業活動を支援し、現在、区内事業所で4名の方が働いていると伺っています。8年度は、「チームオレンジお助け隊」や本人交流会等、認知症のある人の社会参加についてさらなる取組が期待されます。

7年度の事業を通じて、当事者の方々からどのような声が寄せられているのか。また、本事業の成果を区としてどのように評価しているのか、具体的にお聞かせください。併せて、シルバー人材センターが担うマッチング機能をさらに活用し、働く当事者を増やしていくことが重要と考えますが、今後どのように充実していくお考えか、具体的な取組や展望について伺います。

以上です。

○山田委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 品田委員の御質問にお答えします。



初めに、公共施設マネジメントについてのお尋ねですが、公共施設の整備に当たっては、限られた財源を有効に活用しながら、中長期的な視点で計画的に進めることが重要であると認識しており、来年度からの稼働に向け、現在、施設の基礎情報や利用状況等を一元管理する公共施設マネジメントシステムの構築に取り組んでいるところです。

来年度は、本システムに集約されたデータの分析を進めるとともに、各施設の所管部署へのヒアリング等を通じて運営状況等を正確に把握し、整備時期の具体化に向けた検討を進めてまいります。

次に、予算編成手法についてのお尋ねですが、8年度当初予算編成においては、昨年度に引き続き、「一般財源各部枠」という手法を用い、現場の視点を重視しながら、各部の主体的・自律的な予算編成に取り組んだところです。

その結果、54の重点施策に約219億円を計上し、主要課題の解決につながる施策や、区制80周年記念に関する施策などを力強く推進するための予算が編成できたと認識しております。

予算編成手法については、昨年度からの取組を、まずは着実に定着させていくことが重要であると考えているため、手法の見直しは行っておりませんが、財源確保の観点から、全職員を対象としたeラーニングを実施し、都区財政調整制度に係る職員の理解促進に取り組みました。なお、普通交付金では補われない、特別交付金の対象となる区独自の財政需要に応える事業の洗い出しを全庁的に行いました。

その結果、本年度の申請額は、前年度比で152億円増となる、約213億円となっております。

引き続き、職員一人一人が財政運営の担い手としての自覚を高めるとともに、運用面での検証と改善を重ねながら、より効果的かつ実効性の高い予算編成としてまいります。

次に、スクラップ・アンド・ビルドについてのお尋ねですが、毎年度の予算編成においては、各部とのヒアリングや予算要求資料などにより、全ての事業における必要性、有効性及び費用対効果などの検証を行い、総合的な判断の下、予算措置を行っております。

その上で、8年度予算編成では、主な新規・レベルアップ事業として、教育に係る保護者の費用負担軽減を目的とした入学準備金の支給や、公園や児童遊園における木陰の創出及び簡易ミストの設置による暑熱環境の改善対策、さらには画像解析AIを活用した災害対策本部の機能強化や、公立図書館では全国初となるインターネット上での「3D書架」の環境構築により、区民の利便性向上などに取り組むこととしております。

次年度予算において、大規模な廃止・休止といった事業はございませんが、これまで広報戦略課で実施してきた「メディアパートナー」については、「こどもの権利に関する条例」

の施行に合わせ、新たに「こどもメディアパートナー」として事業を再構築しております。

また、これまで東京商工会議所へ委託していた「中小企業セミナー」と、区が実施していた「リカレント教育・リスクリングセミナー」を終了し、来年度からは両事業を再編した「経営力向上セミナー」として実施いたします。具体的には、「GX・脱炭素」や「SDGs・Society5.0」、「リスクリング」など時流に即したテーマを取り入れ、事務の効率化を図りつつ、より中小企業の企業力向上につながるものを実施してまいります。

引き続き、各部の主体的・自律的な予算編成をより一層推進するとともに、事務事業の選択と集中及び職員の創意と工夫により、効率的・効果的で質の高い区政運営に取り組み、健全で持続可能な財政運営を図ってまいります。

次に、「文京区DX進プロジェクト」についてのお尋ねですが、区では、「文の京」総合戦略の行財政運営に掲げる、「区民サービスの更なる向上」を実現するため、令和5年度から「文京区DX推進プロジェクト」として、デジタル技術の活用に取り組んでおります。

本プロジェクト全体の定量的な目標設定は行っておりませんが、予定事業は全て実施し、特に本年度は、生成AIの活用を力を入れ、区民サービス向上や職員の事務の効率化・負担軽減を進めてまいりました。

来年度は、本プロジェクトで掲げる「フロントヤード改革」の一環として、転入届に関連する複数の課にまたがる一連の手続をより効率的に進めるため、「窓口DXシステム」の導入を予定しております。

このシステムを導入することにより、区民の手続に要する時間を約3割削減するほか、職員による住民情報系基幹システムへの入力作業の負担やミスを大幅に軽減することを目指しております。

また、転入関連手続を済ませた区民に対し、定期的にサービス満足度調査を行い、5段階評価で、「満足」及び「おおむね満足」の割合が8割程度となることを目標とします。

その他の取組として、行財政運営点検シートにおいて、「年間取扱件数が500件以上ある行政手続のオンライン化率」を9年度までに80%とすることをKPIとして設定しており、6年度実績では48.4%となっております。

今後とも、こうした目標の達成に向け、DXによる行政改革を推進してまいります。

○山田委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 次に、いわゆる「年収の壁」対策として令和7年度税制改正による特別区民税の影響額についてのお尋ねですが、令和7年分所得から、給与所得控除や扶養基準の見直

しなどが適用されるため、令和8年度の特別区民税においては、合計1億5,300万円の減収を見込んでおります。

○山田委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、各所得層に向けた施策についてのお尋ねですが、区では、「だれもがいきいきと暮らせるまち」を目指し、多様な施策に取り組んでおります。

低所得層に対しては、各種手当の支給や医療費助成など、経済的支援を行うとともに、子どもの貧困対策や高齢者の生活支援など、様々な福祉施策の充実に取り組んでおります。

また、全ての区民に対して、質の高い教育環境の整備、図書館やスポーツ施設などの充実した文化施設の提供、防災対策や良好な住環境の確保などの施策を推進しており、これらの取組は、高所得者層を含めた全ての区民の生活の質の向上につながっているものと認識しております。

今後とも、多様なニーズを踏まえ、区民の皆様が分け隔てなく、「住んでいてよかった」と心から実感いただけるよう、各施策に取り組んでまいります。

次に、土地購入についてのお尋ねですが、区民ニーズを捉えた施設整備や老朽化した施設の更新など、喫緊の行政課題に対応するために活用可能な土地等の取得が必要となっております。

公共用地の購入は、将来にわたって活用する財産の取得であることから、世代間の公平性を確保しつつ、一時的な経費負担の増加を平準化するため、財政指標に留意しながら、特別区債の積極的な活用に取り組んでおります。

取得の検討に当たっては、行政需要やその物件周辺の区有施設の状況に照らし、有効活用できる場合には、財政状況等を踏まえながら、土地購入の是非を判断しております。

都心部に位置する本区においては、土地・建物等の資源が限られているため、それらを取得できる貴重な機会を捉え、引き続き、必要な土地を確保できるように取り組んでまいります。

次に、財政調整基金についてのお尋ねですが、「文の京」総合戦略に掲げる「標準財政規模の30%相当の年度末残高を維持する」との方針は、財政運営の弾力性を確保し、不測の事態に備えるための重要な財政規律であると認識しております。

その上で、委員御指摘のとおり、財政調整基金の年度末残高が、その目安を下回る見通しや、近年の総基金残高の減少傾向は、今後の財政運営における課題の一つと捉えております。

一方で、さらなる区民生活の向上を図るため、このような状況下にあっても、本区の8年

度当初予算は、過去最大となる約1,604億円の予算を編成し、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に取り組むとともに、昨年末の国の補正予算成立を受け、物価高騰の影響から区民の暮らしや地域経済を守るため、自主財源や国の重点支援地方交付金を活用した「食料品等物価高騰対応給付金」の実施に取り組んでいるところです。

また、今般の2月補正予算においては、多額の財政負担を伴う公共施設整備を見据え、学校施設建設整備基金に約33億円、区民施設整備基金に約26億円の新規積立て等を行い、将来の行政需要に備えた財源確保に取り組んでおります。

今後とも、予算の執行に当たっては、入札による競争性の確保や、事業手法の工夫などにより、さらなる経費の縮減に努めるとともに、国や都の予算編成の動向を把握しながら積極的な財源の確保に努め、健全で持続可能な財政運営の取組を進めてまいります。

○山田委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 次に、ふるさと納税制度の見直し直前の寄附実績についてのお尋ねですが、令和7年10月1日以降の寄附に伴うポイント等の付与廃止直前の令和7年9月に、本年度の一般寄附金の歳入当初予算額である1億5,000万円を超える寄附が寄せられました。

次に、区のふるさと納税の今後の取組についてのお尋ねですが、区では、令和5年11月より新たな返礼品の提供を開始し、6年度からは取組のさらなる強化を図るため、区内事業者等からの返礼品の公募を開始しました。

本年度は、さらなる取組として、区内協定大学への寄附を拡充し、この募集に対して約3,800万円の寄附が寄せられました。

加えて、新たなふるさと納税を活用した財源確保の仕組みとして、遺贈寄附文化醸成事業への寄附を開始し、この募集に対して、220万円の寄附が寄せられました。

ふるさと納税制度は、人気のある地場産品の有無などの違いから、自治体間での受入額の格差が顕著となっているほか、返礼品の調達費用や仲介サイト委託料など多額の経費が生じており、実際に区が活用できる額は、寄附受入額の5割程度にとどまるなど、様々な課題があると認識しております。

これらの課題を踏まえ、返礼品の拡充に加えて、先ほど御答弁申し上げた、返礼品を目的とせず、本区の施策に共感し、賛同いただいた方に向けたふるさと納税の仕組みも積極的に展開してきているところです。

今後とも、寄附者が本区を応援したいという気持ちのより一層の醸成につながるよう、区の地域や産業の魅力を発信するための地域資源を生かした返礼品の拡充や施策の展開等を行っ

てまいります。

○山田委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、森林環境譲与税の用途についてのお尋ねですが、これまで、区民が木材に親しめるよう、区有施設の内装の木質化や、子育て施設へ国産木材を活用した玩具を購入する等の事業に、森林環境譲与税を活用してまいりました。

また、オフセット・クレジットについては、本年度、購入先を熊本県から熊本県五木村に変更し、現在、購入先自治体の拡充についても、検討を進めているところです。

加えて、来年度は、区民が利用する機会の多い戸籍住民課の窓口について、什器類を多摩産材の木製窓口カウンターに更新するなど、用途の拡充を予定しております。

今後とも、森林環境譲与税の意義を十分に踏まえ、区有施設整備での国産木材の活用や、オフセット・クレジットの購入等、積極的な活用を図ってまいります。

○山田委員長 木幡資源環境部長。

○木幡資源環境部長 次に、木材利用の推進についてのお尋ねですが、区有施設の整備や備品購入に当たり、国産木材の活用を推進するため、今般、「公共建築物等における木材利用推進方針」を策定したところです。

この方針に基づき、木材利用による二酸化炭素の排出抑制や木材の持つ調湿効果等の意義について、区ホームページ等、様々な媒体を通じて周知啓発してまいります。

また、今後、区有施設的环境配慮の取組についても、区ホームページ等により周知することとしており、区の木材利用の率先した取組とその効果を発信することで、民間建築物への木材利用の契機となるものと考えております。

○山田委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 次に、区制80周年記念事業についてのお尋ねですが、趣旨としては、節目の年を迎えることを区民とともに祝い、区の歴史を振り返り、地域の発展に貢献された方々に敬意を払うとともに、区のさらなる発展と平和を願うこととしており、区民の一体感の醸成や自治意識の向上を目的としております。

現在、22の記念事業を予定しておりますが、多岐にわたるこれらの事業について、区報をはじめ各種広報媒体を通じて積極的に区民に周知し参加を促すことで、区民全体で80周年を祝う機運の醸成に努めてまいります。

○山田委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 次に、入学準備金についてのお尋ねですが、本事業は、昨年6月に文部

科学省から発出された、学用品等に係る保護者負担軽減についての通知を受け、区立以外の学校に通学する小・中学生が多いという本区の地域特性を踏まえ、各家庭の個別のニーズに対応できる施策となるよう検討し、入学準備金事業として、令和9年度入学者に対し、8年度当初予算で実施するものです。

区立学校だけでなく、区立以外に進学する児童・生徒の保護者も対象とした事業を実施することにより、区内に在住している多くの保護者負担の軽減につながるものと認識しております。

幅広い層の家庭の経済的負担を軽減することで、子育て世帯全体を後押しし、結果として子どもたちのより充実した学校生活に資するものと考えております。

○山田委員長 多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 次に、「こどもみらい☆応援パッケージ」の趣旨等についてのお尋ねですが、本施策は、「こどもの権利に関する条例」や「若者計画」の理念等に基づき、子どもから若者まで、切れ目のない支援を具体化するため、子ども家庭部の新規・拡充事業を部内横断で束ね、重点施策として一体的に展開するものです。

この趣旨を踏まえ、子どもの権利を尊重し、子どもの健やかな成長を支えるとともに、若者が安心して生活し、将来に希望を持って過ごせる環境づくりを進めてまいります。

各事業の成果については、「文の京」総合戦略の計画事業に位置づけ、取組の進捗や達成状況等を毎年度点検するとともに、事業の特性に応じて、アンケートにより満足度や認知度を把握することなどにより成果を検証し、よりよい事業運営につなげてまいります。

○山田委員長 矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 次に、5歳児健診についてのお尋ねですが、健診の実施に向けては、庁内関係部署や保育園、医師会と協議するとともに、区内大学病院から小児科医師の派遣、実施体制についての助言等の御協力をいただき、検討を行ってまいりました。

健診は、一次健診として保護者全員に、お子さんの発育や生活状況等に関するアンケート形式の間診票を送付し、支援が必要と考えられるお子さんに対して、集団会場で問診、計測、行動観察、診察等の二次健診を実施する二段階方式で行う予定です。

健診では、子どもの発育、言語の理解や発達、情緒や行動について多職種により評価し、必要な支援へとつなげてまいります。

具体的には、保健サービスセンターでの心理相談や経過観察、子育て支援事業や障害福祉サービスの利用、児童発達支援センターでの療育、専門医療機関への受診につなげる等、継

続的に支援を実施してまいります。

また、健診結果等については、必要に応じて保護者の同意の下、保育園等と共有し支援を行ってまいります。

今後も引き続き、医療機関との協力体制と庁内での連携を図ってまいります。

○山田委員長 すみません、御答弁の途中ですけれども、3時になりましたので、休憩に入りたいと思います。引き続き、3時半から続けさせていただきます。ありがとうございます。

午後 3時00分 閉会

午後 3時28分 開会

○山田委員長 それでは、おそろいですので、休憩前に引き続き、矢内保健衛生部長の御答弁からお願いいたします。

矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 次に、眼科検診についてのお尋ねですが、眼科検診は、緑内障や糖尿病性網膜症等の、発症初期には自覚症状に乏しく、気づかない間に進行する眼科疾病を早期に発見し治療に結びつけることを目的に実施します。

また、加齢や生活習慣による眼科疾患のリスクが高まる世代に、目の健康と定期的な眼科検診の大切さを知っていただくことも目的にしております。

対象年齢は、リスクが高まる40歳からとし、50歳からは5歳ごとの節目年齢で70歳までとしております。先行実施区においても、対象年齢は、数年齢に限定、あるいは節目年齢としている状況です。

40歳以上の方は、毎年健康診断の受診機会があり、糖尿病や高血圧等の生活習慣病のチェックに加えて、医師の判断により、追加検査として眼底検査を受けることができることから、対象年齢の拡大は考えておりませんが、眼科検診対象者への受診勧奨に加え、毎年の健康診断の活用や目の健康についての周知啓発を行ってまいります。

○山田委員長 高橋区民部長。

○高橋区民部長 次に、区内のお店で楽しく買物等をしていただくための取組についてのお尋ねですが、御指摘のとおり、買物や食事は単なる「消費」ではなく、日々の暮らしに潤いを与える「大切な時間」であるため、その機会を通じて、新しいお店との出会いを生み出し、まちのにぎわいを感じていただけるよう取り組むことが大切であると考えております。

令和6年度から実施している文京区公式アンバサダー、通称「ぶんばさだあ」事業では、お気に入りのお店や店主のこだわりなど、まちのリアルな魅力を「ぶんばさだあ」独自の視

点でSNS発信することで、区民の皆様が「あのお店に行ってみよう」という新たな発見とワクワク感を持てる仕掛けづくりを行っております。

8年度に向けては、「ぶんばさだあ」の「企画投稿シリーズ」の充実や「押し店舗グランプリ」の協力店舗を増やす等、コンテンツの拡充を検討しております。

今年度リニューアルした文京ソコヂカラサイトにおける情報発信と連携しながら、楽しんでいただける企画の充実を継続して図ってまいります。

また、引き続き「チャレンジ戦略支援事業」や「販売促進事業」、「商店街エリアプロデュース事業」、「文京ソコヂカラがんばるお店応援キャンペーン」等の取組を通じて、単なる消費にとどまらず、消費者がまちや個店の魅力に触れる機会を広げることで、日常の買物等を楽しめる環境づくりに努めてまいります。

○山田委員長 木幡資源環境部長。

○木幡資源環境部長 次に、住宅用宅配ボックスの設置費用助成についてのお尋ねですが、本事業は、新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成事業の一環で実施するもので、他の助成対象設備と同様、本年4月に区報等を通じて制度を周知し、5月から申請を受ける予定としております。

また、助成要件は、戸建て、または共同住宅に新たに宅配ボックスを設置すること、宅配ボックス本体が施錠できる構造であること、事業者の工事により移設できないよう固定されていることなどを要件とする予定です。

なお、本事業については、宅配ボックスの市場価格や他自治体の助成実績を基に予算計上しており、年度内で想定を超える申請があった場合については、適切に判断してまいります。

○山田委員長 松永施設管理部長。

○松永施設管理部長 次に、次世代太陽電池の導入についてのお尋ねですが、ペロブスカイト太陽電池については、国や都が実証・導入支援を開始しているところであり、開発状況を注視しております。

本区においても脱炭素化に向けた取組を進めるため、今後、改築等を行う公共施設においては、原則としてZEB Ready相当以上を目指すこととしております。

再生可能エネルギーについては、現状はシリコン型の太陽光パネルを導入しておりますが、ペロブスカイト太陽電池の実用化がなされた際には、導入に向けて具体的な検討を進めてまいります。

○山田委員長 鈴木福祉部長。



○鈴木福祉部長 次に、障害者（児）施設の整備費等補助についてのお尋ねですが、施設整備に当たっては、建築や改修に係る整備費、初期経費としての家賃や送迎車両用の駐車場代などの開所費用を補助することで、事業者の負担軽減を図り、施設整備を促進しているところ です。

また、運営に係る支援としては、令和8年度当初予算においても、引き続き、現下の物価高騰に対応するための光熱費等補助を計上しております。

さらなる運営支援については、本年度実施した障害者（児）実態・意向調査の結果や他の自治体の取組などを踏まえ、研究してまいります。

次に、障害者文化芸術活動推進事業についてのお尋ねですが、来年度、「街なかアートプロジェクト」では、生活介護事業所の利用者に加え、区内在住・在勤・在学の障害のある方からもアート作品を広く公募するとともに、展示場所についても、調剤薬局等に加え、展示を希望する店舗等を公募いたします。

なお、障害者アートとして、芸術作品の利活用や経済的な対価を得られる仕組みづくりについては、専門性を持つ民間事業者に委ねることが、作品の多面的な価値を引き出し、より公正な評価につながるものと考えております。

こうした民間事業者の知見を生かした取組などについて関係部署と連携し研究するとともに、障害者の文化芸術活動を支援してまいります。

○山田委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 次に、介護報酬改定の介護保険特別会計への影響等についてのお尋ねですが、このたびの改定は、介護分野の職員が他職種と遜色のない処遇改善となるよう、国の社会保障審議会等での議論を踏まえ、令和9年度介護報酬改定を待たずに、計画期間中の8年度に臨時的に改定が行われるものです。

具体的には、現行の処遇改善加算の拡充や対象の拡大、食費に係る基準費用額の見直しを含めて、プラス2.03%の改定が予定されております。

必要額については、これまでも高齢者・介護保険事業計画や直近の介護給付費実績見込み等を勘案し、当初予算を計上するとともに、年度中の給付費実績等を踏まえ、補正予算での対応を行ってまいりました。

報酬改定の影響については、給付費の増を見込んでおりますが、一方で、介護サービスの利用実績にも影響されることから、現時点では、具体的な額は算出しておりません。このたびの改定率においては、これまで同様に、年度内の給付費実績等を踏まえ、補正予算により対

応できるものと認識しております。

引き続き、給付費の実績等を踏まえ、介護保険特別会計の適切な運営に努めてまいります。

次に、チームオレンジお助け隊事業に係る当事者の声や事業の成果についてのお尋ねですが、現在、区内事業所から受注した、室内での軽作業に従事しており、当事者の方からは「仕事ができることがうれしい」、「事務作業の経験があるため、頑張りたい」といった声をいただいております。

事業の成果としては、当事者が主体性を持って意欲的に取り組む様子や、区内事業所や共に就業している会員と積極的にコミュニケーションを図る様子も見られており、本事業は、国が掲げる「新しい認知症観」を地域社会へ浸透させる一助となっているものと評価しております。

最後に、チームオレンジお助け隊事業の拡充についてのお尋ねですが、委員御指摘のとおり、本事業の拡充には、就業する当事者会員を増やすことが重要であり、引き続き、当事者が集う認知症カフェや本人交流会、認知症ともにパートナー事業等を活用した案内のほか、高齢者あんしん相談センターや地区医師会とも連携し、本事業への参加を勧奨してまいります。

また、区内事業所に対しても、さらなる受注の開拓が必要であることから、既存事業や関係機関が有するネットワークを活用するなど、あらゆる機会を捉え、事業の周知や協力依頼を進めてまいります。

今後とも、当事者の声を聞きながら、関係機関と連携し、認知症への理解や地域共生に係る啓発を推進することで、当事者のニーズに即した就業先の拡大や多様な社会参加の機会の創出につなげてまいります。

○山田委員長 ありがとうございます。

続きまして、区民が主役、海津委員。

○海津委員 区民が主役の会、総括質問を始めます。

教育費保護者負担軽減事業の矛盾と拡大、格差の拡大についてまずはお伺いいたします。

区長は本事業について、「所得制限を設けず、全ての世帯を対象とする」と説明されています。しかし、実際には最も支援を必要とする就学援助世帯と生活保護世帯のみが対象から外されています。選挙直前の時期に「全世帯対象」と掲げて現金を給付する一方で、最も困難な世帯だけを例外的に排除する設計になっています。この制度設計のどこに、施政方針で掲げた「子どもの最善の利益」があるのでしょうか。

そもそも就学援助世帯は、経済的格差によって学びのスタートに差が出ないように支えるための制度です。繰り返しになりますが、今回の施策では所得制限は設けていません。しかし、年収1億円の高所得世帯にも5万円、10万円が新たに給付される一方で、最も厳しい就学援助世帯、生活保護世帯に1円も支給されません。結果として、余裕のある世帯には「入学祝い金」が配られるかのように上乘せがされ、支援が必要な世帯ほど新たな支援から取り残される構造となっています。これは、本来縮めるべき教育格差を行政自らが広げる制度ではないでしょうか。この逆転した制度設計をどのように合理的だと説明するのかお伺いいたします。

次に、区は既に就学援助世帯等には入学準備金の給付があるため、二重給付になると説明しています。しかし、就学援助の入学準備金は最低限の学用品を整えるための保障であり、今回の給付は、物価高騰による家計負担全体への支援として、「対象品目も限定しない」と位置づけられています。目的も性質も異なる支援でもあるにもかかわらず、なぜ困窮世帯を一律に除外する判断に至ったのでしょうか。物価高への対応であれば困窮世帯も含めた公平な設計は可能だったはずで、それを行わなかった理由を具体的に説明してください。

また、4月から施行されるこどもの権利条例は、経済状況などによる差別を認めないことを基本理念としています。同じ教室の中で「もらった子」と「除外された子」が生まれる制度を行政自らが設けることは、子どもの尊厳を傷つける結果にならないでしょうか。困難な家庭の子どもほど支援から外されるこの設計が「子どもの最善の利益」にかなうと本当に言い切れるのか。こども権利条例の所管として、こども権利条例に照らした見解をお伺いいたします。

次に、教職員の人権意識と子どもの権利を守る仕組みについてお伺いいたします。

先日、文京区立中学1年生のある生徒が、区長、教育長に宛てた手紙を読みました。区が制作した「子どもの権利」の動画を見た、そのことでその生徒はこう記しています、「知らない！守ってない！こどもの権利！」。これは感情的な叫びではありません。区が掲げている理念と学校現場の現実との間にある深刻な乖離を子ども自身が言葉にした告発です。手紙には、先生の前でうなずいただけで「同意した」と受け取られる恐怖や、意見を述べれば不利益を受けるかもしれないという不安から次第に声を上げられなくなっていく実態がつつられていました。こうした現実の中で、これまで区が行ってきた人権研修は、現場を本当に変えてきたのでしょうか。

そもそも重要なのは、研修を行ったかどうかではありません。研修によって教職員の対応

がどう変わり、子どもが安心して意見を言える環境が生まれたかです。研修後の具体的な行動変化を区はどのように把握していますか。問題が見られた場合、どのように改善につながっているのでしょうか。その検証方法と改善の仕組みについて具体的にお伺いします。

また、着目すべき点があります。学校で現在行われているアンケートや自己点検は、学校内部による確認にとどまっていることです。それで子どもの沈黙や精神的負担は本当に減ってきたのでしょうか。「学校に任せている」というその姿勢そのものが、改善を生まなかった構造ではないでしょうか。子どもたちは教育委員会が学校の側に立つ存在だと感じている現状をどのように転換していくのか、明快にお伺いいたします。

さらに、こどもの権利条例を実効性のあるものにするためには、外部の客観的な目による評価、改善の仕組みが不可欠です。子どもの声を拾う、直接拾い上げ、問題があれば、行政が改善に関与できるよう、学校に第三者評価制度を導入する考えはあるのでしょうか。また、来年度予算においてそのための具体的な財政措置を講じているのかお伺いいたします。

また、権利擁護委員についてもお伺いします。権利侵害が起きた際、権利擁護委員は、教育委員会の意向に左右されず、実際に改善を求められる体制となっているのでしょうか。条例21条で定める「理由をつけた報告」が改善しないための説明で終わることなく、実際の是正につながる仕組みをどのように担保するのか、お伺いいたします。

さて、この生徒の手紙はこう結んでいます。「僕は人権を学び続けると約束します。だから僕に、先生たちに人権を理解してもらう方法を教えてください」。皆さんはどうお感じになりますか。本来、大人と行政が果たすべき責任を子どもが背負わされている現状こそが問題ではないでしょうか。

日本は、子どもの権利条約を批准してから30年以上がたっています。自治体も、本来、この条約を誠実に現場で機能させる責任を負っています。しかし、文京区において、その理念が学校現場の力関係や意思決定構造を変えてきたと到底言えないのではないのでしょうか。これまで実効性ある形で条約を履行してこなかった文京区が、条例設定を機に何を具体的に変えるのか。なぜ、条約を履行してこなかった要因は何なのか。今後、研修や啓発にとどまらず、外部監視と是正を組み込んだ仕組みへ転換する覚悟はあるのか。文京区の明快な決意を求めお伺いします。

次に、性加害から児童を守る教育委員会の人権意識についてお伺いいたします。

区の公式な文書には、教育委員会が「児童がわいせつ行為を受けた可能性」を2023年9月の時点で認識していたことが繰り返し明記されています。それにもかかわらず、それ以降、

今日に至るまで、児童相談所への通告も、保護者への連絡も、子ども自身の心身のケアに向けて具体的な対応も一切行われていません。子どもの安全に関わる問題は、事実が確定してから動くのでは遅過ぎます。疑いが生じた時点で、まず子どもを守るための行動をとる、それが行政の基本ではないでしょうか。

さらに、日本版DBSの導入が年末に向けて進められていますが、重要なのは、「入り口」の確認だけではなく、疑いが生じた後に子どもをどう守るかという「対応」こそが問われています。

そこでお伺いいたします。教育委員会は、児童が性被害を受けた可能性を認識していながら、なぜ結果として「何もしない」という判断に至ったのでしょうか。

教育委員会は、「もし疑いが事実であれば、組織の根幹を揺るがす事態になる」、そのことを恐れ、あえて踏み込まなかったのではありませんか。「事実が確定するまで動かない」という姿勢は、結果として、責任が生じることを避けるために問題を先送りにしたのと同じです。何を守ろうとして、何を後回しにしたのか。当時、どの情報をどう評価し、誰がどのような根拠で、どの対応を見送ったのか、判断過程を包み隠さず説明してください。

例えば、この対応が一度でも許されれば、今後も性被害を受けた「事実が確定していない」ことを理由に、大人が口をつぐむことが文京区の標準になってしまう危険もあります。これが文京区が子どもと向き合う際の「やり方」なののでしょうか。条例の有無にかかわらず、子どもの安全を最優先に守る姿勢は不変のはずです。なぜ結果として動けなかったのか。外部の第三者も含め、事実関係と判断過程を徹底検証し、再発防止策を具体的に示す考えがあるのか、お伺いいたします。

次に、探求学習とIB教員研修について伺います。

決算委員会で区長は「渋谷区も探求学習をやっている」として、国際バカロレア機構との教員研修を正当化されました。しかし、見るべきは言葉ではなく、予算の中身です。渋谷区では全26校で探求を授業として動かす仕組みに、令和7年度、約、およそ2,750万円を計上しています。一方、文京区の探究関連予算は、「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト」でおよそ、およそ1,190万円です。30校で割れば1校当たり40万弱にすぎません。しかも、これは教材や授業運営ではなく、IB教員が、あ、一部教員が受けるIB理念研修に近い位置づけで、全校に広がるものでもありません。なぜ子どもの授業より研修が優先されるのでしょうか。

決算委員会での依田委員の質疑でも明らかになったとおり、この研修は理念中心で授業実

践に直結するものではなく、試験的なパイロット研修です。現場からも、「授業に結びつかない」、「内容が共有されていない」との声も出ています。なぜ今すぐ授業を支える仕組みではなく、成果不透明な研修に税金を投じ続けるのですか。

教育委員会は「教員の意識改革が重要」と言いますが、その間に子どもは卒業します。渋谷区は仕組みを先に整え、今すぐ探求学習を動かしています。文京区のやり方は、「研修が進むまで子どもは待ちなさい」と言っているのと同じではないでしょうか。子どもの「今」を後回しにする合理的理由をお示してください。

また、本来、研修内容の選定は教育委員会の専門判断です。しかし、区長は決算委員会で、「私の人間関係の中から仲介した」、「I B側とよく検討してほしいと付言した」と答弁されています。

そこでお伺いいたします。区長のこの仲介や付言は、教育委員会にとってどのような位置づけだったのでしょうか。設置者であり、予算編成権を持つ区長から特定機関との連携を促されることは、実質的な政策誘導ではなかったと言い切れますか。この過程で教育委員会の自律的判断は本当に担保されたのでしょうか。

また、区は「効果はすぐに見えない」と繰り返します。しかし、成果指標もなく公金を投じ続けることは財政責任として重大です。なぜ既に授業として動いている取組に学ばず、未完成の研修を優先したのか、お伺いいたします。

子どもの授業を直接支える投資、理念中心の試験的研修への投資、今、どちらが最善の利益でしょうか。この支出が合理的だと考える具体的データを示してください。さらに、理念中心の研修を続けるのか、子どもの学びへ直接投資への転換するのか、今後の予算編成でどちらを優先するのか、区の方針を具体的にお示してください。

次に、個別最適な学びに向けたチーム学校についてお伺いいたします。

文京区では中学生の不登校がおおよそ10人に1人に達しています。障害があるなど特別な支援・配慮が必要な子どもも増えています。保護者からは「作業療法士（OT）など専門職の常駐を求める声」が切実に寄せられています。

しかし、区は「人材不足」を理由に、断続的な、つまり、途切れ途切れな派遣対応にとどめています。現場から聞こえてくるのは、「たまに来る専門職の助言を、多忙な担任が実行できない」という悲鳴です。今、最も必要なのは共感・傾聴の相談相手ではなく、子どもの得意、困難等々を分析し、子どもの声を聞き、授業改善へ確実につなぐ責任ある体制です。

そもそも、区はアセスメントをどのように位置づけているのでしょうか。重要なのは、出

口が「子どもへの助言」で終わるのではなく、教員による授業改善へ直結することです。現場では、「クールダウンさせました」、「嫌がるのでやめました」といった場当たりの対応が繰り返され、子どもが学びの機会を失う空白の時間が生まれています。誰が責任を持って子どもを評価し、その分析結果を誰が、いつまでに授業へ反映されるのか、責任の所在と実行の仕組みを明確に示してください。

現在のチーム学校は、カウンセラーは「心」、スクールソーシャルワーカーは「家庭」どまりで、OT、STはほぼ含まれず、肝心の学びそのものを設計・改善する専門職と統括責任者が不在です。合理的配慮の要望があっても、授業に反映されぬまま放置される例もあります。評価も検証もないまま、誰も責任をとらない構造になっていませんか。支援のバトンを誰が受け取り、授業改善の実行を誰が担保するのか、具体的な体制をお伺いいたします。

また、これからはOTやSTを「たまに来るお客様」にとどめるのではなく、学校の中核に位置づけ、授業設計にまで踏み込む学びの責任者へ転換すべきです。実際に飛騨市では作業療法士が学校に継続的に入り、子どもへのアセスメントを授業改善や環境調整に直結させる体制を構築し、教員の負担軽減と学びの質向上を同時に実現しています。既に実践している自治体がある中で、文京区だけが「人材不足」を理由に派遣型のアライバイ支援を続けるのでしょうか。保護者たちはOTの常駐を切望しています。専門職に権限と責任を持たせる構造改革を行い、子どもの一生を左右する「学びの質」に本気で責任を持つ覚悟が教育委員会にあるのか、明確な決意をお伺いいたします。

次に、「こどもの権利条例」を施行し、子どもの、全ての子どもの最善の利益を区政の基本に据えると明言している文京区、ここで、学校建て替えというのは、その理念を最も具体化できる政策ですので、そこでお伺いいたします。

数十年、子どもが使い続ける「学校の建て替え」において、その理念はどこまで本当に形になっているのでしょうか。「建て替え」でわざわざ生み出された「排除」があります。例えば改築された明化小の学校、明化小の階段は片側だけの手すりです。柳町小の校舎の隅に追いやられたエレベーター。これらは古い校舎の不備ではありません。真っ白な設計図からゼロから作り直した結果です。

柳町小の設計について、教育長は「総合的判断」と答弁されました。しかし、建て替えという自由な設計の場において、そのてんびんに「同じ動線で、共に移動できる平等」は載っていたのでしょうか。「遠回りを強いられ、遊びの時間が削られる不利益」をどの「大人の

都合」が上回ったのか。切り捨てられた子どもの権利について具体的に説明してください。

さらに、建て替えの自由設計で生まれた不平等を、「教員の付添い」や「ルール」で補うことは、その子にだけ「許可を得て」とか「遠回りして移動する」という引け目を強いることと同じです。これは思いやりではなく、不平等を前提とした「管理」にすぎません。建て替えという絶好の機会がありながら、構造的問題を「運用」で済ませる姿勢は、人権の構造的侵害に当たると考えますが、こどもの権利条例所管の見解をお伺いいたします。

また、「次の改築に活かす」という答弁もされています。今、新築校舎、新校舎に通う子の権利を切り捨てる残酷な通告です。建て替えが終わる今だからこそ、動線改善や屋根の設置など、設計のミスを補う手だてが必要です。「運用」でお茶を濁すのではなく、校舎のつくり自体を変える覚悟があるのか。追加予算を含め、明確にお答えください。

建物は言い訳はしません。一度建てれば、その自治体の価値観を数十年さらし続けます。「建て替え」という最大のチャンス逃した責任をどうとるのか、こども権利条例の理念で終わらせるのか、現実を変えるのか、教育委員会の子どもの権利についての認識を問います。

次に、特養事業者の相次ぐ撤退についてお伺いいたします。

区立特別養護老人ホームの事業者が、将棋倒しのように撤退しています。これに対し区は繰り返し「事業者の判断」と答弁していますが、それは行政が負うべき「福祉の継続性」から逃れるための免罪符になっていないでしょうか。複数法人の連続撤退は、個別の経営問題ではありません。文京区の福祉の仕組みそのものが崩れている明らかな「構造問題」です。

例えば、千駄木の郷の承継について、区は新法人の提示が「賃金保証なし」、「勤続年数引継ぎなし」という実質的な新規採用同然であることを把握しています。処遇悪化、職員流出、そしてケアの断絶が予見できたはずですが、それにもかかわらず「法人判断」として協定書に何ら条件を設けなかったのは、行政による事実上の「放置」ではないでしょうか。

区は法人に対し「配慮を求める要望」は行ってきたと言いますが、結果として職員の流出は止められていません。協定書の条件明記や継続雇用の仕組みなど、実効性のある制度措置を何一つ講じなかったのではないのでしょうか。言葉だけの「要望」で、現場の日常が守れると考えているのかお伺いいたします。

これだけ撤退が続いている以上、もはや不測の事態ではありません。今後もあるかもしれません。区は次の撤退を想定した「具体的な危機対応計画」を持っているのでしょうか。それとも、また起きてから考える「場当たり対応」を続けるつもりなのか、明快なお答えをお願いします。



また、区は今後も撤退を法人任せにし続けるのでしょうか。それとも「協定書への条件明記」、「処遇水準の確保」、「引継ぎ期間の義務化」など、福祉の継続性を制度として担保する、法人の運営に対して具体的措置を講じるのか。努力義務ではない区としての「制度上の責任」をどこまで持つのか、具体的なことを明示してください。

最後に、元町ウェルネスパーク西館の敷地についてお伺いいたします。

評価額22億6,700万円という区民の財産を、区は49年もの長期で民間に貸し付けています。今回の再評価による「本来の年間賃料」はおよそ5,800万円ですが、実際の賃料はおよそ2,626万円、本来の水準との差は毎年3,175万円に上ります。

区は差額の理由を用途制限による「55%減額」と説明します。しかし、公募要項のどこに「賃料が半分以下になる」というルールが示されていたのでしょうか。価格設定がブラックボックスのままでは、全事業者が平等に競争したとは到底言えません。「減額率」が決まった日時と「事業者選定」の時系列、選定を時系列で明らかにしてください。

また、区は「地域貢献」を理由にするかもしれませんが、大幅な減免は、本来、非営利の福祉施設に適用されるものです。今回、支えられているのは、区民ではなく民間事業者の「収益」そのものではないでしょうか。ほかの民間収益事業で、これほど巨額の減額を行っている事業がほかにあるのか、具体的にお示してください。

ちなみに、年間およそ3,175万円の差額は、49年間の貸付期間で、合計およそ15億5,550万円に達します。巨額の区民の利益が失われ続ける運用を、あと半月も放置してよいはずがありません。この不透明な仕組みについて、区の明快な説明を求めます。

以上です。

○山田委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 海津委員の御質問にお答えします。

初めに、教育費保護者負担軽減事業についてのお尋ねですが、本事業は、昨年6月に国から発出された、学用品等に係る保護者負担軽減についての通知を受け検討したものです。支援が必要な世帯の学用品等に係る費用については、従前から就学援助制度等により、一定の経済的な負担の軽減を図っており、物価高騰へは支給額の改定により制度の中で対応しているところです。

同通知による地域の実情に応じた取組として、区立以外の学校に通学する小・中学生が多いという本区の地域特性を踏まえ、各家庭の個別のニーズに対応できる施策となるよう検討し、入学準備金事業としております。

この取組は、幅広い層の家庭の経済的負担を軽減することで、子育て世帯全体を後押しするものであり、格差を広げるものではありません。こうした取組が結果として、子どもの最善の利益に資するものと考えております。

なお、支援が必要な世帯については、塾代助成や自然体験教室の費用補助などの事業も行っているほか、様々な子育て支援メニューを用意し多面的に支援を行っているところです。

○山田委員長 多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 次に、こどもの権利条例に照らした見解についてのお尋ねですが、本年4月に施行する「こどもの権利に関する条例」は、こどもの権利に関する区の基本的な考え方を示すものであり、「こどもの最善の利益」等について定めています。

区では、条例の趣旨を踏まえて、各施策において必要な取組を適切に実施していくものと認識しております。

○山田委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 次に、教員研修の効果等についてのお尋ねですが、こども基本法や、こどもの権利に関する条例等を学ぶことができる人権教育に係る研修を、教職員対象に実施しており、教職員の人権意識の醸成が図られているものと認識しております。

次に、研修後の教員の変化等についてのお尋ねですが、区立小・中学校では、毎年度、学校の教育活動を評価する保護者アンケートを実施しております。その中には「本校では、一人一人が大切にされ、こどもの人権に配慮した教育が行われている」という項目があり、小学校、中学校ともに肯定的な評価を多くいただいております。

教育委員会としては、指導課訪問、学校評価の結果等を踏まえ、学校に課題があれば適宜指導・助言を行っております。

次に、学校において子どもが権利を守られているかというお尋ねですが、特別活動や総合的な学習の時間などを通じて、児童・生徒がそれぞれの自他の権利を考え、権利について理解を深める時間を確保し、意見を表明できる機会が図られていると認識しております。

また、子どもが不安や悩みを抱えた時に、助けを求めることの大切さやその方法を理解できるように、相談窓口や連絡先一覧を配付しております。

今後も、教員がこどもの人権を理解し、子どもと関わっていくことができるよう研修を行ってまいります。また、学校が子どもたちの人権を尊重した教育活動を行えるよう、教育委員会として積極的に指導してまいります。

次に、第三者評価制度の導入についてのお尋ねですが、教育委員会として、教育指導課に

よる訪問等を通して学校の実態を把握した上で指導しており、第三者評価制度を導入する考えはございません。

○山田委員長 多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 次に、こどもの権利擁護委員についてのお尋ねですが、区では、条例において、子どもの権利の侵害からの適切かつ迅速な救済を図るため、区長の附属機関として、こどもの権利擁護委員を設置することとしております。

権利擁護委員は、区から独立した立場で、子どもの意見等を聞き、尊重するとともに、子どもにとって最もよいと考えられる支援を行ってまいります。

また、権利擁護委員は、子どもやその関係者からの相談を受け、必要な助言や支援を行い、調査及び調整を行うほか、関係者に必要な要請や意見の表明を行うことができ、区等は、調査等に協力するとともに、要請または意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとしております。

次に、条例制定を契機とした取組等についてのお尋ねですが、子どもの権利については、これまでも、児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、教員が理解を深められるよう職層研修など様々な機会研修を実施するとともに、学校で子どもの権利を含む人権教育を行うなど、子どもの権利の普及と推進を図ってまいりました。

本年4月から条例を施行し、条例に基づいて、子どもの権利に関する施策や普及啓発により一層取り組んでいくことで、区全体で子どもの権利を守り、子どもの健やかな成長を支えていくまちの実現を目指してまいります。

また、権利擁護委員を設置し、相談や支援、関係者に対する要請や意見の表明により、子どもの権利の侵害からの適切かつ迅速な救済を図り、子どもの権利擁護を一層推進してまいります。

○山田委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 次に、子どもの安全に関わる問題についてのお尋ねですが、教育委員会としては、子どもの安全・安心については、最優先に考えるべきことと認識しており、特別な対応が必要であると判断した際には、警察も含め、関係機関とも連携しながら適切に対応しております。

個別の事案についてはお答えできませんが、児童がわいせつ行為を受けた可能性を把握した場合には、法令に基づき適切な対応を行っております。

次に、「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト」において、研修を実施する理由について

のお尋ねですが、企業等による出前授業のように、単発的な取組にとどまらないよう、教員が探究的な学習の考え方等を深く学び、自身の実践を改善することで、子どもが日々受ける授業や、学びの質を向上させることが重要だと考えております。

なお、この教員研修は、国際バカロレアの理念についての研修ではなく、日々の授業に生かせる実践的なものです。

次に、今回の教員研修を授業にどう結びつけているかについてのお尋ねですが、教員が日々の授業を改善することで、子どもたちの学びの質が高まっていくものと考えております。研修後のアンケートでは「すぐに授業の実践に結びつけられた」、「探究的学習のよさを実感した」などの肯定的な意見が見られました。

次に、子どもたちへの還元についてのお尋ねですが、研修により、教員が指導方法を見直すとともに、指導力の向上を図り、その成果を即時的かつ継続的に、より多くの子どもたちへ還元できていると考えております。

本年7月、8月に受講した研修の学びは2学期の授業で、12月に受講した研修の学びは3学期の授業で生かされております。したがって、子どもたちを後回しにしているということはありません。

次に、区長から国際バカロレア機構の担当者を紹介されたことについてのお尋ねですが、教育委員会が国際バカロレア機構と意見交換を行う契機となったものと認識しております。

次に、区長が主導した施策ではないのかというお尋ねですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、教育委員会と首長との連携強化を図ることを求めており、区長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが期待されております。この教員研修については、令和6年度第1回総合教育会議においても議題とされ、協議を行いました。区長からの紹介は、教育委員会が国際バカロレア機構と意見交換を行う契機となりましたが、区長が国際バカロレア機構との連携を主導したという事実はございません。

次に、教育委員会の主体的な意思決定についてのお尋ねですが、従来より課題意識があった中、国際バカロレア機構総裁からのオファーレターによる具体的な提案があり、教育委員会で検討した結果、覚書を締結し、教員研修を実施することとしたもので、教育委員会が主体的に意思決定を行いました。

次に、研修が合理的だと言える根拠及び今後の方針についてのお尋ねですが、教員が探究的な学習の考え方を深く学び、毎日の授業実践を改善することで、効果的かつ継続的に子どもたちの学びの質を高めることができると考えております。この研修は子どもが受ける授業

を改善し、子どもたちに還元できる施策と認識しております。

学習指導要領には、「主体的・対話的で深い学び」の実現を通じた「探究的な学習」の重要性が示されております。

また、全国学力・学習状況調査では、探究的な学習に取り組む児童・生徒は平均正答率が高く、意識調査でも肯定的な回答が多い傾向にあることが、明らかにされました。こうしたことから、教員が研修を通じて、探究的な学習について学ぶことは有益であると認識しております。

授業改善の取組については、結果がすぐに数値化されるものではないと考えておりますが、教育委員会としては、児童・生徒へアンケートをとるなどして、子どもたちの変容の把握に努めてまいります。

この研修は「教員の指導力向上を授業の質の向上につなげる」という枠組みで取り組んでおり、日々の授業へ還元できるため、今後もこの方針を継続してまいります。

次に、学校におけるアセスメントの位置づけについてのお尋ねですが、アセスメントは、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導・支援を計画・実行・改善するための継続的な評価活動と捉えています。

次に、子どもたちの評価と授業への反映に関してのお尋ねですが、子どもの評価については、専門職からの助言を基に個別指導計画を作成し、校長の責任の下、行っております。また、学校は専門職からの助言を校内委員会で共有し、支援方法を検討しております。その後、保護者と支援の方向性の合意形成を図り、担任が授業へ反映しております。授業に反映する時期につきましては、複数の教職員による会議体を設定し、保護者との合意形成を図った後、支援を実施いたします。

次に、授業の評価・検証についてのお尋ねですが、作業療法士等を派遣する療育指導派遣事業については、令和7年度に、毎月継続して派遣を実施した学校において、助言の効果を検証しております。また、管理職同席の下、教員の学級経営に対する相談にも応じ、授業改善に反映されております。

次に、授業改善の実行についてのお尋ねですが、専門職からの助言を担任や特別支援コーディネーターが受け、個別の教育支援計画に反映しております。

チーム学校として立てた授業計画が実現できているかは、指導課訪問等を活用し、指導・助言するとともに、改善に取り組んでおります。今後も、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーだけではなく、様々な専門職が管理職を中心に「チーム学校」として、

学校が教育活動に取り組み、子どもや保護者の安心につながるよう、療育指導派遣事業を進めてまいります。

次に専門職の常駐についてのお尋ねですが、これまで、療育指導派遣事業により特別支援学級を中心に作業療法士等を学校へ派遣し、療育が必要な児童・生徒へのアセスメント及び教員に対して指導方法等の助言を行ってまいりました。

令和7年度は、通常学級にも継続して作業療法士を派遣しており、対象児童・生徒のアセスメントに基づく助言を担当へ行った結果、教室の環境設定や声かけの工夫などが実践され、学級経営の改善につながったことが確認できました。

小・中学校への作業療法士の常駐については、現時点では予定しておりませんが、取組を充実させるため、8年度は派遣回数を増やし、特別支援学級在籍児童・生徒に加え、通常学級在籍の児童・生徒にもさらに活用できるよう、学校の状況に応じて対応してまいります。

次に、校舎の建て替えと「子どもの権利」についてのお尋ねですが、学校施設の建て替えに当たっては、学校施設整備指針等に基づき、多様な学習内容、学習形態に弾力的に対応し、地域と学校が連携・協働できるような学校施設の整備を行ってまいりました。諸室や設備の配置については、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障害の有無にかかわらず、利用者が円滑に利用できるように配慮しております。

柳町小学校の改築においては、併設する認定こども園及び児童館・育成室の利用も踏まえた総合的な判断により、エレベーターを配置しており、このことのみをもって子どもの権利を侵害しているとは考えておりません。エレベーターの利用については、学校等と丁寧に協議し、運用も含めて児童等利用者への配慮に努めてまいります。

学校施設の改築に伴う諸室や設備の配置については、学校運営上の安全面や、災害時の危機管理など、多角的な観点から適切な設計を行っているものと認識しております。新校舎の大規模な改修等については考えておりませんが、学校要望について定期的にヒアリングを行うなどにより、快適で安全な教育環境の維持・向上に努めてまいります。

なお、子どもの権利に関する教育委員会の認識についてですが、子どもの権利は、全ての子どもが生まれながらに持っている権利であり、保障されるべきものと認識しております。教育委員会では、学校施設の整備に当たり、子どもたちが安全・安心に育ち、学び、健やかに成長する環境の確保に資するよう、様々な観点から検討を行い、子どもの権利の保障に努めてまいります。

○山田委員長 多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 次に、運用での配慮についてのお尋ねですが、区では、こどもの権利に関する条例の趣旨を踏まえて、各施策において必要な取組を適切に実施していくものと認識しております。

○山田委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 次に、介護サービスの継続性における区の責務についてのお尋ねですが、介護サービスは心身の状況や環境等に応じ、利用者の選択に基づいて、多様な事業者により適切に提供されることが重要と考えております。事業の継続も含めた経営の判断は事業者において主体的になされるものであり、区は保険者として、必要なサービスが継続して提供されるよう基盤を維持することが責務であると認識しております。

介護基盤の維持に向けては、介護人材の確保や物価高騰への対応等が課題と捉えており、国においては、令和9年度介護報酬改定を待たずに、計画期間中の8年度に臨時的に改定を実施するなどの取組が進められているところです。本区においても、国や都の制度運営や支援と併せて、介護職員向けの家賃補助や研修費用補助などの独自の支援策を実施しており、時勢を捉えた支援策を引き続き実施してまいります。

次に、事業者選定等についてのお尋ねですが、千駄木の郷の事業の継承に当たっては、介護サービスの継続性や介護の質の維持向上が重要であることから、後継事業者の選定において、職員の継続性等を踏まえた労働環境の整備や業務の効率化、介護サービスの質の向上等を重要な観点として選定を行ったところです。

また、選定された後継事業者においては、雇用の継続に向けて企業理念の丁寧な説明や採用選考への柔軟な対応、処遇の激変緩和等が行われているものと認識しております。

さらに、施設開設準備経費等補助金により引継ぎに係る人件費を区が支出することで、十分な引継ぎが行われるよう支援するとともに、後継事業者による見守りセンサーの全床導入や看取りの実施等も予定されており、介護の質の維持向上が図られるものと考えております。引き続き、後継法人には、雇用の継続に最大限の配慮を求めてまいります。

次に、今後の事業の継続性への対応等についてのお尋ねですが、旧区立特別養護老人ホームにおいては、安定的な経営を支援するため、土地建物を無償貸与し、運営費助成を行っております。収支状況の報告を受け、運営上の課題についても共有を図るとともに、施設改修についても、運営法人と協議しながら進めるなどの支援を行っており、介護サービスが安定的に提供されるよう努めております。

こうした状況においても、経営判断により事業が終了される場合については、土地建物使

用貸借契約等において、「期間満了後に物件を使用しないときは、1年6か月前までに申し出ること」や「介護施設の運営に係る基準に基づいた事業の円滑な推進」及び「事業継続に必要な引継ぎを誠実に行うこと」等を規定しており、適切に後継法人を選定し、介護サービスが途切れることのないよう対応しております。

引き続き、介護保険制度の基盤の維持に向けて事業者への適切な支援をまいります。

○山田委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、元町ウェルネスパークの地代についてのお尋ねですが、平成31年3月に公表した「旧元町小学校の整備と元町公園の一体的活用事業事業者公募型プロポーザル募集要項」における地代については、プロポーザルの性質上、あくまでも参考地代ということで計算式等は示しておりませんが、路線価等により算出した地代から、導入する公共機能の内容等や歴史性の継承などにより、敷地に建設する建物が制約を受けることを考慮し、減額も含めた額で示しております。

その後、令和元年11月に本事業における事業者を選定し、事業者からの提案内容等も踏まえ、令和4年11月の公有財産管理運用委員会において、建物の制約を考慮した減額も含めた適正な時価として決定したものであり、委員の御指摘は当たらないものと認識しております。

○山田委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 最後に、公有地での民間収益事業における貸付料の減額についてのお尋ねですが、区から借り受けた公有地で民間事業者が収益事業を行う事例は本件のほかに1件、元町ウェルネスパークの東館に係る建物貸付けが該当します。

当該事例については、地域貢献事業の実施等を評価し、区が算出した貸付料から10%の減額をしているものであり、妥当な貸付料が設定されているものと認識しております。

なお、西館につきましては、先ほど企画政策部長が答弁しましたとおり、建物の制約を考慮した減額も含めた適正な時価として決定したものであり、こちらも妥当な貸付料が設定されているものと認識しております。

○山田委員長 ありがとうございます。

海津委員。

○海津委員 答弁をお伺いして、2点だけ答弁について申し上げたいと思います。

1点目は教育委員会の答弁です。

区の公式な文書には、児童が性被害を受けた可能性を認識していた旨が記載されています。私は読みました。しかし、先ほどの教育委員会の答弁は、その認識とは関係ない一般論で終



始し、児童が性被害を受けた可能性を区として認識していることに向き合う姿勢が全く感じられないと私は思いました。子どもの最善の利益という観点から、この点は強くまず指摘しておきます。

次に、企画政策部の答弁漏れです。

私は元町ウェルネスパークの減額率が55%ということで、全事業者が平等に競争したかどうかという観点から、事業者選定の前に55%の減額率が決まったのか、事業者が選定の後に決まったのか知りたいと思い、質問を組み立てました。でも、なぜか一切そこについてはお答えがございませんでした。款別で伺いたいと思いますので、その折には明快な御答弁を期待しております。

終わります。

○山田委員長 以上で、総括質疑は終了いたしました。

ここで、本日の総括質疑における各会派の時間実績が集計されましたので、50分を超過した会派について副委員長から報告をいたします。

岡崎副委員長。

○岡崎副委員長 総括質疑の目安とされておりました50分を超過した会派について御報告いたします。

まず、日本共産党さんが20分超過。それから、公明党が18分超過。AGORAさんが2分超過になっております。

超過した分につきましては、各会派の持ち時間から差し引かせていただきますので、よろしく願いいたします。

○山田委員長 ありがとうございます。

---

○山田委員長 それでは、理事者の移動がありますので、少々お待ちください。

それでは、内容審査に入ります。

議案第67号、令和8年度文京区一般会計予算を議題といたします。

歳入、1款特別区税。

まず、一般会計歳入予算の第1款特別区税の質疑に入ります。事項別明細書の44ページから53ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、一般会計の歳入の説明に入らせていただきます。

事項別明細書の44ページをお開きください。1款特別区税、1項特別区民税、1目特別区民税445億6,066万8,000円、5.4%の増。課税所得水準及び納税義務者数の増によるものでございます。

続けて、46ページをお開きください。2項軽自動車税、1目環境性能割504万1,000円でございます。2目種別割6,074万9,000円でございます。

50ページをお開きください。3項特別たばこ税、1目特別たばこ税10億6,058万6,000円、1.2%の増、実績見込みによる増でございます。

続けて、52ページをお開きください。4項入湯税、1目入湯税2,815万1,000円、16.6%の減、実績見込みによる減でございます。

1款の説明は以上でございます。

○山田委員長 それでは、これから質疑に入ります。

御質疑に当たりましては、必ず予算書のページをお示しいただくようお願いします。また、事前に質問人数を把握するために、委員長から挙手を求めますので、質問する委員の方々は御協力をお願いいたします。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1、2、3、4人ですね、ありがとうございます。

それでは、田中としかね委員。

○田中（と）委員 それでは、52ページ、53ページですね。入湯税についてお伺いいたします。

何でって思うかもしれないので、先にその狙いを申し上げますとですね、特別区における観光関連財源の在り方について考えてみたいのですよ。その先には東京との協議をぜひ開始してほしいという御提案がございます。

今、言いましたけどね、観光関連財源と申し上げました。文京区では地方税法に基づく入湯税を課税しています。具体的には、ホテル椿山荘東京と、東京ドーム、天然温泉スパ・ラクーアにおいて徴収されているわけですが、入湯税は、環境衛生施設、消防施設、観光振興などに充てる目的税であります。ここで重要なのは、文京区、特別区ね、は既に観光に伴う行為に対しての目的税を課税し、その税を地域の行政サービスに充てているという事実であります。この事実はね、極めて重要です。観光に関連する税は都の専権事項だというような単純な整理はあり得ません。基礎自治体である区が、観光と財源を直接結びつける実務を担っているのですよ。それは、観光や滞在に付随する行為に対して目的税を課すという実務経

験を有しているということでもあります。

そこでちょっと確認したいんですけど、文京区の入湯税の、ここで言う税収規模、大したことないという話かもしれんけども、充当事業の一応まず概要について御説明を受けたいと思うんですよ。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 文京区がですね、入湯税と、税収としたのは平成12年になります。もともと入湯税はですね、地方税改正で昭和25年に改正地方税法によって県から市町村税に税源移譲されたものでございますが、御承知のとおり、平成12年に都区財政の改変というんですかね、ございました際に、都から文京区に移譲されたということで、平成12年から来ているところでございます。

今回、当初ですね、入湯税1か所しかございませんで、当時は約420万ほどの税収でございました。今回の令和8年につきましては、お示しのと通りの予算で算定をさせていただいておりますが、最高額の税収としては、それ以外のもう一か所の施設が解消された時点が一番最高額の税収ということでございます。平成15年の段階ですかね、8,400万ほどが、こちらが入湯税としては一番大きい金額となっております。

○山田委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 まあまあまあ、いいや。あのね、次にお話ししたいのはこっちなんですよね。私がお話ししたいのがですね、東京都が導入している宿泊税です。東京都は地方税法に基づく法定外目的税として東京都宿泊税条例を制定して、宿泊料金に応じた課税を行っています。年間数百億規模の税収があるとされています。一説によると年間350億規模ってもう言われていましてですね、それはどこで宿泊がされてて、税収が発生しているかと申しますと、その宿泊施設の大半が所在するのは23区内でありまして、約8割以上がそこで発生していると推測されております。

その税収がですね、東京都の観光振興や都市整備基盤整備、都市基盤整備に充当されているわけなんです、それが。あれれって思いません。ここで一つですね、構造的な問いが生じるわけなんです。宿泊者が消費する行政サービスという観点です。宿泊者が実際に滞在して、観光動線ね、動き回ったりするのを形成しているのは、文京区なりの特別区だという点なんです。ごみ処理とかね、清掃だったりね、あるいは騒音対策だったり。あるいはまた交通対策だったりね。まさか万が一のね、防災対応だったりね。これらはまさに区が一時的に担っているわけなんです。行政コストを負担しているんです。で、先ほど言い

ました、ここで構造的な問いが生まれるわけです。行政コストは区が、税収は都がというね、この非対称性についてね、区はどのように認識しているのかということね。

でね、この構図がね、今後の観光都市東京、東京はもう狙っているわけですから、観光都市になる、観光都市東京において、その持続可能な形だと本当に言えるのかどうかというね、文京区の見解をちょっと聞いてみたいんですよ。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 今、東京都の宿泊税についてお話がございましたけれども、文京区だけではなくですね、23区税務課長会でも、やはり宿泊税、おっしゃるとおりですね、いろいろな各自治体の持ち出し部分の課題を認識はしているところでございます。ただ、単体で宿泊税を徴収するというような負担については、やはり特別区一つの自治体だけでは厳しいねというようなところの御意見もいただいているところです。実際に、もう既に宿泊税、東京都として徴収がされているところでございますので、一つの自治体のほうで宿泊税を入れたのであれば、二重課税というような問題もございまして、検討に際しては、その二重課税の部分も含めて、東京都なり、検討していく必要があると、そういった認識でいるところでございます。

○山田委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 この入湯税というのはですね、さっきの続きね、入湯税というのは、その利用行為に着目する目的税なんですね。宿泊税というのは、その宿泊契約に着目する目的税なんですよ。いずれも観光・滞在を起点にした財源設計になっています。しかし、決定的に異なるのは、今言ったように課税主体であって、入湯税は市区町村で宿泊税は東京都。なぜこの宿泊税は区税ではないのか。歴史的な経緯もありますのでね、この2002年の導入時は観光施策というのは都の広域政策であるという整理がなされちゃったんですね。でもね、現在どんなふうになっているかという、考えてみてくださいよ。インバウンドが急増してですね、オーバーツーリズム対策みたいなことまで言われるようになってきているわけですよ。そういうのが掲げられるようになって、さらには、それぞれの地域の魅力って話になるわけで、地域ブランドの戦略の高度化みたいなことまで言われているわけです。ことほどさようにですね、観光政策というのは明らかに基礎自治体レベルの課題へと重心が移っているわけなんですよ。この現実を前にして、財源配分の議論は避けられないというね、将来世代への責任を果たす姿勢だと、もうほっとくのはいけないというふうに思うわけなんですよ。

この東京都の宿泊税は目的税ってさっき言いました。目的税である以上、それがどこで発

生して、どこに還元されて、どのような効果を生んでるのか、その説明責任が東京都に求められると思うんですよ。区として東京都に対して、23区別の宿泊税発生額及び地域別充当状況の情報共有、これを求める考えはないのか伺います。これは別に対立をあおっているわけじゃなくてね、現状把握をしてほしいんです。現状把握なくして政策議論は成立しませんから。どうでしょうか。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 宿泊税のですね、各自治体の割合とか、そういったものを東京都に求めるというよりも、いうお話でございますけれども、現時点ですね、東京都、昨年度ですね、宿泊税について新たな素案というところも示して、示されたところでございます、それが先談、税務課長会のほうにも情報共有をされたところでございます。先ほども申しあげましたとおり、23区としてもですね、宿泊税についてはかなり興味を持っているところでございますので、今後、税務課長会の中でこういった形で東京都のほうに情報を求めていくかというのは、今後の検討課題として認識しているところでございます。

（「まだ引っ張るんだけどね」と言う人あり）

○山田委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 さっき私の総括でも伺いましたが、今、転換点に来ていると思いますよ。自治体経営がね、これまで以上に戦略的でなくてはなりませんよね。観光というのは、これ成長分野、明らかな成長分野でありますよ。にもかかわらず、その財源構造が固定化されたままでいいのかという問題提起なんですね。もちろん特別区が独自に宿泊税を創設する場合ね、課長もおっしゃったように、地方税法上の法定外目的税のこれ総務大臣の同意が必要だったりするわけですね。ここは何とかなるんじゃないかと思うんですけどね。東京都の税源調整を行った上でね、さらにはその二重課税の回避設計をしなくてはならない。さっきおっしゃったように。また、相当その法的ハードルがありますからね。

しかしながら、ここで重要なのはですね、特別区として独自に宿泊税を直ちに創設するなんていうことを、別に私も推進しようなんていうことを言っていることではないんですね。まずは東京都との協議を開始すること、これが第一歩です。例えばね、宿泊税の一定割合を区へ配分する仕組みだったりね、都区の共同の目的税化を検討してみたりだったりね、あるいは将来的にはその制度再設計の研究ね、研究開始だったりね、こうした選択肢について区として検討を開始すべき時期に来ているんじゃないでしょうかという話なんですけど、いかがでしょうか。

○山田委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 今、委員から非常に大きな視点での御意見をいただいたというふうに思っております。区としても観光施策が非常に重要だということは承知をしているところでございまして、インバウンドというところでも非常に大きいですが、それに伴う影響というものもございます。また、歳入の確保というのは非常に区としても大きな課題だと思っております。先ほど税務課長からも御答弁あったとおり、都の宿泊税をどうしていくかというところは、また都との情報共有が必要かと思っておりますけれども、引き続き区としても施策に生かせるような歳入の確保というのは努めてまいりたいというふうに考えております。

○山田委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 あのね、例えばね、固定資産税や法人住民税というのは、都区財政調整制度の中で整理されていますよね。話聞いて、なかなかその調整の中身について納得できないんですけど、それでも再配分の議論がなされているわけなんです。しかし、この観光関連財源については明確な制度整理が存在していません。これね、制度の空白じゃないかってやっぱり訴えてほしいんですよ。観光都市東京を支える基礎自治体として、正式に議題提起すべきだと思いますが、いかがでしょうかね。区がね、主体的に観光戦略を設計する時代において、その財源の在り方も再検討するのは自然な流れだと思うんですけどね、いかがでしょうか。最後でいいです、これね。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 先ほども申し上げましたけれども、23区税務課長会でも各区ですね、宿泊税については課題というか、東京都の宿泊税についても危機感というか、そういった話が出ているところでございます。区において検討のする資料というか、やはり共有をすべきものと認識しておりますので、税務課長会のほうでそういった意見、また、そういった方向性ですね、それぞれの自治体で動き等があればですね、速やかに関係所管のほうに提供して、区としてどうしていくというところを税務課としては共有していきたいと思っております。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 都区財政調整の中にそれを財源に組み込むというのは、なかなか今の制度の中では難しいと思いますが、宿泊税につきましては、今、東京都のほうでその使い道をホームページで公表しております。そういった透明化を通して、東京都のほうでは宿泊税は東京全体の観光施策に使っているんだと、そういったところの理解を23区全体に広めているものと考えております。

○山田委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 最後答弁要らないですのでね、一言言いたいわけです。税務課長会の話も出ましたけど、私がお願いしたいのは1点です。特別区長会としてね、東京都との宿泊税に関する協議の開始というのを正式に提起していただきたいということです。これは決して対立じゃない、東京都と対立するわけじゃなくてね、財政要求でもありません。未来の東京の自治構造を冷静に再設計するための政策対話です。入湯税を既に担っている私たち特別区が観光財源の議論からそれを引きずる、後退する理由は全くないですから、区民の生活環境を守ってね、持続可能な観光都市東京を築くために、今こそね、静かに、しかし確実に協議のテーブルを設けるべき時期に来ていると考えます。ぜひ各区の区長の皆様の御理解と御賛同をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○山田委員長 次に、千田委員。

○千田委員 44ページの特別区民税について質問します。特別区民税の申告について質問いたします。

所得税の確定申告が不要なケースであっても、住民税の申告をあえて行うことで、国保料や介護保険料の減額になるなど、暮らしを支えるに役立つことがあります。この住民税の申告だけをする、する場合のケースはどのようなケースであって、実績は年間どのぐらいでしょうか。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 確定申告ではなくて、区の申告をするケースなんですけれども、例えばですね、還付を受けたい場合です。基本的には、配当の株式ですとか、そういったものは源泉分離課税されておりますので申告は不要なんですけれども、源泉分離をされているわけですので、逆に申告を住民税のほうしていただくことで、そこが通算されてですね、住民税の還付をするケースがございますので、そういったことで区の申告をされるということもございます。

また、区の申告をされる方で、国保料ですとか、そういったものの御案内が行った後にですね、非課税ではなくて未申告という扱いになっているので、国保料の金額が去年と違うかなということで、区の申告の時期を超えて御申告をされると、そういったことで御自身が非課税であるというようなことをするケースがございます。

あと件数ですね、こちらがですね、今年度は、今、申告を受け付けている最中でございま

すので、昨年の実績でございますけれども、区の申告のほうは6,451件ほど申告を受け付けさせていただいているところでございます。

○山田委員長 千田委員。

○千田委員 ちょっともう一つ質問、特別区民税についても一つ質問なんですけど、国税庁においては、申告書控えへの收受日、收受日付印は令和7年1月から押印を行わないことにしました。特別区民税の申告については、この控えへの押印は今現在どのようになっていますでしょうか。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 区の申告においてはですね、お出しいただく申告書は1枚だけでございますので、それは文京区のほうにお預かりをしてしまうということになります。控えとしても一枚用紙がございますので、同じものを書いていただいて、控えとしてそちらのほうに御提示いただければ、私どものほうは收受印を押してお返しをさせていただいているという状況でございます。

○山田委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。国税庁においては、政府のデジタル社会の実現に向けた重点計画を踏まえて、申告手続の電子化を進めています。文京区でも令和7年に所得に関する令和8年度分の個人住民税の電子申告がスタートしました。しかし、先ほど6,000人以上いるという結構な人が住民税の申告だけという方なんですけれども、そのことによって、国保料の7割減額、あと介護料の減額などを受けることも十分ありますので、この押印のある控えは非常に重要な証拠書類になると思います。今後も書面での申告は続けていただき、押印のある控えは続けていただきたいと思います。その辺はいかがでしょうか。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 今後、收受印をどうするかというところは、現時点において、今、御回答申し上げる状況にはないと思っております。ただ、電子も今年度から始めさせていただいているところでございますが、既に始めさせていただいて、353件電子でいただいていると。昨年の区申の受付件数に対してですね、もう既に5%ほど電子でいただいているということは、一定来、ニーズがあるのかなと思っております。

ただ、いきなりなくすということではないので、そこは状況を見ながら検討していきたい、考えていきたい事項だと思っております。

○山田委員長 千田委員。



○千田委員 いきなりなくすことは、もう私たちも想定はしてないんですけども、やはり今後  
もずっと続けていただくことを希望して質問を、あ、もう一つあるんだ、特別区民税の質問  
は終わります。

もう一つですね、50ページなんですけれども、たばこ税ですね、これ、令和8年度のたば  
こ税は、ここに示されている10億6,058万5,000円となっています。令和7年度からの増額に  
ついて、まず、国は幾ら増額になったか。それと、文京区内での区の増額と国の増額はそれ  
ぞれ幾らか教えてください。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 今回ですね、令和8年度から増額になるたばこ税の増額の金額についてのお  
尋ねでございます。まず、今回のたばこ税の見直しにおいてですね、国たばこ税の増税部分、  
これは令和8年度においては440億ほど国は見込んでいるところでございます。文京区にお  
いてですね、令和8年度、今回の予算に際して、じゃあ、増税分どれぐらいなのかというこ  
ろなんです、約3,040万ほどが今回の増税によって、増額してきている部分でございま  
す。

また、国たばこ税ですね、これは文京区の本数でちょっと概算をさせていただいていると  
ころでございまして、国のたばこ税については、今回の増税によって約3,150万ほどが増  
税になっていると、そういった計算をしているところでございます。

○山田委員長 千田委員。

○千田委員 国のたばこ税の目的はどう示されていますでしょうか。増税の。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 こちら令和7年の税制改正で、たばこ税の増税のために示されている内容と  
いたしましては、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置ということで示されておしま  
す。

○山田委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。国民には440億円の増で、そして文京区民に対しても3,000万以上  
の増税ですね。この増税額を大軍拡、この増税額を使って大軍拡、これ認めてよいのでしょ  
うか。今、トランプ大統領がイラン攻撃をしましたよね。そんな中で戦闘地域は、今、拡大  
しています。今でもこの、この今この時間でも、多分、戦闘攻撃は続いていると思います。  
それでも世界の多くの方たちは平和を求めています。軍拡競争などやるべきではない、共産  
党はそのことを強く主張いたします。

質問を終わります。

次に、ほかり委員。

○ほかり委員 すいません、44ページの特別区税のところなんですけど、まず、ちょっと全体的に、統括質問がないので、全体的なところでお聞きしたいんですけども、今年度の予算が1,604億円で過去最高ということなんですけど、10年前、20年前と比較すると、人口の増に関して、10年前に比べて人口は1.1倍、20年前と比べると1.2倍ということなんですけど、予算にすると、10年前と比較すると1.9倍、20年前と比較すると2.5倍というふうに人口の増と予算の増が乖離があると思うんですけども、その辺をどういうふうに分析されているのかを教えてください。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 今回の予算の見積りに際してもですね、増額の要因として、納税義務者の増ということではお話、こちらのほうも示しているところなんですけれども、今、人口増と納税義務者の乖離というか、その金額の乖離の部分についての分析なんですけど、文京区の人口の中で、こちらの分布図、人口構成図なんですけれども、比較すると、ほかの自治体はですね、生産年齢人口のところはかなり薄くなっているという傾向はあるんですけども、文京区の場合は生産年齢人口はかなり厚くなってきている状況がございます。そうしたところですね、納税義務者のほうも、人口増に対してですね、通常であれば小さなお子様ですとか、課税にならない、対象にならない方が多いこともあるんですけども、文京区の場合は御転入をされた方が納税義務者であると、生産年齢人口であるというようなことであると分析をしているところがございます。また、名目賃金のほうも上がっておりますので、既にいらっしゃる文京区民の方がですね、賃金が上昇しているというところも一定効果があるのかなと思っております。

○山田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。この点はこれで大丈夫なんですけど、もう一点、総括質問でもあったんですけど、ふるさと納税の流出額に関してなんですけども、約44億9,000万円流出しているということで、以前から要望しているんですけども、これはもう不合理な制度ではあるんですけども、流出は止まらないで今後も出ていくことが続くとは思いますが、ただ、区報等で既に過去にも周知していただいているのは承知しているんですけども、どのくらいお金が出ていっているのかというのを、これ、人口1人当たりになると、区民1人当たり1万8,950円、1世帯当たりだと3万2,920円、ちょっと計算してみたんですけども、で、

18歳未満の児童・生徒に子どもに換算すると、子ども1人当たり13万2,800円、こういう具体的な行政サービスに充てられる費用が流出しているというのを、もっと区民の方に分かりやすく継続的に周知するのはとても大事だと思います。あと、皆さん多分、ほとんどの方は御存じないんですけど、地方交付税交付金の不交付団体は補填がないということを知らない方がほとんどで、このふるさと納税の流出額のランキングで、上から4番目までは全部政令指定都市で補填がある団体でという、そういうところもやっぱり制度をしっかりと区民の方に周知して分かっていたいただければ、流出の一定食い止めにはなるのかなと思うので、これは要望としてお伝えしたいと思います。

○山田委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 ふるさと納税の影響ということで、数値自体はかねてから区報ですとかホームページでも周知をしているところなんですけども、今、委員おっしゃったとおり、具体的な自分事として感じられるような説明ということには、今後の区報とかに掲載する際にはですね、検討してまいりたいと考えております。

○山田委員長 よろしいですか。

それでは、松平委員。

○松平委員 私は45ページの特別区民税と、あとは51ページの特別区たばこ税についてお伺いしたいと思います。

特別区民税、増加傾向にあるということで、課税所得水準の堅調な推移及び納税義務者数の増加によって増加をしているということで、特別区民税に関しても443億の予算を計上しているところでございます。先ほどの総括質疑、他党派からの質疑の中でも、課税標準額が低い層の割合が下がってきていて、高い層の割合が上昇傾向にあるということでございました。実際、200万以下の方が下がってきていて、高い層、700万以上の方が増えてくる。さらに言うと、1億以上の方の数も増えてきているという傾向にあります。

今、税務概要、私、手元にあるんですが、これ令和6年度の実績なんですけれども、例えば令和7年度、また、もしくはその令和8年度以降、この傾向というのは続いていくのかどうなのか、その見通しをちょっとまずお伺いしたいと思います。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 令和8年度についてはですね、世界情勢とか、今の株価とか、その辺の変動が著しいところがございますので、一概に上がりますとか増えますとかというお話はちょっと難しいかなと見ているところではございますが、令和7年におきましては数値が出てきて

おりますので、7月1日時点ではございますけれども、2,000万円以上の所得の方、さらに申し上げるとすればですね、1億円以上の方が納税義務者数が増えていると。いわゆる高所得者と言われる層の方が増えてきていると。全体的にやはり低い課税所得水準の層よりもですね、金額、名目賃金が上がっていることだと思うんですけども、全体的に課税標準額、上に入る方の人数が増えてきている傾向がございます。

○山田委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。2,000万超え、またはそのさらに上の1億円超えも上昇傾向にあるというのが令和7年度の実績見込みということでございました。やっぱり近年、文京区の人口、外国人、中国人富裕層の影響で外国籍の人口が増えているということが言われているところでございますけども、外国籍の方がこの特別区民税の堅調な推移に影響しているのかどうなのかということをちょっと聞いてみたいと思うんですけども、実際、令和8年2月1日現在だと、今、外国籍の方は1万7,069人でした。単純に人口で割っていくと7.2%の割合ということだったんですけども、いろいろ今、SNSやいろんな書き込み等々でいろんな、外国人に関しては様々な御意見持つ方いらっしゃいますが、当然、外国籍であっても、日本の法律に基づいて税金を納める義務がありますし、住民基本台帳の登録は当然するわけで、その上で区立小学校に通っているわけなので、この予算書にある納税義務者数14万3,913人、14万以上の方の中にも、当然、外国籍の方も含まれているという認識だと思います。この納税義務者数の中から、じゃあ、どこの国籍で、外国人の方が何人いるかということ分かるんでしょうか。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 以前からも申し上げておりますとおり、私どもの納税義務者一律の番号で管理をさせていただいております。外国人登録の制度から住民登録に制度が変わった時点で、その番号の付番が全て一律になってしまっているために、外国人の割合、日本人だけの割合ということの抽出はできません。ただ、おっしゃるとおり、一定来、こちらの納税義務者には外国人の方も含まれているということになります。

○山田委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。すいません、ほかでも聞いていらっしゃったのに重ねて聞いてしまいました。単純に、じゃあ、納税義務者数1万4,000、3,914人を、さっきの7.2%で仮に割ったとしたら、1万人以上の方、おおむね1万人強の方がいるんじゃないかということが想像できるわけなんですけども、じゃあ、この1万人の方が課税標準額の高い

層にいるのか、低い層にいるのかというのは分からないということではあるんですけども、ただ、全体から見ると、ここ数年の傾向としては、高い層の割合が上昇傾向にあるし、しかも収入率も、今、99.1%という高い推移で、ここ数年、ずっと推移しているというところから全体から見てみると、具体的な数字は把握できないまでも、外国籍の方も特別区民税の堅調な推移に影響しているのかどうなのかということが見えるのかどうなのか、税務課さんとしてどう分析できるのかというところをお伺いしてみたいと思います。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 外国人に限らずですね、御転入される方についても、文京区の地域特性ではございますが、地代がかなり高いという中で御転入をされてくるので、一定財力、そういった資産は持っている方、収入はある方なのかなというところでは見ております。外国人に限らず、そういった形で税務課のほうは認識をしております。

○山田委員長 よろしいですか。

松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。いろんな御意見される方いらっしゃいますので、ただ、感情論とか、先ほど田中委員もおっしゃっていましたが、感情論とか間違った情報に基づいて判断するんじゃなくて、やっぱり正しい情報と現状分析の上で判断するということが大事だと思いましたので、今回、こういった質問をさせていただきました。

たばこ税なんですけど、あしたですかね。

○山田委員長 松平委員、5時になりましたので、では、明日続けてお願いいたします。

---

○山田委員長 本日は、これにて委員会を閉会いたしたいと思います。ありがとうございます。お疲れさまでした。

午後 5時00分 閉会